

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第五号

平成十五年三月十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村田 吉隆君

理事 阪上 善秀君 理事 下地 幹郎君

理事 竹本 直一君 理事 谷畑 孝君

理事 田中 慶秋君 理事 中山 義活君

理事 井上 義久君 理事 土田 龍司君

理事 小此木八郎君 理事 梶山 弘志君

理事 小池百合子君 理事 河野 太郎君

理事 佐藤 剛男君 理事 桜田 義孝君

理事 西川 公也君 理事 林 義郎君

理事 平井 卓也君 理事 増原 義剛君

理事 松島みどり君 理事 山本 明彦君

理事 吉野 正芳君 理事 渡辺 博史君

理事 小沢 鋭仁君 理事 奥田 建君

理事 金田 誠一君 理事 川端 達夫君

理事 後藤 斎君 理事 鈴木 康友君

理事 中津川博郷君 理事 牧 義夫君

理事 松野 頼久君 理事 山田 敏雅君

理事 河上 覃雄君 理事 福島 豊君

理事 工藤堅太郎君 理事 赤嶺 政賢君

理事 大幡 基夫君 理事 塩川 鉄也君

理事 大島 令子君 理事 金子善次郎君

理事 山谷えり子君 理事 宇田川芳雄君

経済産業大臣 平沼 赳夫君

国務大臣 谷垣 禎一君

(産業再生機構(仮称)担当大臣)

内閣府副大臣 伊藤 達也君

内閣府副大臣 根本 匠君

経済産業副大臣 高市 早苗君

経済産業副大臣 西川太一郎君

経済産業大臣政務官 桜田 義孝君

経済産業大臣政務官 西川 公也君

政府参考人 (内閣府政策統括官)

坂 篤郎君

政府参考人 (内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室長)

江崎 芳雄君

政府参考人 (内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長)

梅村 美明君

政府参考人 (内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長)

小手川大助君

政府参考人 (財務省大臣官房参事官)

日野 康臣君

政府参考人 (財務省理財局長)

寺澤 辰磨君

政府参考人 (財務省国際局長)

渡辺 博史君

政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長)

林 良造君

政府参考人 (中小企業庁長官)

杉山 秀二君

政府参考人 (中小企業庁次長)

青木 宏道君

政府参考人 (日本銀行企画室審議役)

山口 廣秀君

政府参考人 (日本銀行企画室参事役)

和田 哲郎君

政府参考人 (経済産業委員会専門員)

鈴木 正直君

委員の異動

三月十二日

辞任 山本 明彦君 補欠選任 吉野 正芳君

後藤 斎君 牧 義夫君

大幡 基夫君 赤嶺 政賢君

金子善次郎君 山谷えり子君

同日 辞任 補欠選任

辞任 補欠選任

吉野 正芳君 山本 明彦君

牧 義夫君 後藤 斎君

赤嶺 政賢君 大幡 基夫君

山谷えり子君 金子善次郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

株式会社産業再生機構法案(内閣提出第三号)

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案(内閣提出第四号)

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五号)

○村田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、株式会社産業再生機構法案、株式会

社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一

部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行

企画室審議役山口廣秀君及び日本銀行企画室参事

役和田哲郎君の出席を求め、意見を聴取し、また、

政府参考人として経済産業省経済産業政策局長林

良造君、中小企業庁長官杉山秀二君、中小企業庁

次長青木宏道君、内閣府産業再生機構(仮称)設立

準備室長江崎芳雄君、内閣府産業再生機構(仮称)

設立準備室次長梅村美明君、内閣府産業再生機構

(仮称)設立準備室次長小手川大助君、内閣府政

策統括官坂篤郎君、財務省大臣官房参事官日野康

臣君、財務省理財局長寺澤辰磨君及び財務省国際

局長渡辺博史君の出席を求め、説明を聴取いたし

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○村田委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。阪上善秀君。

○阪上委員 限られた時間ですので、もう厚化粧
も薄化粧もなしで、単刀直入に質問をいたしてま
いりたいと思います。

まず、市場の原理の尊重と産業再生機構の役割
についてお伺いをいたしてまいりたいと思います。

私は、企業自身の再生への努力を前提としなけ
ればならぬと思っております。機構はあくまで、
企業の自主的な再生努力を債権買い取り等により

側面的な支援をするものであって、機構が企業の
生死を決めるというようなことは、日本は社会主
義国家ではないわけですから、市場ルールに過剰

に介入すべきではないと考えます。
企業や産業再生において果たすべき役割につい
て、政府の役割をお伺いしたいと思っております。

○谷垣国務大臣 企業あるいは産業の再生につ
きましては、金融機関の不良債権処理の加速化とあ
わせて、日本全体、政府全体で早急かつ強力に推
進することが必要だという基本的な前提がまずご
ざいます。

企業再生につきましては、今委員もおっしゃい
ましたように、基本的には民間主体で進んでいく
ことが望ましい、それはもう間違いないことだと
思います。しかしながら、現実には、メインバン

クや非メインバンクの金融機関がたくさんあって
調整が難しい場合とか、あるいは事業再生に関す
る我が国のマーケットが必ずしも十分に育ってい

ないとか、あるいは異なる金融機関、銀行グルー
プにまたがるような再生は民間だけではなかなか
難しい、こういった事情があるかと思っております。こ

うした理由から、期間を限って政府が関与しまして、事業再生を促進する組織をつくって、事業あるいは産業の再生を強力に推し進めていこうというのが、今度のこの機構の趣旨でございます。

いずれにせよ、委員のおっしゃったとおり、本来は民間主体が進むことが望ましい分野でございますから、機構の活動に当たりましては、企業再生マーケットの育成なども視野に置いて、民間の知恵あるいは活力、こういうものを十分に活用していくということで臨みたいと思っております。

○阪上委員 次に、機構の企業に対する再生支援の決定のあり方について伺いをいたしたいと思っております。

機能発揮のために審査のハードルを高くし過ぎますと、必要に応じて弾力的な、実態に即した判断を行うことが必要ではないかと私は考えております。弾力的運用が過ぎますと、淘汰されるべき企業が延命になったり、あるいはまた、機構の再生支援の決定に当たっては、中立的で透明性のある運用が確保されるよう十分に配慮が必要ではないか。公正中立な判断と弾力的な運用をどのように両立させていけるのか、政府の具体的な対応方針をお伺いしたいと思っております。

また、機構の支援決定、債権の買い取り決定や売却に当たっては、法律上、主務大臣及び所管大臣が意見を述べることでできるとされておりますけれども、機構の中立性に対する不信を招くことのないよう十分な配慮が求められるべきであると思っておりますが、この点について、政府の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○谷垣国務大臣 弾力性と中立性、透明性といえますか公平性をどう確保していくかということでございます。

弾力性に関しましては、この機構の仕組みが、いろいろな基準を使いながらも、最終的には、その企業がいわば新しい付加価値をつくっていくことができるか、そういう戦略性を採用できるかどうかというように判断しなければなりませんので、ここはある意味での弾力性が必要であり

ます。それができるように機構もつくっております。しかし一方、では、中立性、透明性がなきゃ、それは恣意にわたるではないかという御批判でございますが、当事者だけでは調整が困難、あるいは時間がかかる、こういう場合がございまして、多数の利害関係者の調整を担う役割が期待されておりますので、今おっしゃったような中立性、透明性の確保は大変大事だと思います。

そのために、支援決定が恣意的に行われることのないように、その支援基準をあらかじめ主務大臣が定めるということにしておりますし、その内容も公表するというにしております。この基準に従って、専門家、有識者から成る産業再生委員会が判断を行うこととしておりますので、中立性というのは十分担保できるものではないかというふうに考えております。

また、透明性を確保するためには、機構の支援決定、あるいは買い取り決定、それから処分決定、こういうものを行つた際には、その決定の概要については公表するというのを予定しております。ただ、公表によりまして、個別企業の権利とか、あるいは競争上の地位とか、そういう正当な利益を害することがあつては、これはもうまくまいりませんので、その具体的な公表の仕方をどういうふうにしていくか、これについては、今後十分検討して詰めていきたいと思っております。

○阪上委員 次に、今回の産業再生が、約十兆円の予算で、手を挙げる企業が二、三十社ではないかと言われているんですが、十兆の金を二、三十社が使う。これは我々、地元の方から聞きますと、富士山の雪の積もった大企業ばかりを優先して、それを支える一合目のふもとに余りにも関心が向いていないのではないかと、大企業に十兆円使うんだしたら、中小企業に五十兆ぐらい積んだらどうかというのをよく地元で聞くんですが、偉い人ばかりを相手にした選挙はよく落ちるんですね。それと一緒に、やはり庶民、大衆を味方にする対

策というものをやっていかないと、これは大変な結果を招くのではないかと私は思うんですよ。お互いに、きょうは人の身、あすは我が身ですからね。

そこで、お伺いしたいんですが、公的資金の注入を受けた大金融機関が中小企業向けの貸し出しを大きく減少しておる、この実態について、中小企業担当大臣としてはどのように考えておられるのか。私は、本当にざるに水を入れてきたことではないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 確かに今、中小企業に対する貸し出しというのが減少していることは、そのとおりでございます。

その背景は、こういう長引く景気低迷の中で、設備投資というものが非常に落ちてきているということも一つの要因だと思っておりますけれども、それ以上に大きな要因というものが、金融機関が抱えている不良債権、これが膨大なために、結局、金融機関としては、厳しい環境に直面しているために、特に中小企業に対して、貸し出しの抑制でございますとかあるいは債権回収の強化、こういうことをやっております。

具体的には、例えば、平成十三年末それから十四年末を比べてみますと、中小企業に対しては十七・九兆円も貸し出し減、こういう形でございまして、これは私、中小企業を預かる担当大臣としては、非常にこの数字はおかしい、こういうふうには実は思っております。

そういう中で、国といたしましては、やはり政府系金融機関がこういう中で対応させていただかなければいかぬ、こういう観点から、補正予算等を通じて財源を確保して、セーフティネット保証の充実でございますとか、さらには、この二月の十日から実施をしておりますけれども、借りが少なくて、こういうものを行いまして、そして、少しでも中小企業の皆様方の負担が少なくなるように、私どもとしては、すそ野を受け持っていたらいい、大切な役割を担っていたらいい、

小企業の方々のために最大限努力をしているところでございます。また、補正予算におきましても、四千五百億の財源で、そして十兆円のセーフティネット保証、貸し付け、こういったことを手当てさせていただいて、今御指摘の点、そういうことは事実でございますので、一生懸命やらせていただいているところでございます。

○阪上委員 次に、都道府県の信用保証協会への財政支援の必要性について伺いたいと思っております。

平成十年十月から十三年三月までの期限つきで臨時特例措置として創設されました特別保証制度、約二十八兆九千億円と、保証枠の三十兆円は使い切つて、中小企業は大変に大きく利用されたと聞いております。

しかし、こういう制度にもかかわらず、大変な企業の倒産がございました。その結果、特別保証利用の後の倒産によつて保証協会が代位弁済したのが一兆五千億円、そして一般の保証を含めた全体の代位弁済が五兆三千億円。中小企業総合事業団がその七、八割を保険として補てんいたしておりますけれども、各都道府県の保証協会は大変なリスクを負つたと聞いております。

そのようなリスクを受けた保証協会は、今度は保証済みをしておるんですね。ですから、国からは積極的な保証を奨励され、また一方では、代位弁済を伴うリスクの責任をとられるという板挟みになつておる都道府県の保証協会というのを、もつとしっかりと応援しなければ、この保証済みというものは解消されないと思つております。

今の政府の態度は、大銀行を中心とした金融対策をやっております。大銀行というのは、元氣な人に酸素マスクをして弱つたら外すというのが大銀行の今までのつてきた手法ではないかと私は思ふんですけれども、今こそ、そういう病気になる患者に酸素マスクをつけるべく温かい手当てが必要だと私は思ふんですね。

ですから、保証協会に潤沢なお金をプールして、そして、その保証協会の保証つきのお金を町の第

二地銀とか信用金庫とか信用組合を通じて貸し与えていく、そうしましたら、末端まで、中小企業の毛細血管まで金が流れていくんではないかなと私は思っております。

これも富士山と一緒に、雪の積もったところばかり行つて一合目のふもとは流れておらないというのが実態ではないかと思うんですが、このことについて、中小企業の資金繰り、あるいはまた保証協会に対する積極的な支援について、政府はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○平沼國務大臣 御指摘の中小企業に関する客観情勢というのは、非常に厳しいものがございまして、御指摘のように、特別保証制度というのをやらせていただきました、百七十二万社の中小企業の方々に利用していただいて、保証も二十八兆九千億、こういうことです。こういう厳しい中で、中小企業の皆様方は一生懸命返済をしてくださっていることは事実でございまして、返済も十九兆円という形で、本当によくやっていただいているわけです。

ただ一方、御指摘のように代位弁済率も、この大変厳しい経済情勢ですから、五%を超えるというふうなことで、これが都道府県の信用保証協会、この財政を非常に厳しくしていることは事実でございまして。

例えば、私どもとしては、数字を申し上げますと、本年度は昨年度に続いて約六千億程度の赤字が見込まれるわけでございまして。今の状況が続いていきますと、今後三年間でさらに九千億足りなくなる、これは赤字が出る、こういうことでございまして、私どもは、とりあえず応急の措置として、これは、平成十四年度補正予算におきまして二千億の財政措置を行いました。これによりまして、当面は何とか切り抜けることができるわけでございます。

資金不足見込み額の大宗は国が負担をする、こういう形にしております。いろいろ御批判があるところなんですけれども、実は、中小企業の方々に

にもこういう厳しい状況の中で最低限の負担をお願いする必要もある、こういう認識のもとで、本年四月から保証料率を、今一%なんでございまして、○・三%程度引き上げさせていただきます。もちろん、国からは積極的に財政支援もしますけれども、この○・三%程度引き上げということとは、今大体、中小企業の方は平均千四百万、こういう形で保証を受けておられますけれども、これは年に直しますと約二万円弱ですから、月二千元を切るぐらいの負担になるわけで、大変申しわけないですけれども、そういった形で、私どもは、両面でこの厳しい財政状況を何とか乗り切つていこうと思っておりますし、先ほどもちょっと触れましたけれども、平成十四年度の補正予算におきまして、セーフティーネット保証の充実のために私どもは四百五十億の予算を計上させていただきました。さらに万全を期していきたい、こう思っております。

私どもは、このことは御指摘のとおり非常に大切ですから、国としてもしっかりとやっていかなければいかぬ、このように思っています。

○阪上委員 次に、機構の二次損失の最小化と不良債権処理の加速化の両立についてお伺いしたいと思うんです。

この法案では、仮に機構の解散に当たって損失が発生した場合、政府はその全額または一部を補てんすることができるとし、国民負担による機構の損失補てんを想定いたしております。機構としては、そのような事態にならないよう最大限の努力をすることは当然ではございますが、二次損失を最小限に控えるために債権の買い取り価格を抑えるべきだという声がある一方、不良債権処理を加速させるためにはある程度の高値で買い取らなければ効果が上がらないという見方もあったり、機構がその点について活動のあり方をどのように考えておられるのか。また、二次損失を最小限に控え、そして機構が不良債権の塩漬け機関とならないようにするためには具体的にどのような対応策を講じるつもりなのか、政府の考えをお聞

きたいと思います。

○根本副大臣 阪上委員から大変重要な問題点、具体的なテーマの御質問がありました。

一つは、機構が高値で買い取るのではないかと、こういう御懸念が一つあるわけであります。再生機構の債権買い取り価格、これはあくまでも「適正な時価」、こうしております。これは、具体的には、当該債権を機構が最終的に売却等の処分を行う際の価格、つまり、機構は一たん買い取るわけですが、三年後にこれを売却等の処分をする、そのときの出口を踏まえた上で設定する、こうしております。

それから、では、具体的には二次ロスを含めてどういう形で考えていくのかということでありまして、具体的には、市場関係者の現在の評価手法と同じような評価手法でやりたい、こう考えております。再生計画においてどの程度の事業収益が見込めるか、この事業の収益の見込みを前提にいたしまして、事業価値あるいは債権の回収可能性などを考慮して算定することとしております。こういう前提に立つておりますので、基本的には二次損失の生じるリスクを最小限に抑えることが可能である、こう考えております。

また、塩漬け機関になるのではないかと御指摘がありました。

一つは、債権の買い取り価格、これは、今申し上げましたように、あくまでも出口で売れることを大前提にしております。高値で買い取ることはありませんし、さらに、買い取った債権につきましては、事業の再生が計画どおりに進んだ場合あるいはそうでない場合であっても、原則三年以内に売却あるいは何らかの形で最終処分を行う、こうしておりますので、不良債権の塩漬けあるいは企業は安易な延命、こういった懸念はないものと考えております。不良債権処理の加速と、きちんとした適正な価格で買って三年後はは出口で売却する、この辺の両立を十分踏まえて対応していきたい、こう思っております。

○阪上委員 この間、ミスター円と言われた榊原

さんとおある会合でお会いしたんですが、そのときおっしゃっておるのは、もう役人の小手先だけの政策ではだめだ、ですから、国の貨幣発行特権を利用して、江戸時代の徳政令のような形をして、大胆な政策をやっていくべきではないか、江戸時代はこれを何回も乱発したので混乱したけれども、一回限りという条件でいかなものかということをおっしゃっております。

具体的に言いますと、政府貨幣発行特権を利用して、政府が日銀に売却して、そして日銀から小切手なり電子で入金させて、例えば四百兆としたら四百兆で国債を減らして、そして総事業の抑制効果を図っていくという形でございまして。これを一遍、財務省の方は、これは国債と違って元金を返さなくてもよいし、金利もつかぬし、チャラという制度ですから、今の役人の目先だけの形になしに、また日銀を通過するだけでいいんですから、これは効果があって、借金は減らせるし、そして公共事業の発注もできるし。

我々の阪神大震災でも、これは経営の失敗でなしに天災で、県も市も約三兆円ほどの赤字を抱えておるんですよ。こういうのを、うまく徳政令を利用して、地方自治体の借金もチャラにできる。大企業だけ救えて、何で公共の自治体が救われへんねんという声もよく聞くんですね。ですから、これもすっきりして、住宅ローンまで広げていったら国民もすっきりしますよ。これぐらいの大胆な政策はいかがかとあなたの先輩の榊原さんはおっしゃっておるんですが、後輩の意見はいかがですか。

○寺澤政府参考人 お答えを申し上げます。

現在の我が国の通貨制度のもとで、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律がございまして、通貨とは、貨幣と日本銀行が発行する銀行券、この二つをいうことになっております。この貨幣はいわゆる鑄造貨幣でございまして、政府が発行する、現在使っておりますコインをいっているわけでございます。

先生が今御指摘の、政府の貨幣発行権とおつ

しやることの意味は、この通貨の中の貨幣ではなくて、もっと広い意味で、政府紙幣も含めた意味での貨幣発行権ということをおっしゃっているとは、長い歴史の中で、諸外国におきましても、もともとは政府が紙幣等を出しておりましたけれども、中央銀行が紙幣を出すということによりまして通貨価値の安定を図るという制度を、諸外国、先進国では全部とっております。

そういった流れの中で、我が国におきましても、明治十五年に日本銀行ができて、十八年から日本銀行券が発行されていくわけでございまして、それを今また時計の針を戻しまして政府が紙幣を発行するというを行うことについては、いろいろ問題があるのではないかなというふうに考えております。

○阪上委員 このような発想ですから、日本の資産、十年余りで約四千兆円も目減らしさせたと思っております。

あと三十秒ほど時間が残っておりますが、質問を終わります。

○村田委員長 福島豊君。

○福島委員 御苦労までございます。

ただいまも阪上委員から徳政令という話がありましたけれども、そういう話が出るほど、やはりどうするんだと、閉塞感が国全体を覆っているのではないかなというふうに思います。

九二年から二〇〇一年までの間に、不良債権については八十二兆円処理された。パブルのときの貸出債権が約百十兆円ですから、八割は消えているという指摘もあるわけでございます。しかしながら、いまだに、不良債権が日本の経済の再生というものを妨げる大きなおしよとなつていっていることが言われ続けているわけでございます。そしてまた、この数年間の推移でも、主要行の不良債権の残高、昨日資料をいただきましたが、十二年の九月十二・七兆円、十四年の九月でも十二・三兆円、全く変わっていない。

今回の再生機構は、不良債権の処理というものを円滑に進めるということが目的で出されるわけ

でございますけれども、この十年間、不良債権は処理してきたけれども、日本の経済にとって不良債権の問題というものはいまだに解決していない、そして処理をしても処理をしてもふえ続けている、これは端的に言うとなぜなのか。そしてまた、そのことが日本経済にとってどういうマイナスの影響を与えているのか。きょうは金融庁の伊藤副大臣がお越しでございますので、端的にお教えいただきたいと思っております。

○伊藤副大臣 福島先生から大変本質的な御質問をいただいたわけでありまして、経済構造改革の中で不良債権問題というのは、ある意味では最大の関門であり、最も難しい問題だというふうに思っております。この不良債権問題を処理していくということは、ある意味では金融機関の収益力を改善する、そして貸出企業の経営資源の有効活用、有効利用を通して新たな成長分野への資金や資源の移動を促すことにつながるもので、他の分野における構造改革とともに実施することによって、我が国経済の再生に必要なものだというふうに認識をいたしております。

こうした中で、昨年の秋に金融再生プログラムというものを取りまとめさせていただいたわけでありまして、このときに私どもが特に認識をいたしましたのは、金融と産業と一体的な再生というものを強力に進めていく必要がある、そのための戦略的な総合的な政策というものをしっかりとやっていかなければいけないというふうに考えたわけでありまして。

この再生プログラムの中では、三つの新しい枠組みというものを提示させていただきました。その一つの中に、産業再生についての新しい枠組みというものも提示をさせていただき、そして政府としては、経済産業省が産業再生法の抜本的改正ということで今御審議をお願いしているわけでありまして、また産業再生機構というものを設立させていただきたいということであわせて御審議をさせていただいているわけでございまして、こう

した一体的な取り組みを通じて、この難しい問題を解決していきたいというふうに考えております。

○福島委員 余り釈然としませんが、昨日も株価、七千九百円を割り込みました。本日の読売新聞では緊急提言というようなことが書いてありましたけれども、デフレ対策、本気でやるぞということ政府は示す必要があると私は思っております。そういう答弁を期待しておりましたが、次に行きます。

先ほど谷垣大臣から御説明がございましたけれども、本来は、過剰債務企業の再生というのは民間が民間の手でやるべきこととございまして、アメリカでは、こうした企業再生ということについて、人材の層も厚いし、そしてまた、逆の意味でそこにビジネスチャンスを見出す、もうけるチャンスなんだという考え方も私は定着していると思うんですが、日本の場合には、こうした形で政府が関与して進めるんだということが今回法案として出てきているわけでございます。

その政府が関与するということは是非というのは、先ほど御答弁がございましたけれども、いろいろとあるんだと思えます。あえてそこで政府が関与するということのメリットをどこに見出しているのか、端的に御説明いただきたいと思えます。

○谷垣国務大臣 先ほど阪上委員にも御答弁したところなんです、確かに、民間主導でやるべきだというのは、私もそうだと思います。しかし、民間主導で私的整理をどう進めていくかというようなことで、私的整理ガイドラインというようなものも民間主導でおつくりをいただいで、いろいろ試みていただいているわけですが、何か弾みがどのくらいついていくというふうにはいかないわけですね。

それで、それはどこに原因があるかということを考えてみると、一つは、先ほど申し上げましたように、関係当事者が多数にわたって、そこに疑心暗鬼があったりして、なかなか話がまとまらないというような事例も相当あるように思います。

それから、これも先ほど申し上げたことですが、特に過剰供給み合いになっておりますところは、メインバンクが違つていたりなんかするようなものを合併させたりすることも必要かもしれない。しかし、それを決断していくということになかなか民間同士では話が進まないということもどうもあるようにございます。

それからもう一つ、今御指摘の点ですが、アメリカでは、かなりこういう再生マーケットと申します、不良債権処理のマーケットもできています。そういうものを証券化させていくような手法も進んでいるし、人材もたくさんいる。そういうものがもう一つ日本で育っていないということがあるように思います。

それで、そういうものに弾みをつけていくには、これはまさにここが判断の分かれるところだと思いますが、中立的な、ある意味では利害当事者でない者が出てきて、中立、中立という言葉がいいかどうか問題があるんですけども、中立的な立場から皆中を押してやるということが物事が進んでいくきっかけになるんじゃないか、そういうことがこの産業再生機構をつくるメリットではないかと思えます。

しかしながら、これを運用していくに当たっては、今申しましたような再生マーケットとか、そういう人材の育成とか、そういうことを視野に置いて、本来民間がやるべきところを官が独占して、結局官業が民業を圧迫するというようなことのないように、そういうマーケットの育成にうまくつなげていくような工夫を行っていくということが必要ではないか、こう思っております。

○福島委員 日本は、そういう意味では人材の層も薄い。オン・ザ・ジョブ・トレーニングという言葉もありますけれども、ここで一生懸命取り組んでいく中でしか、多分そういうマーケットもできてこないだろうと思えます。

次に、これもよく言われることでございまして、既存のRCCとの役割分担というのとは一体どうするんだ。それぞれ見ますと、やはり重なる書き方

をしているわけでございまして、これからやっていくに当たって、そのところは明確にしておく必要があると思いますので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○根本副大臣 委員から、今、RCCと今回の再生機構の役割分担をどうするのか、そういうお尋ねであります。RCCとの関係につきましては、まずRCCの基本的性格は何か、これは、最初、設立目的からして、債権の回収を目的として、要は不良債権処理の受け皿にならう、こういうことでRCCは設立されましたので、RCCは、原則として、まず破綻懸念先以下の債権を買収してその回収を行う、これが業務の中心であります。そうした中で、買い取って、当該債権に係る債務者が再生の可能性がある、こういうことが判明した場合には、実は再生機能も付与していますから、再生しよう、こういうことになるわけですが、RCCはいわば債権買い取り先行型の組織ということが言えるんだらうと思ひます。

それから、これに對しまして産業再生機構、これは目的が事業の再生ということで、要は事業の再生を通じて産業再生を図るんだ、こういう目的にしておりますので、そもそも、再生可能であると判断された場合に限って、債権者である金融機関等の利害調整を行って、非メーンの金融機関などから債権を買収して集約して、必要に応じて債務者に対して貸し付けも行ふ。RCCは貸付機能はありますが、再生機構は貸付機能を持つておりますので、必要に応じて債務者に対する貸し付けを行うことを通じて事業の再生を促進する。これはいわば再生可能性先行型の組織。基本的には、RCCは債権買い取り先行型の組織、再生機構の方は再生可能性先行型の組織であつて、RCCとはこの点が基本的に性格を異にしている、こう思ひております。

ただ、いずれにしても、産業再生機構がその業務を実施するに当たりましては、RCCとの協力体制の充実は十分図つて効率的な運営をしてまいりたい、こう考へております。

○福島委員 大変わかりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。

次に、産業再生委員会の支援の決定の問題です。先ほど阪上委員からも、透明性、中立性の確保が大事だという話がありました。もちろん、企業のさまざまな情報入手するわけでございしますから、機密の保持ということも大切でございしますけれども、適切な時点で情報の開示はなされるべきである。決定について速やかに公表するということになっているわけでございします。その決定のプロセスそのものについても、私は、事後的に、あくまでこれは事後的にですけれども、検証できるようにな体制というものを考へておくべきじゃないか。そのことによつて、そのときにこの委員会の委員の方が最善の判断をしたということが検証できるように、そういうことも想定しておくべきではないか。恣意性をどこまでも排除するということから、私はそういうことが必要ではないかと思ひておりますが、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 適切性、公正性それから透明性、そういうものをどう組み合わせいくかということだと思ひますが、この機構の仕組みとしては、三年ぐらいの再生計画終了時点できちつと自立していけるかどうか、まずこの判断を適切に行うことが大事だと思ひます。それで、そのために用意しましたのは、有識者といひますか、この分野の経験者を集めて、もちろんその前のいろいろな下調べとか下ごしらえのプロセスも重要でございします。最後は有識者を集めた産業再生委員会できちつと適切に判断していただくということがまず第一だろうと思ひます。そのための委員会でございます。

それから、その判断を行うについて、支援決定を行うについては、主務大臣あるいは事業所管大臣の意見を聞いて、過剰な供給を温存するようなことがないかという点について意見を述べていただく、あるいは買い取り決定や処分決定に当たつてもその主務大臣の意見を聞く、おおも

ねこういう方式で公正さを担保することにしているわけですが、それが適切に行われているかどうかというのは、まさに透明性にかかってくると思ひます。

それで、いろいろな決定をしましたときに、その概要については速やかに公表することにいたしておりますが、細部のどこまで公表できるかにつきましては、それぞれの事業のノウハウとかそういうものをどう担保していくかということがございします。これからそのところは詰めて、今委員のおっしゃつた、後から手続の公正性を担保できるように仕組みとその企業の秘密との調和をどこに求めるか、これは詰めていかなきゃならないと思ひております。

○福島委員 よろしくお願ひいたします。

また、今大臣御説明ありましたように、決定に際して、所管大臣が事業分野における過剰供給構造の実態を考慮して意見を述べるといふようにされておりますけれども、これも「過剰供給構造」という非常に漠然とした言葉で書かれておりますが、それぞれの大臣は、自分の所管事業分野が過剰供給なのか過剰供給でないのか、どうなっているのかということについて、今まで見解を私にまづらかに聞いたこともないわけでございします。こういうことを明確にしておくべきじゃないか、そういう思ひもございします。そしてまた、この点については、谷垣大臣そしてまた平沼大臣、両大臣の御見解をお聞かせいただければと思ひます。

○平沼国務大臣 御指摘のように、所管大臣、私は主務大臣であり所管大臣であるわけですが、所管大臣というのは、やはり過剰供給構造あるいはその他の当該事業分野の実態を考慮しまして、御承知のように機構に対して意見を述べることができ。そこについては、もう少ししっかりと、きちつとわかりやすい、だれが見てもわかりやすい、そういうことであるべきだ、こういう御意見、そのとおりだと思ひております。

しては、過剰供給構造にある分野というのは、一つは、供給能力が必要に照らして著しく過剰でありまして、かつ、その状態が長期にわたつて継続をする、そういう状態を定義づけているわけでございします。詳細な基準というのは、これはやはり必要でございしますから、その詳細な基準としては、産業再生法に基づきます基本指針の中で明らかにしているところでございします。

具体的に申し上げますと、一つは需給ギャップを示す稼働率あるいは利益率や、もう一つ機械装置資産回転率の低下傾向、それからまた価格と利益率の低下傾向等、そういったところから客観的ないわゆる基準を定めていこう、こういうことで、非常に客観的でわかりやすい、こういう形をしっかりと出さなければいかぬと思ひております。

加えて、今回の産業再生法改正案におきましては、過剰供給構造にある分野であつて、当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当である、こういうふうな認められる分野については、やはりもう一段わかりやすくするため、事業分野別指針を定める、こういうことができ。ことに相なつておりますので、私どもとしては、機構の決定に際して、事業所管大臣は、こうした産業再生法に基づく、今申し上げた基本指針でございしますとか事業分野別指針ののつとつて、過剰供給構造の実態をしっかりと認識して、必要に応じてその実態に基づいて意見を述べる、こういうことでやっていくべきだ、このように思ひております。

○谷垣国務大臣 今平沼大臣からお話がありましたが、いろいろな指針がもう用意されておりますので、そういうものののつとつて、主務大臣あるいは事業所管大臣の意見を述べていただくときに、それが不明確な意見になる、あるいは不適切な意見になるということはないのではないかと、うふうに思ひております。

我々機構としてさらに大事なことは、そういう今産業再生法に用意されているいろいろな指針と同時に、やはり最後、再生のときにスポンサーな

り自力でリファイナンスができるかどうか、ここを見きわめていくことが、結局、そこでそういうものがきちっとあらわれるということであるならばいろいろな問題が解消するわけですから、先ほどのような意見とあわせて、その判断をしつかりしていくということが大事だと思っております、そのところは、どういう方にきちっとそこを判断していただくか、ここが実は大変難しいところでありまうけれども、やはり人を得てきちっとやっていくということが一番大事なのではないか、こう思っております。

○福島委員 なる御説明いただきましたが、製造業とかですと稼働率とかよくわかるんですが、事業分野によって相当にこれは違いがあるんだらうという気もします。そしてまた、需給ギャップというお話もありましたが、これ自体も景気によってまた変わってくるわけですね。ですから、そういうことをどう判断するのかな、適切な判断をしていただきたいと思います。

時間もありませんので、最後に一問お聞きしたいんですが、再生計画、これをつくっていただく、ただ、この再生計画がうまくいくのかということとは常に問題になるわけです。とりわけ、昨日のように株価も七千九百円を割り込む、こういう状況が続けば、変わると私は思っておりますけれども、幾ら再生計画をつくっても絵にかいたもちになつてしまう。

ですから、再生を進めていこうと思えば、マクロの経済環境というのがよくなければ進まないわけですね。二次損失、これを最小限にするというのは、ある意味でマクロの経済環境をよくするという一方の政府の努力がなければうまく動いていかない。ですから、この期間一定の経済成長というものを確保する、そういう政府は意思を示す必要があると思います。

予算も間もなく成立するわけでございますけれども、株式市場もそういうことの影響を余り受けずに、国際的な影響で下がっているわけですから、予算が成立間近だということを国民がどの

程度前向きに評価しているかということは、我々自身も問うてみないかぬと思っておりますし、そしてまた、反応が悪いということであれば、次どうするかということも直ちにまた考えなきゃいかぬということなんだろうというふうに私は思っております。

この産業再生機構法がうまく進んでいくために、政府としてマクロの経済の問題をどう考えるのかということについて、最後にお聞きをしたいと思います。

○坂政府参考人 今先生御指摘のように、世界経済の問題あるいは地政学的な問題といったようなことで株価低迷とかそういう厳しい情勢が続いておるわけでございますが、中期的に見ますと、そういう厳しい情勢のもとでは、当面は成長率というのなかなか上がらないんじゃないか、こういうことでございます。

政府、日本銀行といったしましては、一体となつてデフレ克服を目指していかなくちゃいかぬ、早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組まなきゃいかぬ、そういうこと。それから、本来的な成長力をつけていく。そのためには、金融でございまして、きょうの御議論もその一環かと思えますが、税制でございまして、歳出あるいは規制といったものについて構造改革をしていく、こういうことによつて成長力が上がつて、今先生が御指摘になりましたような成長がだんだん続いていく。

特に、不良債権の問題でございましてけれども、不良債権というのは、先生おっしゃいましたように、景気が悪いとふえるという面と、不良債権があつて金融仲介機能がもう一つ万全にいつていないので成長が足を引っ張られるという両方の面があるんだと思います。不良債権処理を加速していただきますと、金融仲介機能が回復されていく、いわばお金の回りがよくなつていくということだと思ひますが、そうしますと、いろいろな新しい分野、最近新しい分野のいろいろな企業というのが出てきておりますけれども、そういう新しい分野に

お金が回つて資源が回る、それで持続的な成長が続いていく、そういう努力をこれから一生懸命やっていかなくちゃいかぬ。

同時に、今申し上げたのはやや中期的な、基礎的な話でございますが、短期的ないろいろな動向に対しては注意深く見守つて、適時適切に対処をしていく、こういうことではなからうかと思ひます。

○福島委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 金子善次郎君。

○金子(善)委員 保守新党の金子善次郎でございます。

株価が大変な状態になつてきた、イラク情勢、いろいろな要因があることは当然承知しているところでございますけれども、ただいままでの質疑の中でも経済をどう見るかというお話もございましたが、西川副大臣、今の経済の見通し、大変心配な状態だというふうに思ひますが、ひとつ経済産業省としての見通しにつきましてお話ししたいと思ひます。

○西川副大臣 御指摘のとおり、デフレ経済下で大変厳しい状況にありますことは間違ひございません。

実は、私どもとしては、丹念にいろいろな統計類を分析いたしますと、製造業では若干持ち直しの動きが見られるということもこれは間違ひない事実なんですけれども、米国向けの輸出が伸び悩んでいるとか、弱含んでいるとかという実情がございまして。それから、先ほど来御答弁もございました、また御質疑にもございましたように、イラク情勢が、我が国のファンダメンタルズを必ずしも反映していない株価の動きに反映されている、こういう事態もございまして。

そこで、私どもとしては、デフレ脱却のためにいろいろな手を総合的に政府としては打っているわけでありまして、当省といたしましては、そういう中でどうしても厳しいしわ寄せを受ける中小企業者に対する金融のセーフティーネットなど一

連の施策を講じて、緊急対策をしていきたい、こんなふうにも思つておまして、昨今の借りかえのシステムなどは、たちまちのうちに三千億円に達して、一万九千件という保証実績も、早くも四週間で出ているわけでございます。そういうようなことも一つの成果ではないかと思ひますが、裏返せば、それだけ厳しいということの証左ではないかと思つております。

○金子(善)委員 ただいまお話をいたしましたように、大変厳しい状況だということであらうかと思ひます。政府全体として日本経済の立て直しに取り組んでいかなければならない、これは当たり前のことだと思ひます。

そこで、大臣にぜひお伺ひしたいと思ひますのは、経済政策というのは、単に政府だけではなくて、やはりもう一方の日銀という存在があるというふうに思ひます。私は、今までの日銀の政策、必ずしも適切にはいっていないというふうに見ている一人でございます。

今、マクロ経済学の一般的なと申しますか、通説というふうに考えてよろしいかと思ひますけれども、日本のいわゆる実質的な成長率、適正成長率と申しますか、これは経済学の分野で使っているわけでございますが、大体二%内外のものはあるんだと。ところが、実際の、過去バブル崩壊以降の実質成長率というものを見ますと、大体一%程度にとどまつています。ギャップがずっと続いてきている。現状では、おおむね八%程度の需給ギャップがあるのじゃないかというようになことをマクロ経済学の分野で言われているわけでありまして。このギャップを埋めないことには日本経済が本格的に立ち直るということはある得ない、これは、経済学的にはつきりしている一つの理論があるわけでありまして。

このギャップを埋めるという手段としては、いろいろな手法があるのは当然でございます。財政もあるのも当然でございますが、一方、やはりそれでできない場合は、もう一つの何かがあるかというの、これがまさに日銀の権限としてできる

分野であるわけであります。

そういう観点で、これから新しい日銀総裁も生まれるというようなことで、我々は強く期待しているものでございますけれども、経済全体を面倒を見る立場にある大臣とされまして、日銀に対する期待。小泉総理の記者会見等、あるいは国会での発言等をお聞きしておりますと、日銀にあれこれ具体的に言うのは控える、ただ、政府と日銀が一体となつてこのデフレを克服するために頑張つていかなければならない、当たり前のことを言われているわけでございますけれども、少なくとも政府としてのメッセージ、具体的なメッセージを与えていくということもこれまた極めて大切なことではないかと私は思いますけれども、大臣として具体的にどういうことを日銀に期待されているのか、それをお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 確かに今、国の潜在的な成長率というのは二%ぐらいある。しかし、諸般の事情で、それが例えば昨年度は〇・九、約一%だ、ここにギャップがあるのじゃないかということ、私はそのとおりだと思つています。やはりこのギャップを埋めるためには、御指摘のとおり、あらゆる政策手段を動員しなければいけない、これも私、おっしゃるとおりでございます。ですから政府といたしましては、例えば財政出動も補正予算を含めてやりましたし、規制緩和等あるいは中小企業対策等いろいろやっております。

日銀に関しましては、例えば財政諮問会議の場におきまして、あるいは政府・与党連絡会議、これは私も出ているわけですが、日銀サイドとしては、マネタリーベースはじゃぶじゃぶするほど、出し過ぎるほど出しているということが、常に日銀サイドからのそういうコメントでございまして。

私は、あるときちょっとそれに対して異論を唱えまして、マネーサプライが非常に多いといつても、それは銀行までじゃないのしょうかと。実際に数字が示すとおり、それが例えば中小企業の貸し出しに向くとか、そういうことになつてい

い。それはデータの、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、十三年度と十四年度を比べますと、中小企業に対する金融機関の貸し出しというのが大幅に減つていっているわけです。

ですから、やはりデフレを克服するというのは、ベースマネーというのを経済の隅々まで行き渡らせることが非常に大切なことだと思います。私は、日銀はやはり、日銀のある意味では専横事項かもしれないけれども、前例にとらわれることなく、やはりこういう厳しい経済状況の中では、積極的な対応というものは経済産業を担当する大臣としては期待をしているところでございまして、政府といたしましては、一生懸命、政府でやるべきことは全力を尽くしてやっていかなければいけない、こう思っています。

○金子善委員 ただいま大臣がおっしゃられるとおりでございまして、今まで日銀がやっていっているのは、確かに資金は市場にじゃぶじゃぶありますよ。それは、金融政策といいますが、日銀の金融政策の一つの方法でやっていっているだけであつて、これはいわゆる利子率の世界。これは実証研究もあるわけですが、利子率が大体二%以下ですと余り効果がない。ましてや今ゼロ金利の時代でございまして、ほとんど効果がなないというような実証的な研究もなされているわけなんです。

金融の権限としての機能からいえば、いわゆる資産価格、これに手をつけていくという政策もございいます。また為替、これについて直接入つていくということもあるわけなんです。こうしたこと、例えば株式投信の分野あるいは不動産の投資証券の分野、これは税制改革も伴わないとなかなかうまくいかないと言われているわけではございまいけれども、税制はあくまでも政府はそれはやればよい。ただ、そのお金の問題については、やはり日銀というものが出てこなければならぬんじゃないか。あるいは社債を買うということだつて日銀はできるわけです。これは、よくインフレ懸念というような問題が言われるわけですが、あ

くまでも物は買っていますから、資産は日銀に入つてくるということになりますから、ただただお金を印刷して市場にばらまくというのの意味が全く違うわけでありまして。そうしたことで、まさに総合的な対策がなければ日本経済は浮揚しない。

これまで政府もいろいろ努力をされてきたことは間違いないと思うのです。ところが、日銀が常に当座預金残高を上げますよと、実際の企業にほとんど金が行つていない、こんなばかなことをほつておいていいのかどうか。私は、小泉政権としてきつと具体的なメッセージを、日銀総裁も今度かわられるという機会でもございまして、そこをはつきりしていただきたい。強く御要望を申し上げたいと思います。

そこで次に移らせていただきたいと思ひます。産業再生機構の問題でございしますが、これは今、先ほど来からも論議がございました。基本的に自由経済市場ではこれはやっていく話ではないかと。例外的にRCCがあり、また産業再生機構というものを新たに設けるということでございますが、そこで、二つの懸念がございします。

一つは、RCCは名前のとおり整理機構と申しますか、反面、産業再生機構はできるだけ企業の自立を助けていくということに視点があつたんだというのを言われたわけではございまいけれども、先ほどの質疑でもそういう御答弁がございました。しかし、金融機関とともに、自立できるようなところはいろいろ計画を立ててやっていくという現実がございします。そうしますと、RCCにも行かない、その間のところということだと思ふのですが、そういうようなところというのはどういうところあたりが想定されるのか。逆に言いますと、なかなか自立可能なところというものが再生機構のところに来る可能性が少なくなるおそれがあるんじゃないか、その点ちょっと危惧されるわけではございしますが、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 RCCは、先ほど根本副大臣が

らも御答弁がありましたように、もともと回収が目的ですから、それで、相当悪くなった破綻懸念先以下をまず買つて、今までの中で再生可能なものは再生させてきた。これは、RCCとしても大変御努力、御苦労のあつたところだと思ふんですね。いわば、こういう言葉が妥当かどうかかわりませんが、土のようになった中からきつとしたものを拾い上げていくという作業だったろうと思います。

それはそれで、一生懸命努力して成果を上げていただいているわけですが、産業再生機構は要管理先を主として扱うわけですので、もう少しわいば体力があるといえますか、だめになり方が少ないものを扱うわけですね。ここが目指すものは何かといふと、多分、確かにそういう制度的な違いがあるんですが、ぎりぎりのところまで頑張りが過ぎて、気づいたときにはにっちもさっちもいなくなつていってしまうところまで行く前に、つまり、言つてみればがんの早期治療みたいな形で再生を、本来メインの仕事ではきつとするものを持つていながら、不良債権に足をとられて、過剰債務に足をとられて動きがとれなくなつていっているものを早くがんを切開してやる、そういう役割の違いがあるんじゃないかと思ふんです。

そこで、実は、やれるところは自分でやっていると、実は、やれるところは自分でやっていると、いわば道具が政府の中でもできてきて、いろいろなことが進んできましたときに、それが刺激となつて、民間でやれるものはどんどんやろうというのでやっていただけるのなら、それは結構なことだと私は思っているんです。それで、どんな民間でできてしまったかこれは結局閑古鳥だということになれば、それはそれでも本当はいのかもしれない。

ただ、先ほどから御説明しておりますように、メインバンク間の調整とか、メインバンクが違つたところの再編とか、そういったものになりますと、やはり中立的な第三者、ここが出ていく余地が相当あるんじゃないか。それから、そういうこ

とをやりながら、企業再生のマーケットあるいは人材を、さつきどなたかオン・ザ・ジョブ・トレーニングとおっしゃいましたけれども、そういう形で日本のマーケットといえますか、そういうものをつくっていくという役割もあるんじゃないか、そういう意味で利用していただけるものというふうに私は思っております。

○金子善委員 わかりました。

ただいま谷垣大臣が言われましたとおり、そういう方向で強力に進めていただいて、少しでも日本の企業の再生に結びつけば、これはまことに結構なことだというふうに思います。

そこでお伺いしたいと思いますが、我々はこの法案には賛成の立場で御質問申し上げるわけでございますけれども、これから法案が通って会社設立の手続などに大体一カ月半ぐらい必要だというふうに聞いております。それで、さらに今度はいろいろな申し込みが来るというようなことで、実際に動き出すのは夏以降あたりではないでしょうかというところが今言われているわけでございます。実際の現況、企業の状態、今、時間があれば中小企業の問題等も本当はお聞きしたいところなんです、大変経済が厳しい中で、一刻も早く急ぐ必要があるんじゃないか、逆な意味で、そういうふうには考えますと、人の確保の問題、いろいろ難しいところがあるんじゃないか。今、マスコミ等では、会長とか社長とか、そういうところだけ焦点が当たって、どういう方が社長になった、会長になった、わあわあ言っておりますけれども、問題はそんなことではないと私は思います。実際にその業務に精通した人間、そういう人をどれだけリクルートして実際に動くようにしていくのか、その辺について、時間の関係もございいますので、決意と方法、どんなふうにか今考えているんだというようにことを御答弁いただきたいと思ひます。

○江崎政府参考人 委員御指摘のとおりでございます、経済情勢等を考えますれば、私どもとしても、一刻も早く産業再生機構が業務を開始する

という状況にしていなければということが極めて重要だと考えてございます。

ただ、産業再生機構は株式会社でございますので、法案が成立をいたしましたとしても、その後、登記が必要でございます。さらには、場所の契約でございますとか、それから機構として人を確保する、採用するということでございますので、こういったのもろもろの手続に所要の時間が必要であらうと考えてございます。

さらに、機構が立ち上がりまして、事前相談に対応していくということが必要でございます。専門家の間ではデューデリジェンスと呼んでおりますが、いわば再生計画の精査、それからそれに基づいた再生業務の調整、こういったものには当然ある程度の時間が必要であらうと考えてございます。

準備室といたしましては、これまで、少しでも機構のメカニズムをわかつていただこうということとで、いろいろな説明会でございましてかQ&Aの発表でございましてとか、いろいろな努力、法案成立前でもできます努力は十二分にしておるつもりでございます。今後とも、法案が早期に成立をさせていただくということをお願いすると同時に、私も準備室として、できることは前倒しで極力していきたいというぐあいに考えてございます。

○金子(善)委員 たくさん質問したいことがございましたが、時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○村田委員長 小沢鋭仁君。

○小沢鋭委員 民主党の小沢鋭仁でございます。

先ほど来の各委員の質問にも出ておりました、ダウが八千円を割れて、先ほど見ましたら、きょうは若干、八千円ほど戻していたようですが、依然として八千円割れの状態でありまして、もう長いこと、ずっと言い続けてきましたので申し上げませんが、私は、完全にこれは政策の失敗だと言っているわけでありまして、正し

い政策を行えば、三カ月でデフレをとめて一年で成長軌道に居る、私はこう確信をしているわけでありまして。そして、政府の中にはそういった発想を持った人もいることを私は十分承知をしているわけですが、その政策が実行に移せない、これが最大の問題だというふうに申し上げておきたいと思ひます。

なぜそれが実行に移せないのか、こういうことに關して言うと、大変借越であります、小泉総理自身がそのことを理解していないということと、それから日銀がみずからの能力を、あれもできない、これもできないということ、全く現在の状況に立ち向かう姿勢、気力を持っていない、この二つが最も大きなことではないか、こういうふうに思っています。

八千円割れということになると、銀行も、あるいはまた例えば生保を含むいわゆる金融関係は大変であります。それに対して、総理や日銀は、金融危機は絶対に起こさない、必要な流動性をとにかく供給してしっかりと守る、こういう言い方をしておりますが、そんなことは当たり前のこととありまして、いわゆる金融危機は起こさないというのとは、ある意味では、例えば金融機関が倒れていくということのミクロの視点であって、現在の八千円を割れているという状況がマクロで日本経済にどれだけの影響を与えているかというその視点がない、そこが最大の問題だというふうに私は思っています。

日銀が自分の所管である金融機関を、行政的な観点でしか物を見ていない。日銀のいわゆる金融機関からの株式の買い取りも、まさにその発想であります。そうではなくて、マクロの発想で、今のダウがこういう状態のときに、日本経済全体にどれだけのダメージを与えているのかということに対しての責任感をしっかりと持っているのかわなけりばいけない。金融機関が倒れるというのは大変な事態であります、そのことだけではなくて、そういう今の現状そのものが大変厳しいんだ、そういう危機感が余りにも足りない過ぎるんだという

ふうに私は感じています。

そして、小泉総理は、それを変え得る最大のチャンスであった日銀の同意人事で、今回まさに判断を誤った。あした、同意人事の採決が衆議院では行われる予定だというふう聞いておりますけれども、残念でならないところでございます。これ以上は申し上げません。

この二法案、まあ三法案であります、一つは付随する法案でありますから二法案でありますけれども、その中で、本日は、再生特別措置法に關してはちよつと横に置かせていただいて、我が党の中でも機構法に關して大変意見が出ておりますので、その機構法に専念して質問をさせていただきますというふうに思ひます。ですから、平沼大臣にはお聞きしませんので、もしあれでしたらお仕事に戻っていただいても結構でございます。

まず、谷垣大臣にお尋ねしたいと思ひますが、機構法の目的は何かというのを改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

当然、法案には機構法の目的という話があつて、一般論が書いてございます。個別事業の再生支援による我が国産業の再生と不良債権処理の促進による信用秩序の維持、こういうことでありますが、こういう一般論ではなくて、いわゆるざっくりばらんとすることがいいのでしょうか、本音で言つたときに、例えば、先ほどから出ておりますが、債権者の銀行、債権者の間の調整というものをするためにこれをつくつたんだとか、あるいはその調整も本来であれば民間がやるべき話であるけれども、しかしなかなかそれがうまくいかないし、そしてなおかつスピードが大事なんで、その調整するスピードを短縮するために政府が出ていくんだというふうなこともあり得るかもしれません。もつとと言うと、例えば、それは再生ファンドというふうな話が本来はもつと育つていて、それがやらなければいけないんだけれども、我が国の場合はその再生ファンドがなかなか育っていない。それで、ここはいわゆる大型の、官製の再生ファンドがある意味ではつくつてそれを補完するんだ

というようなことなのかもしれません。いわゆる本当の、本当のいうか、ざっくりばらんの言い方でこの目的というのは一体どこにあるのかという話がよくわからないわけであります。

逆に言うと、質問をわかりやすくする意味で逆に心配をしていることを申し上げると、我が党のいろいろな部門会議の中で議論が出てきておりますのは、結局は、調整とはいっても金融機関の救済なんではないかという話が目的に、目的といえますか、そういうことを考えているんじゃないかと、あるいはまた、大きな企業をつぶすことが余りにも社会的コストもかかりますから、そういった意味では、つぶさないための意味では仕掛け、理屈をつくるためのものではないかとか、逆から見るとそういうふうなことも目的として言えるわけでありますね。

ですから、それはある意味では制度の、機構の悪用ということになるのかもしれませんが、けれども、そういう意味でいうと、本当にこれは何の目的のためにつくるのかということに関して、大臣の御所見を率直にお聞かせいただきたいというふうに思います。

○谷垣国務大臣 経済について大変御意見のある小沢委員からの御質問、どう答えたいのかなと思つて聞いておりました、まず、やはり、法に書いてありますように、産業の再生を図るとともに信用秩序の維持も図っていかざるを得ないというの、大きな目的として、建前だけではなくやはりあると思います。それと同時に、産業の再生ということについては、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の問題と過剰供給構造という、二つあると思うんですね。それらに対応する仕組みとしてつくりだして、そして信用秩序の方も、そういうことを通じて、信用秩序、不良債権処理も一緒にやっていく。大きく言えば、やはりそういうことは建前だけではなく、あると思います。

さらに、もう少し細かに申し上げますと、今小沢委員のおっしゃったこと、みんな私はそうだと思うんですが、私は三つあると思うんですね。

一つは、やはり、今求められている産業再生、スピード感が必要で、そのスピード感という中には、民間でやらなきゃならないけれども、なかなか民間だけじゃ弾みがつかないじゃないか、背中をどんと押してやる必要じゃないかという、一種のスピード感を追求していかざるを得ない。それが、二年以内に債権を買おうとか、大体五年の期間内で処理をしようということになつていくわけでございます。

それから二番目は、やはり、マーケットを無視したようなことではこれはしょうがないのであつて、本来ならこれはまさにマーケットの論理で、マーケットの、民間の人材でやっていただければいいんだけれども、残念ながらまだ日本はそれが十分育っていない。

よくアメリカの例が引かれますが、アメリカだつて、じゃ二十年前、三十年前にそういう人材がいたかという、アメリカも実はそうではなくて、先ほどオン・ザ・ジョブ・トレーニングということがありましたけれども、処理をしていく中で育つていった。民間がやりやすい雰囲気、やりにくい雰囲気というのは、確かに日本とアメリカで違いはあると思いますけれども、やはり、そういう民間を見据えて、不良債権処理のマーケットや、あるいはそういったものの証券化というものをどうしていくか、こういうものも進めていく、そして、それが将来必ず、日本社会の中でそういうものが育つていくというのが役立っていくんじゃないか。こういう、マーケットを重視するために背中を押したいという気持ちもございまして、それから三番目は、先ほどの目的の中に入っているわけですが、要するに、過剰供給構造というものがあつて、いわば、これは卑俗な表現でありますけれども、ゾンビを生き返らせてみないで足を引っ張つて苦しんでいるような構造があるんじゃないか、今までの再生にはやはりそういう弊害もないとは言えなかつたんじゃないかという御指摘がありますので、それはいろいろ、先ほど平沼大臣からの御答弁もございましたけれども、

いろいろな指標等も使ひまして、再生したけれどもみんな足を引っ張り合つていくという構造ではない、過剰供給も適切にこの仕組みを利用することによって解決していきたい。

小沢委員の言う本音のこのようになったかどうかかわかりませんが、その三つぐらいをやはり私は目指していきたい、こう思つております。

○小沢鋭委員長 一つ、今谷垣大臣の御答弁に対してお尋ねする前にお願いをしておきたいんですけれども、先ほど法の悪用という話があつて、そのときに、例えば民事再生法というのを私たちがつくりました。そして今、民事再生法が正直言つて悪用されているケースというのが結構あるやに私のところに入つてきます。

具体的にどういふことかという、商売でいろいろな債務を持った会社の社長さんが、その権利がふくそうしてとる面倒くさくなつて、結局は民事再生法で、駆け込み寺じゃないですけれども、そこに駆け込むことによって、裁判所がみんなある程度権利も調整してくれるし、そして、御承知のように役員はそのまま残つてやれますから、ですから、もう面倒くさくなつて駆け込み寺みたいになつて駆け込み寺じゃ。やはり困るのが、いわゆる少額の債権を持つていような人たちが、そういった中小企業の人たちが大変、ある意味ではつらい思いをする、こんな話なんかも聞かえてくるわけですね。

ですから、そういう話なんかも、本来予定した制度の目的とは、やはりそれがかなり逸脱して何かうまく悪用されちゃつていよう、こういうやうなこともあつて、この機構法の場合には割とそういうことが起こり得るのかな、そういう懸念がすごあるんですね。ですから、ぜひそういうところも頭に置いていただきたいというお願い。

それから、大臣の御答弁の中で、過剰供給構造をやはり全体として変えていくんだ、こういうお話がありました、確かにそれはこの法案の中で言うと、各省の大臣が関与する部分で産業的なアプローチというのがあるのかもしれませんが、基

本的には事業者、一つの企業と銀行が持ち込んでくれるわけですね。

ですから、形の上では本当に、産業再生という言葉ではなくてまさに事業再生、企業再生なんではないか。大臣が、産業としての過剰供給構造を考えていくんだとおっしゃつたけれども、そうではなくて、それはまさにミクロの企業の救済の話なんではないか。そういう意味では名前と実態が、法案の中身は違ふんじゃないかという気もしているんですが、その点はいかがですか。

○谷垣国務大臣 まず、今までもいろいろ制度をつくつても乱用事例があつたじゃないかというのは、確かにそういうこともあるのかもしれませんが、それで、我々の今用意している機構も、いろいろの意味では、適正に妥当に運用されるような制度的な仕組みもつくつておりますが、一方、この企業が生きられるかどうかというのは、先ほどからの御議論にもありますように、かなり個別に、弾力的に見なければならぬ部分もございまして、その弾力という名前が美しいけれども、場合によるとうまく使われない危険もやはりあるんだらうと私は思います。

そうなりますと、結局、運用する人に適切な人を得られるかどうかというところにかかってくるというやうなことがいろいろございまして、これは万全なものではなくてなかなかございませんから、我々は万全を目指して努力していくとしか今の段階ではお答えできないのではないかとと思つております。

それから、御答弁している間に、もう一つは何でしたっけ……(小沢鋭委員長「過剰供給構造」と呼ぶ)これは、産業再生法のスキームや何かを使わせていただいて、少なくとも過剰供給構造を助長するようなことは我々はしてはならないと思つておりますし、確におっしゃるやうにそういうことを、ミクロなことを積み重ねることによつて結果としてそれを目指すというのが我々の機構、余りだんびらを振り回しても仕方がありませんので、結果としてそうやっていくのかなと

思っております。

○小沢鋭委員 意外とそのところは大事なところではないかと思つていて、産業ということに名をかりて個別の企業の救済に、そしてまた金融機関の救済になつてはならない、こういう問題の指摘をさせていただきたい、こういうことでございます。

次に移させていただきますが、この機構は責任の所在がちつともはつきりしない、こういう意見が大変強いんです。どういふことかといふますと、要は、谷垣大臣が担当大臣としていらつしやる。そして、機構は株式会社ですから社長が出てくる。その中には、今度は委員会といふものをつくつて、そこには委員長ももちろん互選で選ばれて委員会といふものもある。そして、今度は各省大臣が支援措置に関しては意見を述べる。こういう話があつて、所管の一番上は総理大臣だ、こういう話なわけですね。

これは、本当に現実に、もしいろいろな問題が起こつていったときに、一言で言うところの政治的責任は一体だれがとるんですかといふことです。これは、平沼大臣にもいつもこの委員会、本当にエネルギー政策、原子力政策の政治的責任の所在がはつきりしないじゃないですかといふも申し上げている話があるんですが、これは、そんなこと以上いろいろな頭があるんですね。ですから、もし本当にこれ、ああ、あの話が失敗したねといふ話のときには、本当に一体だれが責任をとるんだらう、こう思うんですが、いかがですか。

○谷垣国務大臣 行政サイドから申しますと、主務大臣は三人おるといふことになっておりまして、内閣総理大臣と、それから財務大臣と、ここにおられる平沼経済産業大臣、お三方が三者である。

それで、総理は主管として、機構の第一義的な窓口、それから関係省庁の総合調整を行う、そして信用秩序の維持を図る、こういう観点でございます。財務大臣は、信用秩序の維持を図る立場及び国庫大臣としての立場から主務大臣になってお

られる。それから経済産業大臣は、業種に普遍的な産業政策を所管する観点。それで、それぞれに對して権限と責任を持つ。特命担当大臣は今私なわけでございますが、これは内閣府設置法に基づいて、総理を助けて、命を受けて施策の統一を図る、こういうことでございまして、行政的に申しますと、この主務大臣に責任があるということ

は明らかであらうと私は思います。

しかし、実際に機構を運営していくとなると、産業再生委員会といふものもあり、そしてその機構の社長といふものもおつて、そこも一体どちらが何だかはつきりしないという御意見も確かにあるわけでありまして、産業再生委員会といふのは、いわば取締役会の中のインナーボードで重要事項の決定権限を付与されておりまして、委員長はその運営について権限と責任を持つわけでありまして、機構全体としてはやはり社長が代表取締役として会社を代表して、そして業務執行の責任を負う立場になると思つて、具体的な業務が動き出したときの責任者はやはり社長だろつと思つております。

それで、なぜこういうふうにわかりにくい、まあ、わかりにくいと私が言つてはいかぬのですが、こういう仕組みになっておるかといふと、それは、本来民で行うものでありますけれども、例えば国が十兆円の債務保証をしているというように国が関与しますので、やはり行政がそこに権限と責任を持たざるを得ないだらう。こういう仕組みになつておりますから、行政上の責任と、それから実際に処理をしていくところの責任といふものはそれぞれはつきりしていると私は考えております。

○小沢(鋭)委員 やはり、今そこをはつきりさせるには、私は、政策としてこれをつくるというのはいいんだと思つて。ただ、今大臣がおつしやつたように、債務保証という形ではある意味では関与しているという話ですが、政策論だったらば、そこをリードして、一切の政府保証とかそういう話は、資金的な話はなしにするというの

が物すごくわかりやすい区分けです。政府保証がなかったらこれはできないんでしようかね。そういうふうにはつきりと区分けをして、まさに株式会社にやるのであればインシアチブを政府がとつて機構をつくるというのはいいですが、そこはいい。だから、もう政府保証もしないといふくらいに明確に区切つたらば、はつきりそこからは今度は民の話ですねといふふうな、求めに應じて融資するといふ話はあつてもいいかもしないませんが、そういうことは考えられないんでしようか。

○谷垣国務大臣 今小沢委員のおつしやつたところは、非常にデリケートな難しいところであると私も思います。

ただ、これは先ほどの御答弁の繰り返しになるかもしれませんが、やはり、民だけではなかなか進んでいかなかったという今までの現実がございまして。そして、先ほどたしか小沢委員が官製再生ファンドといふような言葉を使われたと思つて、民の中でどういふ十分な資金力を持った再生ファンドが現実には活発に動いていれば、必ずしもこういうものはなくてもよかつたのかもしれない。

確かに、四、五年前に比べますと、そういう再生ファンドも生まれつつあると私も思いますが、では民だけに任せておいて十分な資金供給が行われるかといふと、それはやはり、先ほど申し上げたスピード感とかそういう面から申しますと、いや、座してそれ待っているのは忍びないなといふ気持ちでございまして、こういう仕組みになつていふといふに私は考えております。

○小沢(鋭)委員 谷垣担当大臣も大変御苦労だろつと思つて、今の、こういう仕組みになつていふんだらうと思つて、こういう言葉で私なんかを感じるの、谷垣大臣がこれを一番最初に考へて、そして担当大臣になつて、こういう話であれば答弁ももうちよつとすつきりするのかもしれないが、やはりそこはそうじゃないんですね、当然のことながら、経緯として、

言われている話は、金融機関のいわゆるバランスシート問題がずっと先行する中で、やはりそれは産業サイドもやらなきゃいかぬじゃないか、こういう議論が昨年の秋にあつて、だけれども、ある意味でいうと、大変なスピードでこれはできたんですね、法案そのものは。私なんか、見て、あれよあれよと思つ間に、何か、話が浮上したら一気にこんなにかい法案が用意された、こういう意味では驚くくらいなわけですね、やはりこれは政府の中でも、ここまでやるのはどうかね、こういう感覚がかなりあるんだらうと思つてすね。本当にここまで官が介入してやるのはいいんだらうかと。

確かに、金融機関のバランスシートの問題から、いわゆる産業そのものを扱うといふ話が必要だ、私はここは本会議の質問でも申し上げましたように、大事な視点だと思つておるんです。それはいいんですけれども、その若干の方針転換といふか、新たな方針が加わるのは私は賛成なんですけれども、やはり、ここまで本官にやらせていいものですかね、こういう話があるんですね。

大臣は、小泉さんから任命されて、さあ、やれと言つて、本官にすつきりとおお、そのとおりだ、ここまでやらなきゃいかぬ、そういうまにに歴史的責務を感じてやつておられるのかどうか。やはりここは、かなりじくじたる思いもあるんじゃないか。これはあれなんです、質問としては、本官に官がここまでやつていいんだらうかといふ思いが私はどうしてもぬぐえないのであります。いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 私は、去年の十一月にこの仕事をやるようにと拜命しましてから、いわば大車輪で勉強して、きょうここに立たせていただいているわけですが、しかし、私も過去の経緯をつまびらかに存じているわけではありせんけれども、やはり不良債権処理をどうして進めていくかという議論の中で、常に、金融面だけではなかなか進まないなといふ嘆き、議論、こういうものはかなり昔からあつたんだと思つてすね。ですから、そ

ういものをどう形にしていったらいいかという
機運がやはりでき上がってきて、こういう発想に
なった。

それで、私も、できましてから、一体どのぐら
い官が関与すべきものなのかというあたりがやは
りポイントだと思ひまして、大分関係の皆さん
からいろいろお話を聞きました。これは民間で実
際に再生をやっておられる方々の意見を中心に聞
きましたけれども、やはりどんと背中を、一気呵
成に進めていくために、どこかで弾みをつける仕
組みが欲しいと。それはやはり、ある程度官が
まないとなかなか進んでいかないんじゃないか、
こういう御意見が専門家の間に相当強くあつた
というふうに私は思います。

そこで、いろいろ議論をさせていただいて、小
沢先生のような御心配もあるんですけども、現
時点、今この問題が、マーケットや何かから要
請されているものとしては、まあまあ御批判にた
え得るものができたんじゃないか、私はこういう
ふうに思っております。

○小沢(鋭)委員 大臣の御答弁としてはそうだろ
うと思ひますし、これ以上そこをやつていてもし
ようがありませんので、ちがひが明きませんからあ
れしませんが、私は、一言だけ意見を申し上げてお
きますと、本会議場で谷垣大臣にお尋ねしたのは、
諸外国でこういう例がありますか、こういうお尋
ねを申し上げました。金融関係の再生に関しては
あるんだけれども、いわゆる事業再生という観点
ではなかなかないというのが私が調べた結論だっ
たものですから、お尋ねをして、それを申し上げ
た意味は、やはりこれはどう考えても、世界のい
ろいろな例を見ても、こんなものはめつたにない、
めつたにないという初めてだ、それくらい特異
なものなんです、こういうことなんです。

ですから、私は、政府がやるべき話というのは、
冒頭申し上げたようなマクロ政策、私流に言わせ
ていただければ、とにかくデフレさえとめてくれ
れば金融機関だってこんな苦勞しなくて済むので
あります。デットデフレーションの話を持ち出す

までもなく、デフレのもとにおいて債務が依然と
して残っている、ここが最大のポイントで、政府
がやるべき話は、まさにデフレをとめるようなマ
クロ政策であつて、いわゆるこういう個別の政策
ではないんではないか、やつていることが全く逆
転なのではないか、こういうふうに私は一言意見
として申し上げておきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。
我が党の中での議論では、これが安易な労働者、
勤労者の首切りになつてはいけない、こういう心
配、懸念が多いわけでありまして、そこで、ぜひ労
働組合とか勤労者側の意見を聞く機会というもの
を何とか法案の中に法定化できないのか、こうい
うふうに思っているわけでありまして、実際に、実
際問題、運用の中でも、どういう形で勤労者の声
を聞くということをお考えになつていらっしゃるの
か、あるいはそしてそれは法定化できないか、この点
をお尋ねしたいと思ひます。

○江崎政府参考人 企業なり事業の再生というこ
とでございますが、こういったものを行いますた
めには、再生計画をつくつてそれを現実に実施を
していくということが必要でございます。

その過程でございますが、まさに企業が丸と
なりまして必死の努力をする、大いに汗をかくと
いう努力が必要でございます。こういったことを
考えますと、現実にも、多くの場合、再生計画を
つくる、事業再生をするという場合には、労使間
で十分な話し合いといったものが行われるという
のが通常であろうと考えてございます。

こうした点を、機構が再生支援判断を行うに当
たりましてどうするかという点につきまして、は
今後十分に検討してまいりたい、このように考え
てございます。

○小沢(鋭)委員 今の御答弁は、一般論としてそ
ういふことの必要性は十分理解する、ただ、今後
どうすべきかは機構がこれから検討してまいりた
い、こういう主な二点だったと思うんですが、そ
ういふことでよろしいわけですね。
そうしますと、私は、ちよつとそれでは心配だ

ということなんです。

では、もうちよつと具体的に聞きますと、例え
ば、意見を聞く機会がどの段階なのか。幾つかあ
るんですよ。要は、企業がいわゆる再生計画をつ
くる時点で、いわゆる勤労者の意見を聞くのか。
あるいはまた、それが持ち込まれた時点で、機構
側がその企業の勤労者の意見を聞くのか。あるいは
また、今度は、政府が、所管の大臣が意見を言
う時点で、政策を、支援措置を決める時点で、勤
労者の意見を踏まえて支援措置を決めるのか。
労働者の意見を聞く機会というのは何段階か
きつと想定できるんだらうと思ひますね。その
辺に關してはどんなお考えをお持ちか、お聞かせ
いただかせませんか。

○江崎政府参考人 再生計画につきましては、
メインバンクと当該の事業者、これが機構に持ち
込んでまいります。その時点から、機構としては
関与をするということでございます。

持ち込まれた後でございますが、さまざまな作
業をして、その再生計画の前身、それからその再
生計画の実行可能性、こういったものをチェック
した上で、再生ができるということになりますと
支援決定をする、こういうことになつております。
当然、そのチェックをする、再生計画が出てま
いりまして、それをうのみにするというものでは
ございませんで、専門家がいろいろな観点から
チェックをするということでございますし、再生
委員会でもさまざまな観点からチェックをする。
そういう中で、再生計画の前身でございますとか
実行可能性、こういったものについては、当該企
業の労使の間で、どういふことになつておるのか、
当然、しかるべき合意というものは得られてお
ると思ひます。そういったものをいろいろな観点
からチェックをするということでございます。

その後、支援に入りまして、買い取りに入りま
して、再生計画のモニターをしていくということ
になります。実際に再生のプロセスに入りますと、
メイン銀行とともに機構としては再生計画のモニ
ターをしていく。必要に応じていろいろ御注文を

申し上げるというような局面もあるかと思ひま
すが、そういう場面でも、必要に応じてそれぞれ
会社の中で使用人側と十分な意思疎通が図られて
おるのかというのは、やはり非常に重要なポイン
トとして当然注意を払っていくということだろ
うと考えております。

○小沢(鋭)委員 今の御答弁は、機構がその責任
を持ちたい、こういう御答弁に聞こえました。
計画が持ち込まれる前に、事業者は労働組合と
ちゃんと話をしなさいよ、これは慣例として当然
やるんでしようし、私も、それも明文化して
もらつたらありがたい、こういう話を申し上げた
いと思ひますが、同時に、今度は持ち込まれた
後、機構が、機構そのものが、まさに労働組合、
勤労者の意見を聞くことに責任を持ちたい、こ
ういふことでよろしいですね。

○梅村政府参考人 お答え申し上げます。
機構が判断する場合に何が一番重要かと申しま
すと、それは、再生計画の実行可能性ということ
を十分に判断する必要があるかと思ひつておりま
す。幾ら立派な計画を提出していただきましても、
それが要するに絵にかいたもちであつてはこれは
また何の意味もないわけでございます。

具体的にそれをどうするか、その計画をどうい
うふうにチェックするかということは、それはま
た機構の委員会、それから事務局等で判断するだ
らうと思ひますけれども、いずれにしましても、
再生計画そのものが絵にかいたもちでないとい
うことに関しましては、十分なチェックをさせて
いただきたい、かように考えております。

○小沢(鋭)委員 余りそこは警戒しないで、次長。
要は、僕も、だから、組合の意見をすべて採用し
ろ、こう言っているわけではなくて、聞く機会を
きちつと義務化してもらえないか、こういうこと
でありますし、まさにそういう意味では、機構が
その再生計画が実現可能かどうかを判断してい
く、その際の一つの大きなエレメントとして、要
素として労働組合の意見を聞くということがあ
る、こういうことでよろしいですね。はい、わか

りました。

あと、もうちょっと具体的にその話の一つとしてお聞かせいただきたいんですが、いわゆる委員会がありまして、その委員会の委員に労働界からの採用というものはあり得ないのか、この可能性をお聞かせいただきたいと思ひます。

○江崎政府参考人 委員御指摘のように、産業再生機構の中には産業再生委員会というものが設けられるわけでございますが、この委員会の性格そのものは、取締役会の内部組織でございます。いわゆるインナーボードと申しましょうか、でございます。

したがしまして、株式会社でございます産業再生機構のいわゆる経営陣である取締役、これで構成をされるということでございます。あくまでも、委員会があつて機構があるということではございませんで、機構があつてその中に取締役から成る委員会があるということでございます。

このような産業再生委員会の委員の位置づけということをお考えますと、労働界のみの利害、こういったものを代表する方にお入りいただくということとはなかなか、取締役会から構成されるという基本的な性格から見ても無理があるのではないかと、うぐあいに考えてございます。

しかしながら、機構の運営に当たりまして、どのような形で労働界の意見、こういったものを配慮していくことができるのかということにつきましては、今後十分に検討してまいりたい、かように考えてございます。

○小沢(鋭)委員 この件に関しては、同僚議員もいろいろな意見があるようでありますので、引き続き我が党としては協議をさせていただくことを申し上げて、時間も迫ってきましたので、次の質問に移りたいと思ひます。

質問で通告しました順序をちょっと変えさせていただいて、二次ロスの話と買い取り価格の話、先に買い取り価格の話を聞かせていただいた方が順番としていいかと思ひますので、こちらをお聞かせいただきます。

まず、買い取り価格はどうかやって決めるか、こういうことでありますが、当然相対で決めるわけでありまして。価格の決定というのは、これはもう当たり前でありまして、需要と供給の関係で、その綱引きで決まるわけでありまして。

しかし、この場合は、ある意味でいうと、機構側は既に、これはもしかしらば違つたとおっしゃられるかもしれませんが、買うことを前提にして入つていくわけですね。買うことを前提にして、そういうふうな気がします。そうすると、需要と供給、買い手と売り手という関係でいうと、買い手は常に買つて姿勢で交渉に臨んでいる、買わないとこの機構の仕事は始まらない、こういうふうな思ふものですか。そうすると、そういう構造だ、やはり必ず売り手が高い価格で売れる。

ということとは、もしこれが高い価格で買い取つて、そして後から言う二次ロス等が発生するということになると、これは最終的には国民の税金で補てんする、こういうことになるわけですから、この価格の決定そのものが基本的に少し甘い買い取り価格になるんではないか、こういう懸念を持つていらっしゃるんですが、いかがでしょうか。

○江崎政府参考人 まず、買い取り価格でございますが、対象事業者の事業再生計画を勘案した適正な時価を上回らないということでございます。法案にも明記をしておるわけでございます。

具体的にどうするかということでございますが、市場関係者の評価手法と同様に、再生計画におきます事業の収益見込み、こういったものを前提にいたしまして、事業価値さらには債権の回収可能性、こういったことを考えて算定をするということでございます。その際、マーケットにおける評価との乖離がないように、市場関係者の意見を極力参考にしたというぐあいに考えてございます。

そういったしますと、特に非メインから債権をかうわけでございますが、足元を見られるんではないだろうかという御指摘だろうと思ひますが、まず、機構がやりますのは、一発で時価が決まるわけではございませんで、再生計画に基づいて算定をするということでございますので、それに基づいて、極力売り手側とのネゴをするということでございます。

ただ、さはさりながら、売らないというのは、これはまさにマーケットで決まることでございまして、そういうものが出てくるという可能性もございまして。その場合、機構といたしましては、買い取りに入ります際に必要債権額というものを決定いたします。つまり、小さな債権額だけを買い取つただけでは債権者が集約をできませんので、再生計画の実行が非常にできないということ、必要な債権額だけ買い取るということでございます。

したがしまして、仮に、売らないということに必要な債権額が集まりませんと、その場合には機構としては支援決定の撤回をする、この場合また再生委員会にかけられるわけでございますが、撤回をするということでございます。機構としてはタッチをしないので、民間、民間同士でお話し合ひくださいということでございます。

さらには、先般の参考人質疑の際に、たしか坂井参考人、田作参考人から御指摘がございましたが、そういう場合、機構としては、法的整理に持ち込むという、プレパケーションと言つておられました。そういうものも見据えながら強力にネゴをすべきであるという御指摘がございました。

この御指摘は、私も機構のこれからの具体的なメカニズムを考える上で大変印象に残るという印象を持つてございます。

○小沢(鋭)委員 今の御答弁は、普通の民間の再生ファンドであればそれとやりやうもらえはいんですよね。ここは、まさに機構というものは、先ほど谷垣大臣がおっしゃったように、背中をどんと押してやる、こういう話があるものですか。ですから、私がある意味でさつき、買い取りの話が初めにありきではないか、こういう話を申し上げたのは、政策論としてはそれをやつてあげないと進まない、こういう環境のもとでやる話なん

すよね、もともと。民間ファンドだったらまさに今の御答弁で、本当にそのままいいんですけれども、やはりここが、買い取り機構が出ていくという話は、まさに構造としてそこを、糸をほぐして進んでいく、こういう話なので、だから、どうしたつてそこは前に進むことが前提になるし、それをしなければ仕事にならないし、そうすると当然そこで甘くなる、そうすると二次ロスなんかの発生も生じるんじゃないか、こんな懸念があるわけ。

御指摘を申し上げて、時間が終わりましたので、もし簡単な答弁でありましたらいたしたい、こういうふうな思ひます。

○谷垣国務大臣 確かにどんと背中を押すんだというところからいいますと、小沢委員は結局前のめりになつて進んでいくぞとおっしゃつていらっしゃると思いますが、私も前のめりにならなやならないところは、その買い取り価格ということではなくて、やはり合理的なところはどこなんだということについて、やはりこの機構が、中立的なというふうな言葉を使つておりますけれども、あるときには強力に、あつせんという言葉が適当かどうかわかりませんが、その仲介の労をとつて、これでおさめるということは強力に言つていく必要がやはりあるのではないかな、こう思つております。

○小沢(鋭)委員 終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 奥田建君。

○奥田委員 民主党の奥田でございます。高所から物事を見る小沢議員の後は、ちょっと私の方ははいつくばるような視線で物事を語らせていただきたいと思ひます。今ずっとほかの委員のお話を聞いていても、質問の部分がかなり重複するかと思ひますけれども、その点は私もほとんど聞いておりますので、簡単な答弁でもよろしいかと思ひます。

余り昔話をしても始まらないですけれども、私もこの政治の世界に入る前は、小さいながらも

企業の経営者もやらせていただきまして、そういったときに、不良債権といいますが、やはり自分の会社の過剰債権といいますが、負担感のある、そういった債権の処理というのに一時期走っていたことがございます。ちょうどまた貸し渋りという言葉が一般的になって、そして私自身も、不動産の物件でしたけれども、小さな会社が借入金でそういう不動産なんかを持っていると、活用されない限りとんでもない金利負担の感があるということ、それを処理していただくことを少し懐かしく思い出しております。

そんなことはだれでもわかることなんですけれども、一番大変なのは、やはり処理しようとするときにその相手を見つめる、私にとつては買手でありましたけれども、そういったことが素人ながらもできたのは、やはり意外にも、自分が素人で、経営者が急に亡くなりましたので、突然その会社に行つて知らない会社を面倒見るというような立場で、もちろん御縁もありますけれども、ゼロからですけれども、新鮮にその会社の内容と内容との問題点というのを見たのかなということ、そして、弁護士さんまで言いませんけれども、司法書士さんであるとか、そういった道の専門家の方に親身になって相談に乗ってくれるアドバイザーがいたことかなというふうに思っております。

今、産業再生機構の話が出ておりますけれども、私自身の個人的な意見で言えば、こういう調整機関というのは確かに必要なんだろうな。小さな企業の簡単な債権でも大変であるのに、ましてや多くの銀行や債権者が絡み合つたときには確かに出口が見つけにくいものだろうとは思いますが、ただ、今いただいてる資料の中で見ておると、その調整機関がこの再生機構という形なのかなということには少しの疑問を感じる部分も多々あるというのが現在の所感でございます。

要らない話ですけれども、そういうときに相談にも乗ってもらい、あるいは、いじめられた自分のいた会社の千倍ほどあるような会社が、もう

今は、五、六年の間になくなってしまいました。固有な名詞まで言いませんけれども、やはり不動産関連、あるいは銀行といったところもあつたところが消えたのが、不思議な思いでございます。

まず最初に、先ほど小沢委員からお話ありましたけれども、この目的、機構の大きなシステムからすると、最初の、資料にもある目的でも、個々の企業を救済するというようなことが目的になっている。それはそれで目的の一つではあるうとは思いますが、もう少し大きい、こういう機構を利用していくことによって、経済産業省などが考える産業構造の転換の行き着く先といひますか、そういったもののビジョンというものがどうなっているのだろうか。

あるいは、もう一つ質問になりますけれども、先ほどから出ていの中で、政府の役割、そして民間の役割というものを、もう一度、大臣の認識としてお話しただけだと思ひます。産業構造のことも入りますしあれですけれども、谷垣大臣の方からお願ひします。

○谷垣国務大臣 先ほど小沢委員からの御質問にもありましたように、この機構の目的は、法案にも書いてございますように、金融システムといひますか、そういう金融システムの信頼回復という面と、それから産業再編ということが大きなマクロの目的としてはあるわけですから、この機構自体が担う手法としては、このマクロな目的をミクロの、いわば個々の企業の再編を通ずることによつてやっていく、こういうことだろと思ひます。

したがいまして、この機構の運用自体は、あらかじめ、例えばこの業界ではこれとこれが多過ぎるからこれをつぶしてというような絵を描いて、そこに強引に引つ張つていくというような手法を考へていくわけではございませんで、むしろ、ここにこれをこうしたいといつて持ち込んでこれらるということをお前提に考へていくわけでございます。

無論、しかし、そういうことを考へてまいりま

すとき、判断をしていきますときに何らかの、もちろんその個々の、そこに持ち込んでこれらる企業が果たして再生する力があるのかどうか、新しい付加価値を生み出していくような一種の戦略性を見出し得るかどうかというのは、もちろん最終的には個別の判断でございますけれども、やはり、その産業分野のある程度の見取り図というものが頭になければ、これはなかなか進まないだろうというふうにも思ひます。

しかし、これに關しましては、先ほど平沼大臣の御答弁の中にもございましたように、それぞれの基準というふうなものを用意していただいておりますし、現に国土交通省も独自の基準をつくつていただいている。そういうものを利用しながら判断をしていこう、こういうふうにならざるを得ないと思ひます。

○奥田委員 後でもう一度そういうスキームについて話も聞くことになるかと思ひますけれども、続きましての御質問としては、この機構に出されている多くの、評論なんかでも出ておりますけれども、この機構の姿というものが、使い方次第ではやはり特定企業を救済する、あるいは先ほどから出ております銀行救済のシステムとして使われてしまふんじゃないか、いい意味で使われるならいいですけれども、やはり任意の、裁量のといった形の制度になつてしまふのではないかと。私自身も、ここで、この機構でどうしても納得いかない部分がある、やはりいろいろな経済政策が、最後に行き届くというか、行き届いてこない中小企業の出の人間とすれば、いつも政府系の機関や銀行やあるいは大企業までは政府の政策というのにも来ていけるけれども、ああ、ここまで来た、ここまで少し立ち直つてきた、もうすぐ私たちのところにも、おこぼれと言つては変ですけれども、そういう効果が来るなと思つたようなときにはもう全然出てこない。ちょうど、コーヒーのフィルターに一生懸命お湯を注いでいて下で出てくるのを待つていられるけれども全然下には届いてこないというふうな思ひを、やはり感覚として持つてお

ります。ですから、こういう個別企業を選択する制度に熱を入れるよりも、私はやはり、正攻法としての、普遍的なそして公正な制度としての政策というのに力を入れていただきたいというふうな思ひがあります。

質問に戻りますけれども、特定企業救済あるいは一部の銀行救済という批判についての見解というものをお答えいただければと思ひます。

○谷垣国務大臣 特定企業救済ということは、結局、再生させたときの姿が、本来再生させるべきでないものを無理やり再生させたとか、そういうことになる、これは個別の特定企業の救済だといふ非難を免れないだろうと思ひますが、他方、例えば、本業ですぐれた経営資源を持ちながら、現在いろいろな過剰債務などで足をとられていいるところを、その過剰債務から切り離して、本来の経営資源を生かすようにしていくというのは、これは当然やらなければならぬことでございます。

結局、ここは出口を見据えて、例えば三年の事業再生計画が終わつたときに自立していけるような形になるかどうか。自立していけるという意味は、先ほどちょっとおつしやいましたけれども、具体的なスポンサーがあらわれる、そういうようなことで自立的に自分の資金運用ができていく、この姿をやはりきちつと見据えないと、今委員のおつしやつたような批判が出てくるんだろうと思ひます。

それはどうしていかかといひますと、民間の目さきの力も借りなければならぬ、そういうアウトソーシング等も考へなければならぬと思ひますが、機構の仕組みとしては、専門家を集めた産業再生委員会での計画の妥当性を判断していただく。ここがきつちりでできませんと、今委員のおつしやつたような御疑問がそれは出てくるだろうと思ひます。

他方、もう一つ、銀行の救済ではないかということをおつしやいましたけれども、銀行の救済に

なるかどうかは、結局、買い取り価格、先ほどからも御議論がありますが、要するに適正な時価で買うということに、これは再生計画、出口を見据えての判断ということにこれもなるわけですが、ここが甘いということになりますと、特定の銀行を救済したという非難を受けるかもしれません。結局、このところも、そこをきちっとした目ききができるかどうかということにかかってくるんだらうと私は思います。

もちろん、事業再生計画が、三年たつたときにもどのような姿になるかということであらかじめ完璧に見積もるということは、なかなかこれは難しいことでありまして、率直に申し上げてリスクもある仕事だらうと私は思っておりますが、要するにそこをきちっとやる、そのために産業再生委員会をつくつたり、あるいは先ほどから申し上げているような、主務大臣や事業所管大臣の御意見をいただくという形で適正さを担保していきたい、こう思っております。

○奥田委員 今、もう一つ、ほかの委員も指摘している懸念、私も持っている懸念の一つとしては、政府保証枠というのがございます。

今、これは全然違いますけれども、例えば大きな債権放棄をやつてもらつた企業の再建計画というものが、諸般の、周辺の環境の変化というものもあるでしょうけれども、なかなかそのとおりにならない、あるいは、政府がかかわつたものでも、公的資金注入、あるいは一つの特例になりますけれども、瑕疵担保条項、こういうのも、先日の新聞でも十兆円の国民負担あるいは瑕疵担保条項だけでも一兆円近い買い戻しというものがあつたということも報道されています。

やはり、何かビジネスの世界で、本当のプロでない者が大きな公金を安易に出動させるということが正しいのかどうかというように思いが、どうしても今までの結果としての中であつて回るといふことで、大臣に、そういった政府保証をつけるということに關して、今までの公的資金注入あるいは金融機関が企業に対して行つた債権放棄、こう

いつたものも、それを受けられない、先ほど雲の上という話もありましたけれども、それが全く縁遠いというのか、自分たちの世界にはないような人から見れば一つのモラルハザードにも見えるというこの公的資金と債権放棄についての見解というものを教えていただきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 なぜ十兆円の政府保証枠という点、先ほど小沢委員とも御議論を交わしたところでございますけれども、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、要するに、いつまでもこの問題で時間をとつてだらだらやつていくわけにはいかない、やはり一気呵成に進めたい、それがなかなか民間の力だけでできないから背中をどんと押したい。

そこで、なぜ政府保証かということになりますと、こういう形でつけることによって低利の資金調達が可能になる、それから、そういうことによつて思い切つて背中を押していくということができ、こういうことだらうと思ひます。これを取り除いてしまひますと、こういう流れを加速していく仕組みとしてなかなかうまくいかないのではないか、こういうことがあろうかと思ひます。

それで、もう一つは、では、そういうことで政府資金を使いながらいろいろなことをやっていくんだけれども、何か結局メガバンクが用意する大きな企業だけではないか、中小企業や何かにはおよそ縁のない制度ではないか、こういう御批判がやはりあるわけですね。

それで、私は、実は地銀や第二地銀のお集まりでも申し上げたんですけれども、どうもそういうイメージが先行しているけれども、決してメガバンクが扱っている大企業だけを対象としたものではない、再生できないようなもののはだめですけれども、本来再生させることが可能であつて、利害関係者がごちゃごちゃしててなかなか進まない案件があれば、それはこの機構の有力なお客様ですということを申し上げております。しかし、これは申し上げるだけではなかなか、

本当かという御疑問があるのは、私もそれはそうだらうと思ひます。これは、これから実際に機構を運営していくときの話になりますから、政治家である私が余り早くこういうことを申し上げてはいかぬかもしれませんが、やはり早い時期に、そういう大きなものももちろん扱わなければならぬ、中小企業等でも、なかなか適切な事例を適切にさばいたなというように早期に出せば、なるほど、あそこは使えるなということになつていくんじゃないか、そういうようなことも考えながら機構を運営させていただく必要があると思ひます。

○奥田委員 一応、この機構について、まだできていないので仮定的な話になるかもしれませんが、けれども、準備室の方ではそういったスキームも考へていらつしやると思ひます。

この機構の資本、今投下資金十兆円を準備したということ、あるいは資本でも預金保険機構が五〇%以上持つんだということぐらいは聞いておりますけれども、そういった資本あるいは人員、どのくらいの受け入れ件数をまず初期スタートのときにはこなせるようなチームとなるのかといううなことが、今お答えできましたら教えていただきたいと思ひます。

○根本副大臣 今委員から立ち上げのときの人員の規模、あるいは資金はどうなるかという御質問であります。産業再生機構は案件ごとに担当チームを編成して業務を行うこととしたい、こう思つております。機構の人員の規模につきましては、持ち込まれる案件がどの程度の規模になるか、こういう規模に応じて弾力的に対応していくことになりまして、今の時点で確たることは、率直に申し上げまして申し上げたい点もあります。

が、見込みとして、設立時には数十人から百人程度の規模になるんじゃないか、こう考へております。

また、資金の規模についてであります。まず、資本金につきましては、現在金融界などで検討が行われているところかと承知しておりますが、具

体的な金額を申し上げられる段階には現在はありません。また、債権買い取りのための資金、これはもう先ほど出ておりますが、先生も御案内のように、平成十五年予算案におきまして、産業再生機構に十兆円の政府保証枠、これが設定されておりますので、これを活用して、必要な量の資金を市場から調達することになると考へております。

○奥田委員 十兆円にもまたこだわらせていただきたいんですけれども、例えば、RCCの方で今までの累積投入金額というのが、手元にいただいた資料では、二兆二千億ぐらいの簿価といひますか元本債権を、大体一千八百億ぐらいで買ひ取つてゐる。単純に割ると簿価の十二分の一ぐらいで買ひ取つてゐるんですけれども、今までのRCCの活動でも一千八百億ぐらいの資金投下なわけですから、精算はして見ないとわかりませんけれども、ここから出てきた数字なのか、RCCのやつていることに比べても大変大きな保証枠になります。どこから積算された根拠があるのか、教えていただきたいと思ひます。

○根本副大臣 この十兆円の保証枠の件であります。RCCは基本的に破綻懸念先以下を対象にしておりますが、産業再生機構は、要管理先債権等に分類されている企業のうち企業が再生可能と判断する企業の債権、これを適正な時価で原則として非メーンから買ひ、こういう基本的な枠組みであります。

債権買い取りのための政府保証枠、例えば預金取扱金融機関の要管理債権額、これは平成十四年三月末時点で十九・一兆円、要管理先債権があるわけですが、これをベースにいたしまして、企業の再生可能性、あるいは非メーンの保有割合、適正な時価で買ひ取るということでありまして、買ひ取り価格、これを勘案して想定されるいわば最大限の買ひ取り規模まで対応できるようにという意味で十兆円という、これは多分私は上限だと思ひますが、要は十分に対応できるように最大限の

買い取り規模としては十兆円を用意したということとであります。

○奥田委員 ということは、要請があれば、銀行団の持つ管理債権というのをみんな引き受けるという予算規模だということですか。

○根本副大臣 いずれにしても、我が方の産業再生機構で考えておりますのは、典型的な例では、先ほど出ていますが、複数の金融機関があつて、債務者企業と基本的にはメーンが申し出てくるものを、非メーンの債権を集約して買い取るということとありますから、しかも適正な時価、しかもその買い取りに当たっては産業再生委員会という目きき機能を持つ委員会と判断すること、これが前提ですから、そういう支援基準に該当するものを買い取るということとありますので、額としては最大限の想定として十兆円の枠を用意したということとありますから、その中で要件に該当するものを買うということとあります。

○奥田委員 適正な時価というのにもまた次に触れますけれども、今、RCCの機能と似た部分と似てない部分と確かにあります。ただ、仕事の種類としては、やはりそんな過剰な債権を受け取るということであれば、似た部分もあります。

そして、経済財政諮問会議の中でも、昨年のうちから、RCCの業務拡大分野として企業再生という部分を強くしていく、拡大していくというようなことも二度にわたって発表されている。なぜRCCの一つの業務としてできないんだろか。その方が、もし買い取る必要があるとすれば買い取り債権を見据える、価格を見据えるというような業務、あるいはおかしな権利主張といいますか、そういったものを正していくということに関しては、RCCの方が今日本ではそういった実績がある機関だと思います。

それが、破綻先、破綻懸念先か、要管理、要注意先なのかというだけの違いで、値踏みをすると言った言葉は悪いかもしれませんが、そういうことに関しては一日の長があるRCCの業務とは完全に別業務とする、そういった理由を教

えていただければと思います。

○根本副大臣 RCCの業務と再生機構の業務、これは共通する点もありますが、基本的に、RCCの目的、機能、これは、RCCは不良債権処理の受け皿としてつくり上げた機関で、基本的には債権の回収を目的としております。しかも、原則として破綻懸念先以下の債権を買い取って、その回収を行うことを業務の中心としております。

先生今触れられましたように、再生機能というのでも設けたわけですが、要は基本的に回収を行うことを業務の中心として買い取って、ただ、その中で債務者が再生の可能性があるとすることが判断された場合、判明した場合、これは速やかな再生に努めることもあるということ、先ほど申し上げましたが、RCCはいわば債権買い取り先行型の組織ということとあります。

これに対して、産業再生機構であります、これは事業の再生を目的としておりまして、そもそも再生可能と判断される場合に限って、債権者である金融機関等の利害調整を行って、非メーンの金融機関から債権を買い取って集約したり、あるいは必要に応じて貸し付けも行、要は融資機能も持ち合わせておりまして、事業の再生を促進するという、RCCが債権買い取り先行型の組織であることに對して、いわば再生機構は再生可能性先行型の組織ということで、基本的に性格が異なっております。

整理回収機構には実は再生機能もありますので、整理回収機構でやたらいいではないか、これは私も、そういう機能をRCCに追加するということも政策論、立法論としては考えられると思いますが、我々としては、新たな再生を目的とした産業再生機構という組織を設立して、整理回収機構と明確に機能を分けることによって、その方が効率的、効果的であるだろうということ、この再生機構の創設を提案している次第であります。

○奥田委員 数字の部分は副大臣でもいいと言いましたけれども、こういった方針なことやこう

いったことは大臣に答弁をお願いしておりますので、かわりに答弁していただいてもいいですけれども、そのときは少し遠慮していただきたい。

私は、閣議決定で出てきた方針と違うんじゃないかというようなことを言っているんです。それにも反論はあるでしょうけれども、今の説明では、私は、最初の、去年の間に政府が望んでいた、目標としていた方針とは違うというふうに思っています。

あと、こういう買い取り価格ですけれども、単にお答えいただければと思います。

事業再生計画を勧案して定められる適正な時価というふうに表示されていますけれども、これは結局、現在時価より高い、安いということ、先ほどの室長さんのお話だと、現在時価よりは安いという表現でよろしいんですか。

○江崎政府参考人 産業再生機構が買い取るものは、再生計画、これを前提といたしまして、ディスカウント・キャッシュフローというのがよく使われるわけですが、将来ネットのキャッシュフローがどれくらいあるのか。また、部門によりましては整理するものもござります。そういったものの時価が幾らなのかということをお勧案して現在の時価を決めるということとござります。

○奥田委員 ということは、将来の付加価値も考えて勧案するということは、現在時価よりは高いということですか。高いか安いか、それだけで答えられませんか。

○江崎政府参考人 仮に、再生する可能性がない、したがって整理してそのときに売るといふのと比較をいたしますと、産業再生機構が対象にする、買い取りに入るといふものは再生ができる蓋然性が高いというものでござりますので、将来キャッシュフローが稼げるという意味では、現在ばらして売るといふ一般的には高くなるということと整理されるかと思ひます。

○奥田委員 ここで買い取る債権というのが私もよく理解できていないんですけれども、機構が買

い取る債権というのはどういう種類のものになるのか。例えば、株じゃない、社債でもない、土地も、一応原則としては買い取り債権とは見ないというふうな説明資料に書いてあったんですけれども、約定書でも買い取るんですか。

○江崎政府参考人 基本的には、銀行が当該企業に貸し付けておる、いわば貸付債権でござります。

○奥田委員 そうしたら、一千万円貸しているとなれば、その一千万円の約定書を八百万円で買ってくるのか、そういったことですか。

○江崎政府参考人 その額面がございまして、八百万円かどうかというのは、再生計画を勧案した時価に相当する価格で買うということとござります。

○奥田委員 みんな、私も、それが清算という形や何かになると、金銭貸借のものがどういう評価になるのかよくわかりませんけれども、そこにはみんな担保や権利が後ろにくっついていて、その担保を判断して買い取るというのが普通だと思うんですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

○谷垣国務大臣 先ほど室長も御説明申し上げましたけれども、出口でどれだけの価値があるかということをお判断します場合に、例えば、再生計画をやつてもらう場合に債権放棄をしてもらわなきゃならない場合もあると思ひます、何割カットと。そうしますと、出口の価格を考えますときには、当然カットされた分も、つまり、カットするということはそれだけ減価するわけですから、そういったようなことも考慮に入れながら考えなきゃいけないということだろうと思ひます。

もちろん、そのときに、担保がついているとかついていないとか、いろいろなことがそれはあるんだらうと思ひますが、要するに、再生計画を立てるときには、ある部分はカットしたり、ある部分はリストラしたりしなきゃならない、そういったときに幾ら値段がつくかという判断だろうと思ひます。

○奥田委員 今債権のお話を聞きましたけれど

も、今度は、そういう再生計画にかかわれないような方たちの——今度は、企業が持つ債権、労働債権であるとか売り掛け債権であるとか取引先の細々とした債権、こういったものについては、再生計画に持ち込まれて整理される中ではどういふことになるのか。当然しっかりとした見解がなければいけない部分だと思ひますので、お答え願ひます。

○谷垣国務大臣 法的整理の場合は、今委員がおっしゃったような、金融機関が持っている貸付債権だけではなくて、労働債権や何かも全部いけばカットしたり、整理したりしながら法的整理するんだらうと思ひます。しかし、私どもの典型的に考へている、要するに、買い取り先は金融機関の持っている貸付債権ということ、本来その企業が得意先とのいろいろな取引や何かを余りいじつてしまひますと再生が難しくなる、だから、金融機関の債権をどうするかというところは考へるが、それ以外のところは原則として生かしたまま再生計画をつくるということ、これを基本に考へておられます。したがひまして、ここが法的整理と違ひ、いわば私的整理を使うこのシステムのメリットだらうというふうには私は思つております。

○奥田委員 確かに、売り掛けの一律カットまでされない再生が目指せるということであれば、それは一つのメリットかと、私的整理と法的整理の中間的な形なのかなというふうにも思ひます。しかし、今、銀行関係だけの債権で考へるとおっしゃいましたけれども、こういったときにはし債権放棄がついてきたりすれば、株主の権利というのはどうなるんでしょうか。減資とかそういうことは当然行われると考へてよろしいですか。

○谷垣国務大臣 それは、個別のことを考へますと全部は言えませんが、再生計画の中で当然御判断をいただくかなやならぬことだらうと思ひます。

○奥田委員 この条文だけ読んでみますと、株主も再生計画にはかわれないわけですね。ですから、そういうところの、例えば、権利放棄が

いた場合はぐらいいでもいいですよ、そういったところは個別の判断ではなくて共通のスキームとして用意しなければ大変な混乱が起きると思ひますけれども、大臣、どうでしょうか。

○谷垣国務大臣 それはやはり、結局、再生計画の合理性、妥当性というところになつてくるのではないかと私は思ふんですね。ですから、そこで御判断をいただければよいことではないかと思ひます。

○奥田委員 ちょっと私も、そうではないとかさうであると言ひ切れない部分ではありますけれども、こういったことが、株主は、相談がなくて再生計画で出て株主の権利がなくなる、あるいはそのまま維持されるということが、判断の違ひがあつてよろしいんでしょうかね。

○谷垣国務大臣 今の委員のお尋ねは、要するに、企業がもう再生をさせなければならぬようにふらふらして、それを再生させよう、そのときの責任は一体だれにあるのかという話だらうと思ふんですね。

それで、金融機関に対しては、確かに今まで、貸し付けの債権をカットすることを求める場合が再生計画では当然あり得るだらう。そうすると、では株主はどうかということになりますと、多分減資なんかをする場合が、やはり再生計画として減資をしなければ再生計画がうまくいかないような場合が私は一般的だらうと思ふんですね。そうしますと、ではそのときに、株主に対して減資をしなければならぬようないわば経営をした経営者の責任というのは、これは問われることが私は一般的ではないかと思ひます。

ただ、一般的で、経営者が交代していくというのが多分多くの場合であらうと思ひますけれども、しかし他方、中小企業なんかでは、この経営者を欠いてはなかなか再生できぬという場合もあるのかもしれません。ここらはまた、スポンサーにつく方々の意向というものがどうあるかというようなこともあるんだらうと思ひますので、結局、そこは再生計画の中でそういった問題を御判断

ただくということになるのかなというのが私の考へ方でござひます。

○奥田委員 例えば、株主に通達があつて委任状でももらつとか、そういった、総会あるいは総会に準ずるような告知の手続があつてのことであればそれは認められることなんでしょうけれども、それを再生委員会が判断して再生計画でやつちやつたといつたらそれは大変なことだと思ひますので、その辺、しっかりと確かめて事に当たつていただきたいと思ひます。

あと、ちょっと時間が残り少なくなつてきましたので、活力再生措置法の方の質問に入りたと思ひます。

三年間の実績の中で、今二百件弱ぐらいあるんですが、きょうも新聞に出ていたと思ひますけれども、この措置法の三年間、改正するに当たつての評価というものを平沼大臣の方から言つていただければと思ひます。

○高市副大臣 現行法の制定から三年余りで、百八十九件認定実績がござひます。うち、経済産業省分は百二十一件でござひます。

大半がまだ計画を進めていた段階ではござひますけれども、経営資源の有効活用といった目的に沿つた運用がなされているという点と、それから大半の計画において生産性指標が改善しているといつたようなことから考へますと、おおむね成果が上がつていて、相当程度の成果が上がつていて考へております。

○奥田委員 私も田舎の方におりますと、役所の方で、地元では活力再生措置法の問い合わせや御相談があつたかという、一件もないと。全国で三年間で、先ほど百八十九件と言ひましたけれども、地元では一件もありません。

みんな何が使いやすいかという、これは中小企業対象になるのかもしれませんけれども、経営革新法、同じ時期にできた経営革新法の方がずっと垣根が低い。そして、その中身は減税措置であつたり融資であつたり、一部補助金もありますけれども、そういった使いやすい制度になつてゐる。

ただ、この制度の中身が、じゃ、活力再生の法案と中小企業革新の法案とどう違うんだ。対象が違うだけですよと、資本金で入り口分けてありますとか、ちよつとそういうのじゃ困るんですけれども、私もその違ひが余りわかりませんので、三年前の復習になりますけれども、ぜひお答えいただければと思ひます。

○西川副大臣 経営革新支援法は、一番決定的に違ひのは、付加価値を年率三%、この付加価値というのは経常利益と人件費とそれから減価償却、これらの総和が年率三%を超えた新しい事業をやるうとする経営者に対して無利子融資を行つたりいろいろする、ただいま先生がおっしゃつたような。だから、確かにその方が使いやすいと、平成十一年から三年間でもう約九千件ぐらい使われておりまして、そういう意味では御指摘のとおりであらうと思ひます。

しかし、今度この再生法で私どもが考へておりますのは、一般の中小企業が新規事業をやろうとする場合に、この三%という一つの枠というハードルといひますか、これを取つちゃうんですね。したがつて、横に広がる、範囲が広がる。だから、資本金でどうかさういふことではなくて、今までと同じ、革新支援法の対象になる中小企業がさらに有利になる、こういうふうには御理解いただければいいんじゃないかと思ひます。

○奥田委員 やはりこうやって皆さんに使いやすいものをすれば、その反応というのは明らかに出てきますし、二年、三年という時間を経たときには、どういったところがいいのかということもまた確認できると思ひます。

そして、私も最初にも、普遍的な制度、すべての人に平等に使える制度、こういうものの拡充を図つていただきたいということを申しましたけれども、与党の委員からも質問があつた信用保証、こちらの方も、枠の拡大とか借りかえだとか、使いやすい措置が行われていますけれども、この厳しいときに保証料を上げる。それは、平均借り入れ、平均の保証額からすれば年にどれだけだと

いうことは大臣からもお話ありましたけれども、そういったところで、厳しい中でまじめにやっている人への倒れが止まらなかった人とはっきり来るというような視点だけではなくて、例えば、こういうところでも金融機関に、出捐金はしていますけれども、一〇〇%を保証するということが本当にいいことなのか。

一〇〇%を保証してさえまだ銀行が融資を決めてくれない、信用保証協会がいいと言った後銀行がうんと言えはいいいよと言っているけれども出てこないといった例も多々ありますので、企業側の負担をふやすというより、それと並行してでもいいですよ、金融機関の、やはりだれが見たつてちよっとおかしいんじゃないかというような保証の制度というのをもう少し自分のリスクもあるものに変えていくとか、やはりそういったバランスをとりながら施策を進めていた方がいいんじゃないかとお願ひし、また、選択と集中は、企業よりも政府と行政の方が一番やらなければいけないことだと思ひますので、ぜひ皆さんの足元もしっかりと見据えていただきたいというふうに申し上げさせていたいただいて、質問を終わります。

○村田委員長 中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷です。

本日は、産業再生関連三法案についての審議なんです、まず、その前提であります景気状況、これを大局的な見地から何点かお聞きしたいと思っております。

株価の下落に歯どめがかかりません。一昨日、二十年ぶりに日経平均株価が一時八千円を割り込みました。と思つたら、きのうはさらに下がつて、とうとう終り値で七千八百六十二円四十三銭と、バブル崩壊後最安値であった。本日は、先ほど終わったところで七千九百円台だというふうな、八千円を超えなかったというところであります、まさに市場はどしゃ降り状態である。

平沼大臣、政府の経済担当大臣でおられまして、この原因は一体何だと思われませんか。

○平沼国務大臣 今回の世界同時的な株価の下落というのは、やはり一番大きな要因は、イラク情勢というものが非常に大きく影を落としていると思つています。

そういう意味では、例えば米国も含めて世界の株が同時に安くなっているわけでございまして、私どもとしてはそれが主原因だと思つておりますけれども、しかし、総体的には、やはり日本の経済がデフレ基調であつて先行き不透明だ、こういうこともあわせてこういう株の下落につながっている、こういうふうな判断をしております。

○中津川委員 いや、平沼大臣からそういう答弁を聞くと、ちよっとがっかりしたんですが、

きのう、インターネットのヤフーが、ネット、この株価下落状況の原因は何だつたと思うかとアンケートをとつたんですが、よく聞いてください、経済失政だという答えが六四%、それからイラク、北朝鮮情勢だという答えが一三%、不良債権問題だとする答えが九%だつたんですよ。六四%が経済失政、小泉内閣の経済失政。これはもう断トツですね。国民はそう思っているんですよ。

もちろん、これはインターネット上のアンケートですから、すべて信頼性があるという点では考慮しなければなりませんけれども、これは世論の反映の一端であることは間違ひありませんし、私は、街角で聞いても同じような結果が出てくると思ひます。この不景気は、小泉内閣によつて引き起こされた人災なんだ。株式市場というのは世論を示すバロメーターですから、この株価というのは小泉政権の経済無策に対する不信感のあらわれなんです。

思ひ出しますと、小泉内閣が、今から二年前ですか、九・一一の前にどんな株価が下がりましたか。たまたまというか運悪くか運よくかというんですが、あの九・一一があつた翌日株価が下がつたわけなんです、これがその九・一一の結果だということになつたんですが、実は私調べたら、その九・一一の前に株の総額、これは、その以降よりも以前でもう下がっている

んですよ。責任がそつちに行つてしまつた。私は、今回同じケースだ、何か繰り返しているな。と。多分答えは、イラク、北朝鮮、これが全くないとは言えないと思ひますけれども、国民の多くは、それが主原因じゃなくて、何度も繰り返しますが、これはやはり小泉内閣、経済の大失政だと。平沼大臣の親分というか派閥の長であります亀井さんだつて言っているじゃないですか。そうでしょう。(発言する者あり)兄弟分ですかね、もう今平沼さんの方が偉いですから。だから、僕は、もうちよっと国民が理解できる答弁をしてほしかつたと思うんですけれども。

先日の財務金融委員会でも私も竹中大臣に辞職を迫つたんですが、これは竹中大臣の評価でもあるんですよ。もう人心一新ですよ。だから、竹中大臣の更迭を求めていくんですが、竹中さん何と言っているかという、実体経済は悪くないと言ふんですよ。もうがっかりしましたですよ。イラク情勢のためだと言っている。もう嫌になつちゃいますよね。

官房長官ものんきなことを言つていましたよ。官房長官ものんきなことを言つていました。経済の実態はそれほど悪くない。株価はそれを反映していない、福田官房長官、七日の記者会見で言っているんですよ。塩川大臣なんかエキサイティングしちゃつて、証券業界を怒っているんですよ、国民に信頼されていない。証券業界のせいにしてる。

もうこれだけ今内閣というものが国民の思いとか離れていくということを、まず皆さんたちによく認識してほしいと思ふんです。

今、これだけ世間とはかけ離れてしまつたわけでありまして、もうとにかく一刻の猶予もない。竹中さんが三月危機はないと言つたときに、あの人の言うことといても、去年振り回されましたが、反対のことが起きていますので、僕はあんなにうふうふに思つていたんですが、もう金融危機に入つていくというふうな解釈している人もたくさんいるわけでありまして、今こそ、大臣、政策転

換が必要なんじゃないかと思ふんですよ。とりあえず、これが七千円、六千円になつたら大変ですよ。今、法案審議で、きょう後から私も質問しますが、再生機構とかいろいろ、これはこれでまた今審議している意味はありますが、こんなことをやっている時間はないですよ。総動員してやらなきゃいけないでしょう。

それで、きょう、参考人初めいろいろ来ておりますので、インフレターゲットとか買い切りオペ、為替の円安への誘導など、あるいは補正予算も必要となるんじゃないか、もういろいろ出ておりますが、政策総動員、これが今必要だということな報道がどんななされていると思ふんですが、その点について、日銀、財務省、そして平沼大臣に、率直にひとつ国民にわかりやすくお考えを伺いたいと思ひます。

○平沼国務大臣 小泉内閣の失政ではないかというふうな御指摘がありました。ただ、今の株価というのは確かに厳しい数字であることは事実で、私は、ですから御答弁の中で、主要因というのは、世界同時株安というふうなことに象徴されているように、イラクの不透明なこういう緊迫した情勢がいゆる市場から敬遠をされて、そして安くなつていくということは、主要因としては事実だと思ひます。それから、やはりそのときに、副次的な意味として、日本の長期のデフレ傾向、こういうものが根っこにあるということは申し上げました。

しかし、私は、例えばGDPで見ますと、こういう厳しい中でも例えばプラス〇・九、こういうような数字が出ていることも事実でございます。ただ、ここで問題なのは、いわゆる実質と名目と名目がマイナス〇・六というのはそれは確かに問題だと思ひますが、しかし実質ではプラスの面が出ておりますし、また、これはいろいろ御議論があるところだと思ひますけれども、上場企業のいわゆる決算の予測というのは、大体七割ぐらいは経常利益が非常に大幅にアップするというような

そういう意味では、今御議論をいただいている、

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

いずれにせよ、為替相場というのは、御承知の

以上でございます。

○山口参考人 お答え申し上げます。

実

それから、お尋ねのインフレーターゲットの問題

ります。私どもの理解といたしましては、現在の

ところ、潤沢な資金供給を行う上で追加的な国債

いずれにしましても、今

以上でございます。

だって、まだ、イラク戦争、始まってないんで

10

自然に任すなんて言ったんですよ。そうしたら、

ばあつとドルが下がっちゃったじゃないですか。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

ただ、そのマーケットにおいてさまざまな要因

10

りますから、そういうものについての対応は考えていく必要があるということは、御指摘のとおりでございます。

それで、先日のG7において為替の議論は行いまして、その中で、基本的にはやはり、今も申し上げましたように、ファンダメンタルズに即した為替相場が形成されることが必要だという前提の上で、引き続きマーケットをよく注視して、必要があれば適切に対応するというのを申し上げております。

それから、今、一月、二月において、いわゆる俗称覆面介入ということをやったことは事実でございますが、先生がおっしゃったように、十七円が目安であったかどうかについては、私どもとしては現在お答えを控えさせていただきたいと思っております。(中津川委員「いや、そのときにやっただじゃない」と呼ぶ)どの時点でやっただかということについてはまだ明らかにしておりませんので、我々としては、それを申し上げる立場にはありません。

それについて、まさに、昨年、塩川大臣の方が、例えば購買力平価の数字を申し上げて、こういう数字もある、そういうものを申し上げたことは事実でありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、為替というのはあくまでも相対水準で決まるわけでありまして、現状でいえば、G7で集まったときには、ユーロ、ドルあるいは円、それに対して、あと、イギリス、カナダの通貨も含めての相対関係で決まるわけでございますから、そういう中でしか決められないということはあります。

ですから、それが全体としてファンダメンタルズからどれだけ離れていたかということは、その時点その時点で、先行きの見通し等も含めて考慮していくことでございますので、具体的に、幾らの水準をもって現在正しいとか、それが適正であるとかということは、現状の仕組みの中では、申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

ただ、大きく乱高下したときには、先ほど申し上げましたように、さまざまな不測の被害が生ずるわけでありまして、そういうものについては適宜適切に対応することが必要であるというふうに考えております。

○中津川委員 日銀にも。

○山口参考人 お尋ねは為替の問題であります。が、私ども、為替政策につきましては、これは財務省の所管ということでありますので、基本的にはこれについてコメント申し上げるというのは差し控えていただいているということでございまして、私ども、基本的な立場としては、ファンダメンタルズを反映する形で安定的に移移することが望ましい、このように理解しておる次第であります。

○中津川委員 今の、山口さん、これじゃまた、あれですよ、市場、反応しませんよ、これは。まあいいでしょう、そういう認識なんだということですね。

そこで、もうちょっとこの株価、株というのは、これは日本の経済の通信簿なんです、通信簿なんです。ですから、これはやはり政治家はまず敏感にならなきゃいけないと思うんですね。そこで、もうちょっと株についてお聞きしたいと思うんですね。

今、銀行の含み損がどんどん増大していますよね。大手銀行が三月末に予定している二兆円余りの増資、この効果はもうすつ飛んじやう。八%自己資本比率、これを維持するのは大変だと思うんです。そこで、心配するのは、私は中小企業の立場で今までずっとやってまいりましたが、中小企業に対しては、貸しはがし、貸し渋りが容赦なく行われていくんじゃないかと、こんなふうには考えているんですが、御所見を賜りたいと思います。

○平沼国務大臣 株価が下がりますと、御指摘のように、銀行の資産がそれだけ目減りする、そういうことになる、BIS規制という形で連動しておりますと、厳しい状況が想定されています。私どももいたしましては、一つは、今進んでお

ります銀行の株式保有制限の実施という問題があります。こういった問題も、私どもは、やはり金融当局において、こういう時期は、適切な判断をしていくべきではないかな、こんなふうには思っているところでございます。

○中津川委員 大分前段の質問が長過ぎました。が、これから、産業再生機構法案について伺っていききたいと思います。

これについては、昨年来、構想が出て、いろいろなことを言われて、いろいろ報道を私たちも追ってきたんですが、どうもイメージがわからない、これが正直なところなんです。私たち、かわっている者でもそうですから、これは一般人には余計わからないと思うんですね。

基本的、根本的なところを伺いたいと思います。それで、今までの各委員からの質問とダブルのところもあると思うんですが、どうぞ、皆さん方の答えが、後でこのビデオを見て、国民がなるほどとわかるように、そういう答弁をひとつお願いしたいと思うんですが。

まず、機構の基本的な役割は何なのかということとです。何のために機構はつくられるのか。RCCというのがありますが、もともとRCCは不良債権の回収ということを目的にしたわけでありまして、業容を拡大し、今、企業の再生も行っているということですが、これと機構とはどこが違うのか。債権の区分が違うのか、企業の規模が違うのか、わかりやすく説明してほしいと思います。

もうちょっと質問を続けます。そして、両者が協調していくことはあり得るのか。協働、この間の参考人の質問の資料を読ませていただきましたが、協働という言葉ですね、ともに働く、動く、こういう意味がありますが、こういうケースは想定しているのかということがあります。

企業規模については先ほど来からもいろいろ質問がありましたが、機構は大企業しか相手にされないということですが、中小企業も対象と

なるんでしょうか。

以上、よろしく願います。

○谷垣国務大臣 わかりやすくということでございますから、うまく御説明できるかどうかであります。が、日本の中には、本来、優秀な経営資源と申しますか、優秀な技術開発力があつたり、あるいは伝統的な、立派な、だれでも買いたいというような商品を持っていたり、そういう優秀な経営資源がありながら、あるときの、いろいろな借金をした投資の失敗なんか足をとられてしまつて、そのぬかるみの中で苦しんでいる、こういう企業が幾つもございまして、それをほったらかしにしておけば、今のような経済情勢ではこれはもう倒産していく可能性が極めて高い。

そうしますと、せっかくの優秀な経営資源あるいは雇用している労働者、こういうものが散逸して、日本経済に対するダメージというのは非常に大きくなりますから、これはやはり関係者が寄り集まつて、その企業をどうやったら再生できるかという話をしていく必要があるわけですね。ところが、金貸している先がたくさんある、金融機関がたくさんあつたり何かしますと、なかなかその話が、お互い疑心暗鬼になつて、あいつがうまいこと考えているんじゃないかというようなことで疑心暗鬼があつたりして、なかなか進んでいかない実例がたくさんございます。

本来、民間の話し合いの中でそれがどんどん進んでいけばそれでいいんですが、そうやって進んでいかない例が幾つもありますので、やはりそこに、いわば中立な調停者と申しますか仲介者が入つて話をまとめて、そしていろいろな利害関係人の持つている債権などもメインバンクとその機構に統一して、集中して、そして強力に支援をしていこう、これが目標でございます。

そこで、それは一体、RCCもそういうことをやっているんじゃないか、どこが違うんだというお話があるかと思ひます。

これは、先ほどからの御議論の中にもありましたが、RCCは、要するにもう何か破綻するんじゃない

ないか、つぶれるんじゃないかという、うんと心配のある、かなりぎりぎりまで来ているところの債権を、債権回収、なかなかもう難しくなっているから、債権回収の専門家、RCCがやるうといつて買集めてしかし、本来は債権回収をしなきゃならないんだけど、その中で相当傷んでいるものが多いんだけど、中で、ふるいをかけていくとさらさらとしたものが残っている、そのさらさらとしたものを何とか助けていこうというのがRCCですね。ですから、本来相当傷んでいるところのものを買い集めてその中から探すんですから、この御苦労はなかなか実は大変なんです。

今度我々のつくり出すのは、もうちょっと程度のいいところです。程度のいいところと言言葉は悪いですが、ちょっと金利を払うのを待ってくれとか、こういうようなところがありますね。もうちょっとよくなればやるんだけれども、今はちょっと金利を減免してくれ、こういうようなところで、関係者がたくさんいるのでなかなか話が進んでいかないところを我々が、我々がというか産業再生機構が乗り出して、そして解決しよう、こういうことでございますので、もともと債権回収が本来の目的のRCCと立て直すことが主眼である産業再生機構、やはり目的において違いがあると思います。

では、この二つは協調するのかもしれないかというところでございますが、これはどちらも政府が関与しているところでございますから、大きな意味では、私は協調していく。当然同じ目的に向かって協調していきまうし、それから率直に申し上げますと、お互いにある意味では似通ったこともやっておりますから、競争しながら、どちらがうまくできるかということもないわけではないと思いますが、具体的な、典型的な事例で、では両方が一緒に関与してやるような場合は、私は余り想定しやしないな、そういうのは余りないんじゃないかというふうに思っております。

そこでもう一つ、扱う対象の企業の大きいですね。これはイメージとして、何か産業再生機構は

大きな銀行が扱う大企業を扱うだけじゃないかというイメージが先行しておりますけれども、それは誤解でございます。やはりそういうイメージはぬぐい去っていただいて、中小企業や何かも私は利用していただきたいと思っております。

それで、それは……（発言する者あり）いや、やらぬなんというところは、担当関係である私は一切申し上げておりませんで、要するに、もうそれは、そこはもう、活力が本当になくなっちゃっているところは、これはなかなか大変です。だけれども、さらさらとしたものが、いい経営資源があるようなところを、手を加えて、関係者がたくさんでできないというようなものがあつたら、それは中小企業であろうと大企業であろうと、我々は乗り出していって、何とか再生をして生かしたい、こういうためのものとしてこの機構をつくるわけでございます。

○中津川委員 三月七日の日経新聞に、「ハザマ再建」ということで、これはRCCが乗り出したんですね。これを見てもますます私もわからなくなりました。

今の大臣の御答弁の中で、大変、もう破綻懸念先、ハザマも大変なんだ、こういうことであります。先、ハザマも大変なんだ、さりとて光るというか、金利の条件変更、それくらいとところで再生が可能だというところを対象にすると言っているが、そんなことであれば、一々そんなところに送り込まないで、銀行が個別に対応して、企業支援、アドバイスできるんですよ。一番その会社の内容を知っているのは、RCCでもなければ今度つくるこういうものでもなく、銀行なんです。銀行が一番よく知っているんです。それを何でこんなことをやるのか、そのところ、今の御答弁でちょっと、ますます混乱していくんです。

銀行が、いわばいろいろな経営の相談にもなつて、苦しいときには追い貸しや何かもしてあげて、そして、場合によっては、ぎりぎりになってくると経営者まで乗り出して再生させたという例がかつてはたくさんありました。ところが、こういうメインバンク制がなくなると機能しなくなっている現実が私はあるのではないかと思います。

ちよつと、メインバンク制が機能しなくなっていると言つて、私もちよつと御答弁しながら大ぶろしきを過ぎてきたなと思つてますが、さらにもう少し、それはちよつとおきまして、具体的に申し上げますと、メインバンクが全部知つていとおつしやいます。例えば、過剰供給なんかがたくさんありますときに、メインバンクを超えて再生をしなきゃならないような場合、統合して再生をしなきゃならないような場合もあると思います。こういうものはなかなかメインバンクだけに任せておいてはうまくいかないという例もあるだろうと思います。

それから、これは先ほどから御答弁の中でや言つておるんですが、メインバンク制ですつと最後まで貸して面倒を見るという仕組みの中では、不良債権処理のマーケットとか再生ファンドみたいなものはなかなかできてこなかった。そこらが今過渡期に来ているんじゃないかというふうには思つておいて、そういうものの育成も目指してやつていく必要がある。そういうメインバンク制の一種の曲がり角ということが私はあるんじゃないかと思つてます。

○中津川委員 日本銀行の山口さん、申しわけありません、どうぞ退席してください。大臣に引き続き、産業再生機構というこの名前です。産業再生とうたつていて個別企業の再生ではない、こういうイメージがあるわけですが、政府は、産業全体、業界全体を再編していくというスキームで考えているのではないかなと思つてますが、例えば、建設、流通、不動産、大変不況業種、厳しい業種で、過剰供給業種です。

ね。政府がかかわってくるということは、こういう業界を整理整頓していくという目的があるんですか。

○谷垣国務大臣 これは、政府全体としては、まさに平沼大臣のところでやっておられます、今度改正をお願いしておる産業再生法ですね、こういうものの大きな目的はまさにそういうところにあるかと思つてます。

それで、我々の機構の方は、むしろ個別の、きちつとした経営資源を持つていところの再生を通じて、ミクロな手法で、結果として産業再編に資していくということを目的としておりまして、ですから、私のところは、個々の企業が再生可能なよい経営資源を持つていところと同時、供給過剰分野のところをそのまま過当競争を温存するようなことはしないということを通じて、結果的に大きな目的に資していく、こういう目的で我々のところは動いているわけです。

○中津川委員 整理整頓と申しておくと意味で解釈してよろしいんですね。

○谷垣国務大臣 ですから、まず、例えばさっきお挙げになりましたような、業界をこうしていいという構想は、むしろ私たちの機構自体が持つていわけではございません。当該企業とメインバンクが何を何とかしたいといつて持つてきたときに、そういう今のようないことを視点に置いて、経営資源がきちつとしたものがあるかどうかを見きわめながら、だけれども、過剰競争に、過当競争に手をかすわけではないぞということを通じて大きな意味での再編に結びつけていく、こういうことでございます。どちらかといえば、ミクロな手法を通じてやつていこうというのが我々の機構でございます。

○中津川委員 先ほども同僚議員から質問がありましたが、今回内定したトップ人事というのが社長と産業再生委員長、これが分離される、その上に所管の大臣がいらっしゃるということ、これはますますわからなくなるといふことで、業務全般の責任者である社長、それから再生案件の決定

午後零時二十一分休憩

午後一時五分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野でございます。

きょう午前中から、この産業再生機構法の審議をしていきますけれども、非常に、大臣もわかりづらいううふうにおっしゃっていましたが、私も見て非常にわかりづらいううふうですね。このわかりづらいううと同時に、非常に今まで、この不況というのは、全業種にわたって不況なんです。だけれども不況なんです。その中で、つぶれていく企業とこうして再生される企業と、やはりこの不公平感というものが非常にあるんです。

そういうものを考えまして、この機構はとにかく中立でなければいけない、公平でなければいけない、透明性が確保されてなきゃいけない、これがまずこの機構の性格の大前提だと私は思うんです。

それで、まず、機構の概要からお伺いしますが、午前中の質疑の中で株主の配分がまだわからないというふうにおっしゃっていましたが、この機構に出資する方のメンバー、預金保険機構が半分以上持つということだけは決まっているんですが、それ以外の株主、今の状況でおっしゃれる範囲で結構ですから、おっしゃっていただければと思います。

○谷垣国務大臣 株主構成を決めるに当たりましては、こういう再生は本来民間の力で行われることが望ましい、これは午前中からの再三の御議論でございますので、可能な限り民間部門の御支援を得てやっていきたいということで、現在、金融界あるいは民間の各方面に出資をお願いしているところでございますが、御指摘の資本金額とか株主構成について、お答えできるところまでまだ来ていないわけでございます。

してやってきたつもりであります。つまり、それが適正な時価を上回ってはならないということでございます。

それで、それからまた、先ほどからこれはたびたび繰り返しておりますが、再生計画の出口において自力で資金調達などができるような形というようなことを念頭に置いて判断するということは、二次ロスの出る個々の案件でも最低限になる一つの保証だろーうと思っておりますが、そういう形で運営をしてまいる、こういうことでございます。

○中津川委員 たくさん通告はしておったんですが、同僚議員も重なっているとありますので、最後に、雇用という問題に対して確認したいんですが。

今回のスキーム、雇用というものに対しては余り見えてこないというところですね、働いている人たち。特に、今回は政府が中心になってかわつてくるわけでありまして、この雇用というものの、単にどんどんリストラをしていいという民間主導とは違うと思っております。雇用の問題は、私は政府が非常に責任を持って負うべきだと。大臣の御答弁を伺いたいと思っております。

○谷垣国務大臣 雇用への配慮という点につきましては、昨年の十二月十九日に決めていただいた指針の中にも書いてございますが、これは、そういう政府の雇用対策全体として取り組むべきものだというふうに考えております。

それから、個々の事業再生に当たっては、先ほどの御議論にもありましたけれども、当然、その中で雇用をどうしていくかということを議論していただかないと、実効的な再生計画がなかなか組み立てられないんだろーうと思っております。そこで、そうした点、機構が再生支援の判断を行うに当たってどのように勘案していったらいいかということ、これはちょっと十分に検討して詰めてまいりたいと思っております。

○中津川委員 終わります。

○村田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

ますし、また、それを持ち込んだ金融機関に對するいわば裏からの公的資金の注入だと言われような所しりも出てくるかもしれません。

そこで、買い取り価格は対象事業者の事業再生計画を勘案した適切な時価を上回らないことというふうな法で明記をしておりますし、それを担保する手法として、先ほどから申しております産業再生委員会という中に専門家を集めていただいてその妥当性を判断していただく。

それからもう一つは、それを決めますときにいわゆるデューデリジェンスみたいなものをいろいろ行うわけでありまして、そのときに、やはり市場関係者の声ができるだけ、例えばアウトソーシングをしていくような場合もあるでしょうし、そういう手法を使いながら適正さを担保してまいりたい、こう思っております。

○中津川委員 今お話が出ました二次ロスなんです、これは実際のところ、買い取った債権の売り値が買い値を下回れば当然二次ロスが出るわけでありまして、そうなった場合、これは国民の負担になるわけですね。それで、それは政府は私的整理ということで済ませちゃうのか。この責任という意味ですね、再生支援の判断、この責任というものを、これは負うんですか、負わないんですか。

○谷垣国務大臣 二次ロスにつきましては、個々の案件では利益が出ることもあるしロスが出ることもあるだろーうと思っております。そこで結局、機構としては、機構の業務終了時のトータルで収支を考えるべきものであるというふうに思っています。最終的に損失が出る場合に備えて、つまり機構の解散時点ですね、仮に債務超過となった場合には政府が補てんでできると法案に規定をしているところでございます。

ただ、去年の十二月十九日に基本指針を決めていただきましたけれども、この解散時点における最終的な国民負担については最小限となるように努めるべきものだというふうに決めていただいております。制度設計に当たってはその点に留意

をする委員長、これはもう別人なわけなんです、これは動き出しますと、理念的には先ほどの御答弁であらうかなとなるんですけれども、機動的な判断ができなかったり、それからやはり責任の所在が不明確になるという問題が生じるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○谷垣国務大臣 産業再生機構の社長とそれから産業再生委員長の役割分担につきましては、閣議大王という言葉がちょっと先行し過ぎたところがございます。それで、どちらが一体閣議大王で企業の生殺与奪の権を握るんだという観点から、どうもそれは産業再生委員長が決めるんじゃないか、そうすると、産業再生委員長がトップである、こういうような誤解があるように私は思うんです。

一般企業におきましても、経営の最高責任者というのはいわゆるCEOですね、これが実際にその企業運営の責任を負っていくわけですが、その意思決定機関である取締役会の議長というのは別におられるわけですね。この産業再生委員会は、もちろん取締役会の中におけるいわばインナーボードで、これは再生計画や買い取り決定の妥当性を判断するところで、全体の責任は社長に負っていただくという形でございます。

○中津川委員 今の御答弁に関連するんですが、業務を開始して、債権の買い取りが公正かつ経済的に適正に行われるかどうかということでありまして、この債権買い取り価格、これは非常に重要なものだと思うんですが、このルールがどうなっているのか。それから、金融機関などの債権者の単なる肩がわりになるような高値で買い取りをするというふうな懸念はないのか。いかがでしょう。

○谷垣国務大臣 結局、価格は再生を見据えた適正な時価という表現をしておりますが、これは結局、三年の再生を終えたときにどれだけの値段で価値がつくだろーうかということ前提に判断するわけでございますから、この判断が甘ければ二次ロスみたいなものを生む危険も多いわけござい

それで、預金保険機構が、先ほどおっしゃいましたように、常に二分の一以上株式を持たなければいけないということは決まっておりますし、そういうことで、現在、そのぐらいいまだしかお答えできないことが、具体的にはなっておりません。

○松野頼委員 これはことしの、二〇〇三年一月二十八日の読売新聞ですけれども、もちろんこれは否定されるでしょうが、四大銀行グループは大体九十億ずつ出資をする、地方銀行も出資をして、その中間ぐらいの規模の銀行も出資をして、金融界で約五百億の出資をするということが報道されているんですね。

なぜこのことを一番、本来、今回のこの審議に入る前に、例えば資本金の額だけでも、また引き受けに声をかけている相手だけでも、ある程度、審議の前に詰めていく必要があるのではないかと、いうふうに私は思うのです。

といいますのは、この機構の性格というものが出資者によって、株主によって決まるわけですよ。ですから、今、この報道によって、四大銀行グループ等が五百億、多分、預金保険機構を窓口で、フィルターにして投入されると思うのです。また、この報道の中でも、経団連にも出資をお願いしているという報道があるのです。

もちろん、銀行が出資をするということは、要は、債権を買収する相手は銀行なわけですよ。経団連が出資をするということは、再生される事業者がその中に入っている可能性があるわけですね。そして、この出資者の中から役員構成をして、役員の中から会社が出て、その中に再生委員会が設置されるわけですね。そういたしますと、一体この機構がどこに軸足を置いたものなのかというの、この株主の構成と役員の構成と、その比率によって決まってくるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、報道をお引きになりました、先ほど申しましたように、金融機関に出していただくように、出資していただくようお願いをしております、多分それはこたえていただけるだ

ろうとは思っておりますが、今のよう形になるかどうかは、まだ率直に申し上げて、決まっております。

これは、出資を行うためには、最終的には取締役会で、それぞれの企業で決議していただくかなきゃならないというようなこともございまして、まだ時間がかかっているということがござい

それで、どなたに出していただくかによってやはり色がついてくるんじゃないかという御趣旨だろうと思いますが、これは、今もおっしゃいましたけれども、直接出資をしていただくという形ではなくて、預金保険機構を通じて出資するという方向で検討が行われておりまして、一種のフィルターをかけておまして、そういう意味で業務運営の公正さが損なわれることはないのではないかと、こういうふうにも思っております。

それから、金融界以外の経済界についても、まだ固まっているわけではございませんが、仮に出資していただける場合には、個々の企業としてはなくて、業界としてまとまって株主としての権利を行使するなど、公正さを欠かないような、余り個別の利害が出ないような仕組みで出資していただくように検討していきたいと思っております。

○松野(頼)委員 そうおっしゃいますけれども、やはり、銀行が出資をして、経済界も出資をして、その出資先の、確かに預金保険機構のフィルターは通っていますけれども、株主の債権を買収するわけですよ。先ほどからいろいろ議論を聞いていても、この機構が一体どこに軸足を置いたものなのかというのがはっきりしない。だから、この位置づけというものが皆さんそれぞれの受け取り方によって違うと思うんです。

例えば、株主に配慮したものなのか、金融機関に配慮したものなのか、一般の国民の景気をよくするために配慮をしたものなのか、そこが全く明快じゃないので、機構の性格がわからなくなっているというふうに私は思うんですが、せめて、この条文の中に、利害関係のある金融機関は入れ

ませんよとか、例えば逆に、RCCなんかは一〇〇％預金保険機構なわけですよ。例えばこれを、ある程度、一千億とか一千五百億ぐらいの規模だと言われているわけですから、この資本金に関して、ある意味では、全く色のついていない政府直結の金を使ってもよかつたんじゃないかと僕は思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、いろいろ考えようのあるところだろうと思えます。今委員がおっしゃったように、全く国の資金でやるというのも一つの考え方だろうと思えます。

しかし、他方、やはり先ほど申し上げましたように、本来、こういう仕組み、民間でやっていたら一番いいわけですから、そういう観点から考えますと、仮にこれは最後、先ほど二次口スの話も出ておりましたけれども、損失でん補をどう行ふかというふうなこともござい

率直に申しまして、出資していただきますものは、欠損が生じた場合は、まずそこから埋めていくということになるわけですね。ですから、じゃ、全部国が損失負担をてん補するような形がいいのか、あるいは、金融機関と産業界も含めて、ある意味でそういうことを分けていただけた方がいいのか、この問題も考えまして、今のよう仕組をとっているわけでもあります。

○松野(頼)委員 こうした政府保証の公的なお金を使う場合、今までのいろいろな機構ができてきて、もうだんだん皆さんも麻痺をしてくているんじゃないかと思えますけれども、原点を考えますと、預金保険機構ができたときには、預金者保護のための資金だから政府保証をつけるんですよという話だったんじゃないですか。RCCができたときには、まだ処理だから、不良債権の処理のため、金融システムの安定化のためということでお金を入れたわけじゃないですか。

今度は、じゃ、先ほどから目的、目的と皆さんおっしゃっていますけれども、そういう大義がどこにあるのかということだと思ふんですよ。預金者保護なのか。預金者保護の預金保険機構、不良

債権処理のためのRCC。

例えば、大銀行に不良債権の処理のために資本注入したときにも、金融システムの安定化、これはもうだれもが関係ある、銀行を使わない人はいないわけですから、そういう大きな大義があったんですが、今回の、もちろん条文を僕はしっかり読みましたので、表向きの大義はもう結構です。本音の部分の大義はどこにある、なぜ公的な資金を使えるだけの大きな大義があるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 条文に書いてあるところ以外に本音の大義というものがあられるわけではございせん、先ほどの繰り返しになりますが、一つは、やはり、有用な経営資源というものが雲霧消というか、してしまふのは、日本経済にとっても国民生活にとっても余りにも弊害が多い。だから、それを再生できるような仕組みで、それはあわせて金融システムの信頼、つまり不良債権処理と過剰債務というのは裏表な関係になるわけですから、その両方をやっていたい。これは、まさに建前で申しているわけではありせん。

さらに、本音と言うといけません、じゃ、どういふところをねらいとするかといふと、なぜ、それだったら民間でやればいいじゃないかというところをさらに突っ込みますと、先ほど申し上げましたように、一種のスピード感が重要なと。それには、やはり何かと背中を押すようなことがない、なかなか進んでいかないというのの一つですね。

それから、さはさりながら、全部国でやるとはマーケットというものを余りにも無視することになるから、やはりマーケットを重視しながら、どこがその調和点かなというのを考えながら仕組みをつくりました。

そして、さらに第三には、結局、過当競争、過剰供給みたいなものを温存したのでは、幾ら債権放棄をしても、結局お互いにみんなど足を引っ張り合うことになって、競争力の復活がないじゃないかということから、過剰供給の排除というよう

な産業政策的視点も必要だなと。

この三つが、条文には書いてございませぬけれども、やはり私はあると思っております。

○松野(類)委員 このところ、ずっと近年、この不況の中でそういう手法がとられているんですけれども、その昔、田中角栄さんの時代に、名前を出しません証券会社が倒産をしようで、初めて、これが国の公的なお金が一企業に入った最初の例なわけですよ。そのときは、やはり公的な資金を一企業に入れるのはまずいということで、苦

勞されて日銀の特融を使っているわけですよ。昔の知恵としては、あくまで、税金とかこういう政府保証のついた金を民間に入れるのはまずいというのが基本的にあるんですね。

ですから、なるべく金融を使って、日銀を使つて、政府じゃないところの責任でもって景気をよくしよう、産業をよくしようということが以前はあったんですが、政府の金を政府が保証してこの産業再生をするという、なぜそれを昔は政府がやらなかったかという、責任が政府に来ちゃうわけですよ、できなかった場合に、失敗した場合に。その責任を回避するために、なるべく政府の金を使わずに、日銀の金、金融の金でそっちに回そうというのが以前からの常識だったと思うんですけども、このところ、その最も基本的な部分の概念が崩れていまして、何でもかんでも政府の金を入れればいいじゃないかと。

今回の場合、特に個別案件にまで入れると前文にうたっているわけですから、産業再生という名前でありませぬけれども、これは個別企業の救済であるわけですよ。やはり、そのところの、聖域だということをしっかりと認識してもらいたいということは申し上げておきたいと思えます。でなければ、つぶれていく企業と再生される企業の間の不公平感、これは絶対にぬぐえるものじゃありませんから、今回、政府のお金を投入して、政府の保証をつけて、政府がこういう内閣のもとで産業再生をするということですから、失敗したときの責任は政府に来るんです。

これだけ確認したいと思いますが、それでよろしいんですか。

○谷垣(類)大臣 先ほども申し上げましたが、この機構の構成というのは、やや通常の株式会社と比べますと複雑な構成になっていることは事実でございます。行政的にはやはり主務大臣に責任がある、それはおっしゃるとおりでございますし、また、機構の個別の運営は、やはり社長、さらには出資しているところの責任、こういうことになるだろうと思えます。

○松野(類)委員 ちよつと個別的にいろいろ性格の部分の伺いますが、法律で余り細かく書いていないもので、この委員会の大員答弁がまず基本になってフレームができてくるんだと思えますが、まず、機構の強制力。

第十九条と二十四条に、調査権、処分権、支援決定権、決定をした場合にほかの債権の回収をとめるということ等を要請すると条文に、二十四条は書いてあるんですけれども、この強制力はどこまであるんでしょうか。

○谷垣(類)大臣 これは、強制力というのはございませぬ。あくまで要請をするということでありませぬ。

○松野(類)委員 そうすると、例えば一つのメーバンクでも非メーバンクでも、金融機関等がうちは嫌だよというふうになつた場合には、このフレーム自体が全部吹っ飛ばすわけですね。申し込みを受けてから支援決定の間にこのことは審査されると思うんですけれども、その場合には、では、先ほどからおっしゃっている、政府が介入して、速やかにその債権をまとめて再生できる企業を再生させるんだということ、この強制力の部分と相反する部分じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷垣(類)大臣 これは、確かに強制力がないんです。ただ、そういう一時停止をかける場合には、事前に御相談をして、下相談をして再生計画というものができているわけですね、その再生計画のつとめて、こういうふうに買うがどうかとい

て、その間は待つてくれと一時停止をかけるわけですから。したがって、これを拒否するところが出てまいりますと、当然再生計画はうまくいかないということになってまいります。

そのときどういふことを考えなきゃならないかといひますと、これは、先ほどの御議論にありますように、私的整理を後押ししていかうというものでありますけれども、そういう協力が得られない、あるいは、あえてこういう言葉を使えばよくないかもしれませんが、自分のエゴイズムを押し通すようなところが仮に出てきたとしますと、そのときはやはり法的整理ということも考えなきゃならないんだらうと思ひます。それで、この再生計画が非常にきちつとできていれば、裁判所のつくる再生計画というのと同じところには多分落ちつかないんだらうと思ひます、きちつとできればですね。

それともう一つは、法的整理でやりますと、いろいろなところでやはり時間なりコストがかかるので、コストがかかる場合が多いです。その負担が出てくる。そのあたりの利益といひますか損得をどう判断するかということで、担保と言ふ言葉は悪うございませぬが、事実上の、言うなれば強制力ではございませぬけれども、そういうものにかえるのかな、こう思つております。

○松野(類)委員 そうしますと、強制力はないけれども、要請をしてやつていただくということだと思ひます。もちろん、経営者も債権者も金融機関も、だれもがこの会社はつぶれてほしくないと思つた場合には、民間の力でもできるわけですよ。強制力がない機構が入つても、先ほど、午前中の話だと、機構が入れば速やかにできるとおっしゃっているんですけれども、その強制力がない機構が入つても速やかにできるんだ、機構が入れば速やかにできるんだという話と強制力はないんだという話の整合性はどこにあるんでしょうか。

○谷垣(類)大臣 これは、たくさん手法が要るといふことじゃないかと思ひます。ぎりぎり、強

制力をつんと使わなければならないとなると、これは裁判所に会社更生なり民事再生法を申し立てるといふ仕組みになると思ひます。これは、裁判所の命令を聞かなかつた場合にはペナルティーが法的にも整備されているという仕組みですね。一方、全く私的整理でいきますと、私的整理ガイドラインというものも用意していただいておりますが、これは全く強制力も、事実上のメリットといふものも余りない、合理的に考えたらこうなるんじゃないかという仕組みでございませぬ。

このいわば中間に我々の仕組みというのがありまして、ある意味での買い受けることによる事実上の調整の易しさとか、あるいは融資機能を持つメリットであるとか、あるいはこれは平沼大臣のおやりになつていらっしゃる方でございますが、産業再生法のスキームを使うことによつて税制やそのほかの特典が得られるとか、そういうようなことを全体として考えていただいて、全くの私的整理とそれから法的整理との間でこういうメニューがあつて、使うメリットはあるよといふことが、強制力は必ずしも十分ではないけれども、機能させるポイントではないかと思ひます。

○松野(類)委員 その中間的な部分でうまくいくかどうか、これはスタートしてからぜひ見守りたいと思ひます。

先ほどからも、一番これは議論の中心になるんですが、債権の買い取りの価格、この適正な時価といふ、再生支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回つてはならないといふのが条文であります。

この適正な時価といふのが非常に厄介なものでありまして、僕はちよつと前の一般質疑の中で、ここで、ちよつと事例は違ひますけれども、土地の固定資産税の価格についてやりました。その固定資産税の価格も、地方税法第三百四十一条の五といふところに、やはり価格は適正な時価とするといふことがうたわれているんですよ。ただ、その適正な時価が、平成四年に通達一枚でいきなり

評価額が三割から七割に上がっているという事例があるんですね。ですから、この適正な時価というのがあるんじゃないんです。この場合は特に土地ではありませんから、債権ですから、一体どこが適正な時価なのか。

それは、企業としてはなるべく高く買ってもらいたい、機構としてはなるべく安く買いたいというのが当たり前の姿だと思うんですけども、それに関して、適正な時価がいかに公平であるかということ、その時価を評価したときのその評価基準の公表をいつの段階でなさるのかというのを伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 確かに、適正な時価というものがそんなに簡単に決まるのかというのは、まさしくポイントだろうと思います。

それで、そういう不良債権マーケットみたいなものが十分にできていけば、またそこもある意味でマーケットというものがあってもいいかということになるわけですが、確かに、必ずしも手法が十分に確立していないのは事実だろうと思います。

しかし、他方、こちらは金融政策の方でございしますが、やはりどれだけの確に債権を評価して、そして積んでいくかというようにもいろいろ議論が進んで、ある意味での手法が、確立しているかどうかはわかりませんが前に進んできているということがあろうかと思えますし、それから、それと全く同じ基準というわけではないですけども、そういうものも一方で進んできておりますし、他方、現実には、四、五年前と比べますというるな企業の再生の実例も積み重なってきているわけでありませう。

それで、その中で行われていることは、結局、その債権価格と申しますか企業の価値をどう見積もるかという、適正にできたところをうまく処理できなくていい、できなかったところはうまく処理できないという例がございしますので、やはりそういうところに参画された方々の手法や知恵をかりるということであれば、おっしゃるようになります。

なか難しい。ここがまさに成功するかどうかのポイントで、こういう法をつくって、仕組みだけで必ず成功するという保証は実はないわけがございまして、運用のよろしきを得るということがなければできない。そういう意味で、私は、リスクのある仕事だということには率直に認めなければならぬだろうと思います。

○松野(頼)委員 ですから、そこを、公平性を担保するためには公開だと思ふんです。これは条文にいつの段階で公開すると書いていないんですけれども、大臣、どうか、この大臣答弁が基準になると思うので、例えば再生して、再生機構の手が離れた後三ヶ月後には全部公表するとか、そういうきちっとした基準をどうか明言していただきたいと思っています。

○谷垣国務大臣 これは実はなかなか難しいうございまして、午前中からの議論でも申し上げておりますが、支援決定をした際とかそういうのは概要を発表するというところに、これはそういう方向でやるわけがございしますが、あと細部のどこまで発表できるかということになりますと、仮に再生に成功した場合はそれぞれの企業の企業秘密と申しますか、ノウハウみたいなものもいろいろございまして、しかし一方で、我々の仕事も公正、透明さというのを確保しなければなりませんので、そこらあたりをどうしていくかというのは、今後詰めていかなければならない大事なポイントだと思っております。

○松野(頼)委員 例えば再生機構の中の再生委員会の議論、また債権を買ったときの適正な価格の基準値、これはやはりある程度の時期に、確かに相手のプライバシーもあるかもしれませんが、けれども、公的なお金を入れてもらって再生してもらうという、先ほどから言っていますつづけていく企業の人のたちから見れば、なぜ、あそこだけ助かるんだという不公平感をなくすために、これはやはり、相手のプライバシーだとかいうことを考えずに、ある程度の時期に全部公開するぐらいの話をしていたらいいかと、なかなか不公平感

ぬぐえないと私は思いますが、いかがでしょうか。○谷垣国務大臣 三十条で、「決定の公表」ということで、先ほどもちょっと申しましたが、支援決定またはその撤回、それから買い取り決定、対象事業者に係る債権または持ち分の譲渡その他の処分決定、これを行ったときは、速やかに、その旨あるいは主務省令で定める事項を公表しなければならぬと定めておりますので、これはもちろんそのとおりにはやらせていただくわけですが、今全部とおっしゃいましたけれども、そこは全部といくかどうか、そこらあたり、我々も研究課題としてこれから詰めてまいりたいと思っております。

○松野(頼)委員 では、取締役の責任についてはどうされますか。再生をされた企業の取締役の責任の追及というのは、どのようにされますか。

○谷垣国務大臣 それは、商法等でも決められておりますように、取締役の会社に対する責任というものは当然ございしますから、それにのっとるというのではございませんか。

○松野(頼)委員 退陣を迫るのか、退陣を迫らないのかということですか。

○谷垣国務大臣 今おっしゃったのはあれですか、支援する対象の企業ですか。(松野(頼)委員「そうです」と呼ぶ)これは当然、経営が余りうまくいかないと、再生機構で関係取引先等にもいろいろ配慮をいただいて再生をさせる、再生計画をつくるという場合には、一般的にはそういう経営者は責任をとるといのが普通だろうと思えます。

ただ、それを、では全部それでいけるかというと、必ずしもそうでないのかと思えます。その、いろいろの事例を聞いておりますが、例えばそれぞれの、我々の地方にもございしますが、しにせでなかなかうまくいっていないところがあつて、しかし、ではその経営を引き受けるというつても、その地域の名のある人が中心に座つておいてくれないうとできないというようなことが、これはやはりあるのではないかと思います。それは、結局、個別の判断になりますし、特に

スポンサーなんかがつきますときに、あの男が、女性の場合もあるかもしれませんが、やはりあれがないとこの企業は成り立たぬという判断をスポンサーがする場合もあるかと思えます。だから、そこらは若干の含みがあるかと思えますが、一般論としては、やはりこういう再生をするときには責任をとられるというのが普通ではないでしょうか。

○松野(頼)委員 それと同時に、金融機関の債権放棄というのが入っていますけれども、この債権免除益に関して、有税償却をさせるのか、無税償却をさせるのかというのは条文にはうたつていないんですが、それはいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、債権放棄をしたその債権者の税務上の取り扱い、私的整理ガイドラインで定める手続に基づく再建計画による場合を含めて、合理的な再建計画に基づく債権放棄による損失であれば税務上損金算入されるという扱いになっておりますので、これと同じような扱いをしていただくように、念頭に置いて、今税務当局と協議をしているところでございます。

○松野(頼)委員 その辺もぜひ条文に書かれたらいいかと思うんですが、この債務免除益の問題というのは、個人ならば贈与税が発生をする、通常の企業であれば債務免除益、これは課税の対象なんですか。

多分、今回改正の産業再生法の中でも、繰り延べ欠損金の損金算入を五年から七年に延長していただきますけれども、これは結局、その部分じゃないかと思うんです。なるべく損金を多く算入させてやろうということですが、今回の債務免除益に關しても、今こうやって審議に法案を出されている中で、無税償却させるのか有税償却させるのかというところはやはり明記をされるべきだと思いますが、今後、今の大臣として、無税でいくんだ、いやいやそうじゃない、有税でいくんだということをやつと御答弁いただけないでしょうか。

○谷垣国務大臣 この私的整理ガイドラインと同じように考えますと、その再建計画の合理性、忒

意性といったようなもの、こういったものを税務当局がどう判断するかということもやはりあるんだらうと思います。

したがって、こは、もちろん我々はこれを進めるために十分合理的な計画を立てなきゃなりませんし、立てた場合には、当然損金扱いなり無税償却をするということをやっていただかなきゃなりませんけれども、現在、そこが税務当局と詰めております最中でございますので、これ以上はまだちょっと申し上げにくいところで。

○松野(頼)委員 ぜびこれも、課税法律主義というのがありますので、税を減免するというのもできれば通達でやってもいいじゃない。本来であれば国税法を変更して、の特例を一項目加えて、国会で決議を経てやるのが課税の原点ではないかと僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○谷垣(務)大臣 このところは、私も塩川大臣ではございせんので答えにくいところなんです、今税務当局の一般的な扱いは、この問題に関して通達に書いてあるんだと思います。

したがって、あとはその通達のいわば当てはめの問題になっているわけですね。税務当局を預かっている大臣でない私としては、それ以上はちょっとなかなかお答えしにくい、こういうことです。

○松野(頼)委員 それで、次に、株主の権利について伺いますが、例えば先ほど来から、RCCは破綻懸念先以下が行くんだ、この再生機構は要管理先が行くんだ、まあまあ大丈夫なところが行くんだということですね。そうすると、まだ株主はそんなに動揺していないわけですよ。いきなり、メイン行なり金融機関と経営者が話をして機構に持ち込まれてしまった瞬間、株が暴落したといった場合に、株主代表訴訟の被告に立つのはだれになると思われませんか。

○谷垣(務)大臣 これは、今のような典型的な事例を考えますと、被告は、それはやはり当該企業の取締役ということになる、経営陣ということになると思いますが、その前に、今おっしゃったように、何か病気が重くなつて病院に担ぎ込まれたぞ、産業再生機構に担ぎ込まれたぞというような風評で株が暴落するというようなことがあつては困るわけでございます。

したがって、我々は、御相談がかかった段階で、まだ海のものとも山のものともわからないという段階では、厳格にやはり、守秘と申しますか、そういうものを守つていかなければこういう仕事はできないんだらうと思つております。それで、ある程度、きちつと再生計画ができて、そしてこれなら買い取れるという決定ができる段階にやはり明らかにしていくということが必要だらうというふうに思います。

○松野(頼)委員 それは申し込みに来た段階です。申し込みに来た段階ではなくて、再生するということを決定した場合。

この間から、きのうからずっといろいろ役所から聞いていると、では、例えばその会社が債務保証をしたり連帯保証をしていた場合に、予期せぬ負債ができた場合には、決定しても取り消すことができるわけですね。支援を決定して、支援に取りかかつていても、思わぬ負債が飛び出してきた場合、よく、連帯保証だとか債務を保証していた場合、こういう思わぬ負債ができてきた場合だと、例えば最初に持ち込んだ事業計画どおりに経営者が動かなかった場合、さまざまな理由で再生計画が達成されずに再生支援を取り消した場合は、そうすると、もうこの会社はRCCに行くのかとか、こう言うRCCは怒るんですけれども、もうだめだといって市場から見放された場合の責任は、これは機構にもあるわけですか。

○谷垣(務)大臣 これはなかなか、仮定の話で、どこまで責任を負うかというのをお答えするのは難しいわけですね。それはやはり、まず当該企業と、例えばメインバンクはこういうことである、というところで持ち込んできた、ところが、そこでいろいろ、自分の会社の債権債務といひますか、営業状態について不誠実な報告しかしてなかったというところになりますと、それが全部機構

の責任だと言われても、やはり機構も負いかねるところは、正直言つてあると思います。したがって、やはり具体例に則して考えないと、なかなか今のお問いかけの答えは出ないのかなと思います。

○松野(頼)委員 ですから、要は、最初の受け付けの段階で、例えば株主の総会である程度の決議を経るとか、あとは、従業員の過半数の者の同意を得るとかいうことをある程度担保しておかないと、株主は不利益をこうむつた、機構に申し込んだり、機構の支援決定手続を解除された場合とか、そういうことによつて非常に株主が不利益をこうむつた場合の想定というのをもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○谷垣(務)大臣 これは機構を利用する場合に限らず、私的整理の場合にも常にある問題だらうと思ふんです。そういう計画をつくつたけれども、会社の株主総会でそれをオーケーしたりしなかったりするということは、理論的に十分あり得るんだらうと思います。ですから、それは、この機構の場合にも、では機構が関与したけれども株主総会がどう見るとかという問題はやはり常にあるわけでございます。やはり我々は、株主の方々にもやはり株主総会ではきちつとした情報を公開して、こういう手法でなければ再生できないんだというところは、それはその会社がやはりやっていたらだくべきことではないかなと思います。

○松野(頼)委員 ぜびその辺もしつかりと、できれば申し込みの段階できちつと指導するとか、そういうことはきちつと担保していただきたいなというふうに思います。

基本的に、この機構なんです、性善説に立つた場合の話と性悪説に立つた場合の話と随分違うと思ふんです。ですから、僕らはどうしても野党で、この法案のためにいろいろな角度から追及していくんで性悪説に立つんですが、やはり、恣意的なものが入るんじゃないか、金融機関の不良債権のつけかえになるんじゃないかという懸念が非常にあります。

それがさっきの株の債権の買い取り価格の公表とか、なるべく安く買って、機構がうまくいくようにとかいうところがあるんですが、どうかそこはしつかりと、公平性と中立性を担保していただいで、なるべく、今回、僕はこの法案を見まして、余りにもフレイムなんです、来ているのが。フレイムだけ、中身が入らずに枠組みだけで法案を出してきているんで、どうかそこところは今後しつかりと詰めていただいて、もう一回お話をしたいというふうに思つております。

あと五分ですか。もう一点、先ほどから中小零細企業も扱いたというふうになっていますが、これはどの辺まで想定されているんですか。

○谷垣(務)大臣 これは先ほどから、要するに再生可能であれば大中小を問わない、こういうふうにして申し上げているわけですが、これはこの制度の、機構の立て方が非メインを主に買い取るということになっておまして、やはり幾つか債権者といひますか金融機関なりそういうものがあるということが一応の、メインのターゲットとする対象は一応そういうことを想定しているわけですね。

ただ、今の段階で、まだ具体的にどういうお客様が見えるかわかりませんが、余り予断はしないようにと思つておりますが、できるだけ幅広く目配りをしていきたいと思つております。

○松野(頼)委員 では、例えば零細企業が大量になだれ込んで、うちもやつてくれ、うちもやつてくれということはあるんですか。

○谷垣(務)大臣 これは今申し上げましたように、零細といつてもどこまであれですかわかりませんが、関与する金融機関がごく、ほとんど一つしかないとかいうようなものはこの仕組みを使う必要があるのかどうかということはあると思ひます。

○松野(頼)委員 それは、今小さい会社でも、二軒、三軒とつき合つていますから、大企業と零細企業を分ける部分というのが僕は非常に難しいんじゃないかと思ふんです。

機構の話、先ほどから八十人とか百人とかい

社員数、スタッフで運営するということですので、多分大企業を中心に想定されていて、幾つか零細企業が入ってくることもあり得るということじゃないかと思うんです。やはり、零細企業がもし手を挙げて入ってこようとした場合、しっかりと説明をできるような基準というのを定める必要があると思うんです。

今の、再生ができる基準ですか、二%以上上がるとか固定資産が五%以上回転するとかいう基準ですね、こういうことではなくて、では、これが達成できればどんな零細企業でもいいのかという話になった場合、その辺はどうお答えになりますでしょうか。

○谷垣国務大臣 もちろん産業再生法で用意していたにいてるような基準は、我々としてもそれを念頭に置いてやっていくわけですが、他方、では数字だけでいいのかということになりますと、なかなかそれはそうはいかないわけですし、まして、また業種によっても随分違うんだろーと思ひます。

そこで結局はその企業が、しち面倒くさく言えば、新たな付加価値を創出し得るような戦略性を持ち得るかというようなしち面倒くさい言い方になりますけれども、つまり、最後はその判断をしなければならぬんだと思ひます。そこがあらかじめ何か定式化して言えるかという、実は、ちよつと難しいなというのが正直な気持ちでございます。それはまた別な言い方をすれば、我々のあれの中にも申し上げておりますけれども、買収するときよりは出口の方が価値が多くなるようなやり方とか、いろいろなことを言っているんですが、なかなか、実は単純に定式化するのが難しいなというのが率直なところでございます。

○松野(頼)委員 最初にお願いをした点なんです、出資者が、銀行、金融機関が出資をして、そして、金融機関のお金を政府保証をつけて集めて、それで再生の企業に突っ込むという、債権を買収するという話ですから、金融機関だけに立った話じゃなくて、本当に日本の経済がよくなる方向

になって、そして、再生を受けなかった企業としても、きちつと公平性を担保できて、透明性を担保できて、そういう部分を幾つかお願いしましたので、どうか、まだ来週も審議が続くようでしたら、その途中でもできる限りそのことを公開していただいて、明記していただいて、答弁の中で明らかにしていただきたいということをお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○村田委員 土田龍司君。

○土田委員 自由党の土田龍司でございます。

我が国は、長期の深刻な経済不況に陥っております。そんな中で、不良債権の処理、あるいは供給過剰の構造の抜本的な是正をすることが非常に重要であるということから、今回の産業再生機構法案が出てきたわけですが、産業と金融と一体再生に向けて、その実効性を発揮できるかどうかというのは、ひとえに今後の運営にかかっているのかなというふうに思ひます。

きょうは、機構法案だけ質問させていただきますので、平沼大臣は出番がございません。どうぞ休憩されて結構でございます。激務でございますので、休憩も仕事のうちと思つて、西川副大臣だけ残っていただければいいかなというふうに思ひますので、どうぞ遠慮なく休憩されてください。

ただ、きょうは第一回目の本格的な質疑でございますが、朝からの質疑を聞いておりますと、きょうの私が質問通告をした内容とほぼ同じような内容が並んでおります。基本的なことを自由党の代表としてしっかりと聞いておきたいということでございますので、ぜひお許しをいただきたいと思います。

谷垣大臣には御答弁を願ひたいと思ひます。まず、最初の質問でございますが、企業の生死というのは、あくまで市場原理が決めるんだというところでございます。これに対して政府が過剰介入することが市場原理をゆがめることになる、当然のことだと思ひますが、今回、いわば官の関与によって、政府の関与によって、闇魔大王に塩川大臣は例えられたわけでございますが、民間企

業の生き死にをこういつたことでやるということについて、やはり疑問が残るということだと思ひます。

そこで、機構が本来淘汰されるべき企業を安易な支援によって助けるということになれば、我が国経済の活力がむしろ阻害されるんじゃないやろーか、健全な企業までがその影響を受けるんじゃないやろーかという懸念はどうしても残るわけですね。この点について、この機構が市場原理の中で果たすべき役割とその支援のあり方について、御説明をお願いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今、土田委員がおっしゃいました、本来市場でやるべきことをなぜ政府がやり、何を果たそうとしているのかというのが根本問題だろうと思ひます。朝からも、たびたびそのお問いかけがございました。

まず、私は、この産業再生機構が闇魔大王であるという表現がどうもひとり歩きしまして、正確なイメージを少し損なつておるんじゃないかなという気がいたしております。広辞苑を引きますと、闇魔大王というのは地蔵菩薩の化身でもあるというふうに書いてございますので、闇魔大王と地蔵菩薩の両方の役割は確かに持つのもしれません。この機構で仮に乗り出しても、本当に、以後生きていけないようなものを無理に救つても、結局また最後は市場で淘汰されるわけですから、私は、闇魔大王というのはやはり市場であるというふうに考えるべきだと思ひます。

それで、それを前提として、この機構で何をやるうとしていくかといひますと、先ほどの御答弁と全く同じことを繰り返しても意味がありませんので、若干違うことを申し上げますと、やはり今までの、日本の場合には、企業倒産というものは、民事再生やあるいは会社更生法にしましても、ぎりぎりのところまでいって失敗をして、極めてネガティブなイメージでとらえられてきた面があったと思ひます。そのことが、メインバンク制とも相まって、もうかなり苦しくなっているんだけれども、追い貸しをして頑張つて、それで、気づい

たときにはにっちもさっちもいなくなっているという例が私はかなり多いのではないかと思ひます。

したがしまして、やはりある意味での、事業の幾つかは、自分のところでやっている事業が、本来きつとしたところがありながらうまくいかなくなつていく場合には、やはり、いいところは残して悪いところは整理していくというのがもう少し早くできませんと、活力も出てこない。しかし、それをやるには、今まで日本は仕組みの上でも整っていないことが多かったのではないかと思ひます。

例えば、今、民事再生法や何か、あるいは千代田生命なんかがありました更生特例法なんかが出てまいりましたのも、やはり、そういうところで足りない面があったということだろうと思ひますし、それから、こういうものをやりますときに、不良債権処理のマーケットというようなものがなければなかなかうまくいかないんですが、そういうものも育つてきていない。

だから、そういうものが育つ一種の弾みと申しますか、そういう役割をこの機構は果たし得るんじゃないやろーか。それが全部市場でできれば、もうそれで言うことはありませんけれども、なかなか今までのことは、声高に言われながらもできなかったものを後ろからどんと押す、ちよつと抽象的な表現でございますが、先ほどから御答弁をいたしましたことに加えて、そういうことがあるのかと私は思っております。

○土田委員 従来、企業に対する再建支援というのは、メインバンクが中心になって、債権放棄などを中心に行ってきたわけですね。こうした支援策では思い切った再建計画が実行できない、単に問題を先送りしてきただけじゃないかという感じがするわけですね。

今回の機構の仕組みなんです、やはり企業とメインバンクが中心になって再生に取り組み、機構がそれを側面的に支援するという形式をとるわけでございますけれども、従来のようなメインバ

ンク任せであつては、これまでと基本的には変わらないんじゃないかなという感じがするのでございます。前回の参考人質疑の中でも指摘がございましたけれども、従来のしがらみを断ち切ることが企業再生の第一の関門であるというようなことが言われておりました。

今回の再生支援に当たって、旧経営陣の責任について何も書いていないわけですが、従来のメインバンクのもとで、かつ、従来の経営陣体制で思い切った事業再生が図れるのかどうか。そこで、本当に事業再生を実現するためには、機構がメインバンクからの情報をうのみにしないで、主体的に再生計画の評価を行うことが必要であると思うんですね。機構でどのようにして、こういった適切な評価体制を整備されるんでしょうか。

○谷垣国務大臣 おっしゃるように、かつては、その企業の情報を一番持っているのは、まごうことなくメインバンクであつた。そしてメインバンクが、その企業がおかしくなった場合もいろいろ支えてきた。先ほども申しましたが、場合によると、経営者も派遣して、追い貸しもしている。いろいろやってやった、こういうことではないかと思ひますが、現在、そういう枠組みだけではなかなか動きにくくなつてくる。

そこで、昨今行われました幾つかの再生事例を見ますと、メインバンクの情報やノウハウや、あるいはそこがやるつなぎ融資みたいなものも、もちろんこれは利用しないとなかなかできないと思ひますけれども、それを超えて、やはり企業の再生可能性というものをきちつと判断していく必要があるんだらうと思ひます。

それで、それは結局、この機構でやるとどういふ判断になるかということになるわけですが、一つは、再三お話し申し上げておりますが、産業再生委員会という中に、今度は、これはあくまで候補者でございますが、高木先生を候補者ということをお願いしておりますが、そういう再生の専門家の知恵を十分にそこに入れていくということが

やはり基本にあるのではないかと思います。

それに加えまして、先ほどから申し上げておるようないろいろな産業再生法等の基準、あるいは主務大臣や事業所管大臣の意見も参酌をさせていただく。しかし、それだけでは足りませんで、結局、その会社の再生計画を審査していくチームをそれぞれつくるわけですが、そういうチームにやはりどれだけ企業再生のいわば情熱と目を持った人を集め得るかということがあろうかと思ひます。

しかし、それを全部この機構の中に集めようと思ひますと、それは数十人から百人なんという規模ではできなくなりますので、ある程度アウトソーシングとかそういうようなことも考えながら、今土田委員がおっしゃつたような課題にたえていきたい、こう思つております。

○土田委員 先日参考人質疑でも、そういった再生ビジネスを大いに活用しなければできないだろうというようなことを言つておりました。

さて次に、先日の新聞報道で、産業再生機構の社長と産業再生委員長がそれぞれ内定をされた。この両者の関係についてなんです。この法案によると、機構の事業の運営に当たっては、産業再生委員会が重要事項の決定を行うとされておりますけれども、産業再生委員は全員が取締役を兼ねるんだと。機構の取締役会と産業再生委員会はほとんど同じ顔ぶれになるところが予想されるわけですが、谷垣大臣は、機構のトップはあくまで社長であるとおっしゃつていて、どういふことなんでしょうか。

機構の運営の最重要決定を決める責任者と機構運営のトップが別々であるということになると、権力の二重構造になつて、余計混乱をするんじゃないかという感じがいたします。

そこで、この機構が円滑に意思決定ができるように、支障が生じないようにするために、どういふことを考えておられるのか、機構内部における産業再生委員会の位置づけ及び機構の代表取締役と委員長の関係、役割分担、この点について

はどうでしょうか。

○谷垣国務大臣 商法を改正していただきました。この四月一日から、株式会社重要財産委員会というのを設けていただいて、重要な財産の処分等について決定権を持つような仕組みを導入していただくわけですが、その仕組みをこの機構にも取り入れたらどうかということで、このことを考えたわけでありまして。

そこで、産業再生機構の社長は、個別の再生計画について関係者の調整をしていく、あるいは財務、人事を含めた機構の経営に関する最高責任者であるわけです。それから、先ほどの御議論の中で、やはり出口でだけにスポンサーを探して売っていくというようなこと、これもなかなかしんどい仕事ですけれども、そういうようなこともこの社長が中心になつてやっていただくということになるかと思ひます。

他方、産業再生委員会の委員長は、個別案件に関する支援決定について、再生が本当に可能かどうかといった点から審査、決定を行う合議体の議長の役割を担うわけでございまして、要するに、社長のやることの客観性、妥当性というものを担保するために、こういう委員会をつくつて、そこで判断をしていただくという仕組みになつておりますので、そこは二重構造というようになつておられるんじゃないかと思ひます。

先ほども申しましたが、一般の企業でも、業務執行の責任者であるいわゆるCEOと申しますか社長と、それから企業の意思決定機構である取締役会の議長である会長というのは分かれていふ場合が一般でございますから、それと対比すれば、これはそれほど特異な仕組みではないと御理解をいただけるのではないかと思つております。

○土田委員 次に、意思決定の透明性について伺いたいと思ひます。

この再生委員会が公正中立な決定を行うには、委員会のメンバーに銀行や産業界の利害関係を持たない人を加えるということが必要であらうと思ひます。

産業再生委員長の人選は内定しているわけですが、今後、委員会の委員についてどのような構成を考えておられるのか、あるいはまた、機構が企業再生支援を決定したときにその旨を公表されるわけですが、機構に対する信頼性を確保し実効的な機能を発揮させるために、必要限りの情報公開をしないやらないんじゃないか、あるいは機構の意思決定の透明性を確保することが極めて重要であるというふうに考えるわけです。また、その意思決定に対して、内部監査部門を置くとか、そういった判定の過程をチェックしていくということも必要であるのかというふうに思ひます。

○谷垣国務大臣 まず、委員の構成をどのようにしていくかという点については、実はまだ、もちろんこれは会社が衆参両院で認めていただいている後でございますが、ああいう一応候補者として、お二人は内々御同意をいただいたということでございますが、それ以外の委員をどうしていくかということについては、まだこれから段階でございます。

ただ、法の中に、取締役三人以上七人以内で構成する、その中に代表取締役及び社外取締役をそれぞれ一名以上含まなければならない、こういうふうになつておりますが、その具体的な人選については、やはり再生に必要ないろいろな分野の知識経験を持つていられる方を入れたいという以上、今突つ込んで申し上げられることは、まだ決まつておりません。

それから、信頼性を確保するために、まず機構の中で、厳格な倫理規程などを設けたり、あるいはコンプライアンス体制というものを整備しなければならぬと思ひます。

また、機構の支援決定の際には、先ほどからの御議論にございますが、個別企業の権利とか競争上の地位とか、そういったものの正当な利益に当然配慮しなければなりませんけれども、概要はやはり法三十条で公表する、こういうことで対応さ

せていただきたいと思っておりますが、さらにと
のような情報公開等を行えるかについては、これ
からもっと精力的に詰めてまいりたいと思ってお
ります。

○土田委員 ということは、前向きに透明性を高
める努力をされるということでございますね。

次に、これも随分問題になっておりますけれど
ども、企業の再生支援の決定あるいは債権の処分
に当たって、主務大臣及び事業所管大臣は、必要
があると認めるときは意見を述べることができ
る政治的な介入があるんじゃないかというよう
な懸念を持つわけです。いわゆる中立性がゆがめ
られるおそれがあると感ずるわけでございます。

国民の機構に対する信頼がなくなれば、非常に
機能しなくなるというおそれがあるわけでござ
いますので、この機構の中立性あるいは透明性を損
なわないために、主務大臣あるいは所管大臣が
意見をおしやる場合は、その内容を一定の手続
のもとに公開したらどうか。国民の機構に対する
不信を招かないように、そういうことも必要
じゃないかと思うんですが、どういうふうに考
えておられますか。

もう一つ、例えば有力な政治家が特定の企業の
救済をやり押ししてくるということも想定はされ
るわけでございますが、そうした場合に、そうし
たやりとりを公開できるようにしたらどうかとい
うことになれば、さらに透明性は高まるわけ
でございます。

これらについて、どう考えられますか。

○谷垣国務大臣 いろいろな政治的圧力等によ
って機構の決定がゆがめられるのではないかと
いうような御批判もあるわけですが、これは、変な
ごり押しと言ふ言葉は悪いですが、いたしますと、
結局、では再生計画が終わったときに果たしてこ
れは買ってもらえるか、市場価値が生ずるかとい
うことになりまして、変なごり押しであれば、そ
れは生じなくなってしまうんじゃないかと思っ
てですね。

ですから、私は、そのところは、そのような
変なごり押しをした場合のリアクションという
のはございまして、そういうことではないもの
と思っておりますし、もう一つの担保は、やはりこ
れは、産業再生委員会というものが専門家の観
点から判断していただくということがもう一つの担
保だろうと思えます。

しかしながら、同時に、今のようないくつか
のところでございまして、どういふふうな透明
性を高められるかというふうなことは、これは我
々も十分これから詰めていかなければならない
と思っております。

したがって、主務大臣等から御意見がある
ときは、これは経済合理性の点とつた御意見が
あるものと思っておりますが、そのあたり、大臣
から意見の提出があった場合には、個別企業の利
益を害するようないかなる公表でございませ
んか、どう公表していくかというふうなことは十
分考えていく必要があると思っております。

○土田委員 その点についてはたくさん議論があ
りましたけれども、現実問題として、やはり所管
大臣というのは政治家が大抵なわけでございま
すから、政治家である大臣も、いろいろな義理が
あったりつき合いがあったり、しがらみを持っ
ているわけですから、この点については、やはり具
体的な透明性を、これから考えるのではなくて、
もうやはり決めておいたらいんじゃないのか
と。その一つの提案として、先ほど申しました
ように、主務大臣がどういった発言をしたかとい
うのを公開するということは、一つの方法であ
ろうかと思うんです。

こういう考えは、これから考えるとおし
やいましたけれども、既に考えておられませ
んでしょうか。

○谷垣国務大臣 貴重な御意見でございま
すので、検討してまいりたいと思っております。

○土田委員 次に、債権買い取りの実効性につ
いてお尋ねしたいと思うんです。
機構の債権買い取りに金融機関が応じないで必
要債権額に達しない場合は、一たんなされた機構
の再生支援は撤回しなければなりません。機構の
機能発揮が望めなくなるわけでございませ
ん。先日の参考人の方に、金融機関が債権買い
取りに応じると見込まれるかどうか、御意見を聞
いたんです。そうしたら、通常の場合であれば金
融機関は債権の買い取りに応じる可能性はかなり
あるのではないかとというふうな見方をされてお
りました。しかし、一部の金融機関が債権の買い
取りを拒否したり、あるいは企業の再建後に全額を
回収する方が得と考えたり、いわゆるごね得をね
らった場合、このような金融機関相互の意見が調
われないという場合にこそ、機構の中立的立場での
効果が発揮できると思うんです。

このような場合に、再生可能性のある企業に
対する支援をできる限り可能とするために、機構
はどういった対応をおとりになるのか。また、政
府としまして、債権売却促進のために、これは何
も出ておりましたけれども、何らかの方策を考
えておられるのか。具体的な説明をお願いしたい
と思います。

さらに、金融機関の間でどうしても利害の調整
がつかない場合、参考人からは、法的処理へ移行
するしかないというふうな意見がありましたけれ
ども、機構としてはこの法的整理にどのように
かわっていくのか、この点はどうか。

○谷垣国務大臣 これも論点の一つだろうと思
うんです。

それで、全くの私的整理であればなかなか関係
者の同意を得にくい場合も、機構というある意味
での中立的な、それから、これはこれからの運
用で、あそこが乗り出してきておかしなことを言
うはずがないという一種の権威も持たなければい
かぬと思うんですが、そういうことによって、全
くの純然たる私的整理よりも運びやすくなる
という面は、私は、これは確実にあるだろうと思
っております。

う場合が多いと思っておりますので、そういう
税制の支
援であるとか、あるいは融資の機能も、いわゆる
DIPファイナンスみたいなものもできるよ
うになっておりますので、合理的に判断していただ
ければ、ここですくった再生計画に乗った方が
いいと判断していただける場合が多いのではない
かと私は思っております。

ただ、それを超えて、一種のごね得と言
う言葉は悪いですが、そういうものがあらわ
れた場合には、私は、やはり法的整理を使う、こ
れはもう法的整理も申し立てようという場
合があり得るんだらうと思っております。その場
合も、これは先ほどの繰り返しになりますが、法
的整理になりま
すとコストとかいろいろ問題も絡んでまい
りますし、それから、我々のところでやります
私的整理が十分に練った案であれば、法的整理
に持って
いって、ほとんどそれをカセットのよう
にぱつと入れていただく、新しい法的整理の
もとでこれと同じようなことが動いていく
という場合もあるのではないかと
思っております。

○土田委員 ということは、機構としましては、
法的整理に移行されるかどうかについては具
体的な関与はしていかないということ
でございますか。

○谷垣国務大臣 これは、機構がまだ全
く債権の
買い取りなんかをしていないければ、機構
が申し立てる権限もないことになり
ますが、機構が債権の買い取りをして
いけば、債権者として申し立てる
という場
合があり得るということだ
らうと思
います。その場合は、買い取った債権
の処分として、産業再生委員会
で、そういう行動に出ることの妥
当性を判断していただくことにな
ると思
います。

○土田委員 次に、機構が金融機関から
買い取る債権の対象範囲について
なんですが、弾力的に、要
注意先債権を原則としながらも、

るいは破綻懸念債権も対象とすることになるということですね。また、債権を買い取る金融機関も、原則として非メインバンクとしながらも、必要があればメインバンクからも買い取る、排除されるものではないということですが、基準の弾力的な運用は、機構がその実効性を発揮するために必要であるというふうに思います。また、一定の歯止めが必要であると考えられます。

例えば、極端な場合、メインバンクの債権を丸ごと買い取るような事態も想定されるわけですが、これも、あるいはまた、メインバンクと非メインバンクの線引きは原則的に区別するのかなど、債権の買い取り対象について、原則的な基準と、それを踏まえた上でどこまで裁量が拡大可能であるのか、一定の歯止めはどこに置くのか、この点についてはどうでしょうか。

○谷垣国務大臣 機構が再生の支援をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準は、主務大臣が事業所管大臣の意見を聞いて定めるところとしておりまして、その内容は、去年十二月に産業再生・雇用対策戦略本部で決めていただいた基本指針を踏まえたものとなるわけです。この支援基準に従って、個別の事情に応じて金融機関から必要な債権を買い取るようになるわけですが、一律の歯止めを設けることは、実効的な事業の再生を図るという点から、やや運営を阻害するのかなという感じがいたします。

しかし、今土田委員がおっしゃった、メインバンクの債権を丸ごと買い取る場合があるのかといいますが、全くないと断言するあればちよつとまだないんですけれども、現実的にはなかなか、少し考えにくいのかと今は思っております。

○土田委員 ちよつと後の質問が抜けているんですが、メインバンクと非メインの線引きの原則はどうするんでしょうか。

○江崎政府参考人 法律の中でも、メインバンクと非メインという書き分けはいたしております。

これはどうしてかと申しますと、例えばメイン

バンクが何なのかという定義がなかなか難しいうござい。現実はいろいろなパターンがございます。債権額を一番多く持つところがあるがメインだというケースもございますし、必ずしもそうではないけれども、当該企業に昔からかわつておる、例えば経営者を送ったとか、その前の非常に重要な設備投資のときにお金を貸した、そういうものがメインだということもございます。例えば、今の私的整理ガイドライン等々見ておられます、必ずしも、債権団の中でもどれがメインかというのが一律に判断をできないというような状況でございます。

したがって、機構といたしましては、当該債務者企業と一緒に再生計画を持ち込んでこられる立場にある銀行、かつ、形状的に見ましてもそれなりの大きな貸し手であるという銀行、情報も持つておるといふ銀行、そういうものをメインバンクとみなして、それ以外の非メイン、それ以外の銀行から債権を買い取るによりまして、債権者を集約して再生計画をやりやすくするという機能を果たすということでございます。

○土田委員 次に、買い取り価格の決め方でございますけれども、機構が買い取る債権の価格ですね。機構が機能を発揮できるかどうか、これを非常に左右する重要な問題であるというふうに思います。もちろん、安ければ金融機関が売却をしない可能性があり、あるいは高い価格で買い取れば二次損失が出てくるということもございますけれども、債権の査定が厳し過ぎれば金融機関側には機構の仕組みが使いづらいという不満が出てくると思うんですね。

そこで、法律上では、買い取り価格については再生計画を踏まえた適正な時価、これも何回も出ておりますけれども、そうとしか書かれていません。具体的にどのような方法で値段を算定するか、機構の実効性にかかわる重要な問題でありますので、これについてはなるべく具体的に御説明願いたいと思います。

○谷垣国務大臣 これは、法上は適正な時価を上

回らないこととするとか書かれておりませんが、具体的には、市場関係者の評価手法と同じように、再生計画における事業の収益見込み、出口の収益見込みというものを前提にして、どれだけ事業価値があるか、あるいは債権の回収可能性はどれだけあるかということを考えながら判断するということになると思います。

しかし、それを、では具体的にどうするかということになりますと、そういう専門家にいわゆるデューデリジェンスをアウトソーシングするとか、いろいろな手法を用いてマーケットの評価と乖離しないものにしていくことが必要だろうと思います。そういうことを利用しながら、一番適切なところに持つていくように運ばなければいけないと思っております。

○土田委員 ということは、やってみなきゃわからないという部分もたくさんあるかと思うんですが、そういうふうにご覧いただいておりますか。

○谷垣国務大臣 やってみなきゃわからないんですが、現実には、いわゆるDCFといいますが、デイスカウント・キャッシュフロー法というふうなもの、企業価値評価あるいは不動産鑑定法の一つとして定着していると思います。それと同じような発想に伴うものでございますし、それから、先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、現実には今までの再生計画を判断しながらスポンサーを探し、あるいは再生計画を実行していくことをやっているわけでありまして、これはやはり、やる側のある意味で能力ということがもちろんございまして、やってみなきゃわからぬというような茫漠としたものではないわけでございます。

○土田委員 次は、今度は平沼大臣もいれませんが、再生ビジネスの育成についてです。

我が国においては民間の再生ビジネスを育成していくことは非常に重要であるというふうに多くの方々から指摘がされております。特に、前回行っ

た参考人の中にその専門家の方がおられまして、何回も重要性を説かれておりましたし、我々委員もそれを聞いていて、やはり今の日本にとってそういうビジネスが非常に重要なものかなというふうな感じを持ったところでございまして、機構が企業の再生支援に当たってこうした民間ビジネスを活用し、育成する方向で考えておられるのか。決して、民間の再生ビジネスと競合し、あるいはビジネスチャンスを奪うようなことがあつてはならないというふうにご覧いただいておりますが、この民間ビジネスの育成について、どのような配慮をし、あるいは連携をし、あるいは育てていくというふうなことを考えておられるのかどうか、お願いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、国が再生ということに乗り出しまして、国が関与したためにおかしなことになったというふうにはならないためには、やはり民間の手法、知恵、経験、こういうものを十分にくみ取らなければ私ではできないと思います。

ただ、日本の悩みは、それが十分に育っていないところが悩みの点でございますが、この四、五年の間に、かつてに比べますと、そういう人材やノウハウやら、そういうものが蓄積されてきたことも事実でございますので、そういう方たちの知恵を、先ほどから申し上げておりますが、アウトソーシングをしたり、あるいは、そういう方々の中から機構の内部に入ってもらって仕事をしたいという方も、当然私はお迎えするということもなければならぬと思っておりますが、そういう手法を通じて、オン・ザ・ジョブみたいな人材の育成やら、あるいは不良債権マーケット、あるいはそういうものに関する証券化の手法、こういうふうなものを見据えながら、それを官がとつてしまうというのではなくて、育てていくという方向でこの機構を動かしていかなければならない、こう思っております。

○平沼国務大臣 お休みをいただいていたので、最後に私からもちよつと関連の御答弁を申し

産業再生機構法案で示されている機構の目的は何なのか。その大きな目的について、まず最初に条文上で確認をさせていただきます。

○塩川(鉄)委員 機構というのは、債権者間の困難な利害調整、これを取りまとめていくという役割を果たす。これは、QアンドAでも拝見します。

○塩川(鉄)委員　メーンと非メーンの間に負担のとおり方について意見の違いがある、いわば損切り
の負担の押しつけ合いということが行われている、
そういうことでよろしいですね。

○谷垣国務大臣　そういうことだろうと思いま
す。

計画、この線で機構がまともようとなれば、いわばメーンの肩がわりをして非メーンの損切りについて話をまとめていく、ある意味では、メーンの負担の線で、非メーンが嫌だと言っている分をいわばかさ上げして、その分の負担とリスクを機構が肩がわりをすることでまとめるという話になる

んじゃないですか。

○谷垣国務大臣 この前、参考人として出ておられた坂井弁護士が言っておられましたけれども、当事者間で話を、当事者間といいますか、民間同士で話をすると驚くような話が出てくるというふうにおっしゃっていましたね。過去のいろいろなしがらみ、あのとき貸しがあった、借りがあったというようなことがあって、そういうようなことにとらわれて、いつまでも進まないようなことがあるんだというお話でした。

私は、それは過去の経緯から言い出したら、そういうことは確かに起こるんだろうと思います。ですから、一方的に、では機構がリスクを負うという意味合いではなくて、やはり現時点で合理的に考えたらこのあたりに落ちつくぞというのは、そういう過去にしがらみがない者でないとなかなか言えぬということやはり私はあるのではないかと思います。

○塩川(鉄)委員 私は、そういう意味では、メーンの肩がわりをして話をまとめやすくする組織じゃないかなと思つたものですからお聞きしているんですけれども。

例えば、早期事業再生ガイドライン、このほどまとまりましたけれども、その中を読んでみますと、「メインバンク主導では債権放棄などの負担を巡る合意が容易に形成されず、かつての事業再生メカニズムが機能しなくなっている」、つまり、メインがもうかぶれないから、なかなか非メーンの要求に応じられないということでもたらなくなっている。そういう点では、メインバンクの線で、要望で話をまとめやすくするという役割を機構が持っているんじゃないか。ここで中立的な調整者の役割を果たすということがありますけれども、メインの肩がわりをして話をまとめやすくする、そういう組織にならねないんじゃないんですか。

○谷垣国務大臣 いや、それは必ずしもそうではなくて、結局それは、再生計画をどのようなものとして認めていくかということにかかってくるんだ

ろうと思います。再生計画が、やはりメインバンクに一方的に都合のいいような再生計画であるとすれば、それは機構としても実際上なかなか乗れないんだろと思ひます。

機構としては、最終的に経済合理性から考えてこの再生計画がいいということにならなければ、なかなか乗れないわけですね、今委員がおっしゃったようなメインバンクの肩がわりでやっていくというのを一方的に強調されるのは、私はやはり、事態を正確に見たものではないんじゃないかなというふうに思っております。

○塩川(鉄)委員 負担の押しつけをまとめるわけですから、当然のことながら、どっちかの肩を持つという話にもなってくるんじゃないか。

その点では、例えばESPという雑誌がありまして、これは内閣府が編集協力している雑誌で、読んでいましたら、ちょうど「産業再生へ向けた取組み」という特集だったものから、そこで内閣府の経済社会総合研究所の主任研究官の水上慎士さんという方が書かれておりまして、「メインバンクが権利調整機能を発揮できないでいる理由は、収益性の低下による「資産制約」に陥っているため」、メインバンクが落ち込んでいたために負担がとれなくなっている、「機構の本質的な役割は資金提供による「資産制約」の緩和にある」と述べているわけですね。

そういう点でも、資産制約に陥っている銀行のかわりに資金提供をするという形で、実質メインバンクの肩がわりをするということなんじゃないかと率直に思うんですけれども、改めていかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほどから申し上げているように、要は、再生計画の妥当性、客観性というところにかかってくるわけですね。メインバンクの肩がわりをしてやるということになりますと、メインバンクに都合のいいような価格で買ってやるのかそういうようなことがあると、委員のおっしゃっているような議論になっていくのかもしれません、先ほど申し上げましたように、価格は

適正な、この適正がまさに先ほどから議論になっておりますが、適正な時価できちんとやっていき、再生計画をきちんと認めていけば、決してメインバンクの肩がわりということではないというふうには私考えております。

委員がそういう意見をおっしゃるのは、今までメインバンクの機能というものが、やはり、メインバンクはできるだけ自分の貸出企業をつぶさないようにやっていくということ、追い貸し追い貸しをして、最後はぎりぎり、気がついてみたら、もうとても病が重くなっているというような事態が今まであったということだろうと思います。したがって、そういうことは今後の企業再生という点ではとれないということがございます。しかし、今までの慣行に乗りましますと、もともとメインが負担せよという面がやはり出てくるんだろと思ひます。

それから、やはりサブ行以下も、そういう意味で責任を逃れるという意味合いから、ごね得みたいなことが随分あったことも、私は実例としてあるんだろと思ひますから、ごね得みたいなものがある場合には、やはり機構としては断固とした態度で応じないと適正な再生計画ができないということになるのではないかと思います。

○塩川(鉄)委員 メーンの銀行も立場が変われば非メインですから、同じようにすべての銀行に当てはまる話で、だから、結果として負担の肩がわりという、調整するという機能を通じて結局は銀行のリスクと負担の肩がわりになるんじゃないかということをお私思ひます。

その上で、負担の問題ですけれども、五年後に機構が解散する時点で、最終的に損失が出た場合にはだれが負担をするのか、この点を確認したいと思ひます。

○谷垣国務大臣 負担という前に、これも再三申し上げておるわけですが、債権を買い取りする際に、再生計画の終了時点で新たなスポンサーが出てくるということが見込まれるといったような、出口を見据えての判断をまずきちんとする必要があります

大前提としてございます。そこがうまくいきませんと、負担が後で重くなってくるということがありますから、ここがまず一番大事でございます。その点が、対象企業の「再生計画を立案した適正な時価」という表現になっているわけですね。

それで、今度は個々の、この企業をやった、この企業をやった、赤字も黒字もあると思うんですが、個々の問題はともかくとして、結局問題は、最後にこの機構を閉じるときにトータルとして損失が出るか出ないかということになるわけですね。

トータルとして損失が生じた場合は、機構の解散時点でまず出資者の出資を毀損して、それでまず埋め合わせていくというのが第一でございます。それは、金融機関の拠出金を原資とする預保等からの出資金がその負担にまず使われるということになります。その上で、さらに債務超過となっている場合には政府が補てんできるという法案になっているわけでありまして、いづれにせよ、先ほど述べたような再生計画の妥当性などを通じて、最後の負担は最小限となるように努めていかなければならない、こう思ひます。

○塩川(鉄)委員 もちろん、損失が出ないような努力をいろいろされるんだと思うんですけれども、結果として出た場合には、政府が引き受けますよと、一部が全部かはありますけれども、そういうところは、はっきり条文上も書かれているわけですね。

その際に、私は思うんですけれども、銀行間のいわば権利関係を調整して話し合いをまとめる、その結果として、もしかすると損失が出るかもしれないというふうになってきた際に、そもそも機構というのは、割って入る際には中立な立場で、中立的な調整者として入るわけですよ。であるのであれば、損失が出たら機構がかかる、つまり、機構というより政府がかかる必要がないんじゃないか、いわば銀行が共同でそのツケを負担すればいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 こういう仕組みになつておりますのは、まず、現時点であたかも損失が必ず生ずることを前提として議論するのは、私は正しくないと思います。個々の事業で、十分プラスが出る場合もあるし、マイナスの出る場合もあるだろうと思います。それで、トータルとしてどうなるかということでありますが、私は、率直に申し上げて、この仕事はリスクのある仕事だと思います。石橋をたたいていけるというような仕事ではありませんので、現時点で一切損失が出ないというふうに申し上げることもなかなか難しいことだろうというふうに思っております。その点は、やはりこの法案の審議に当たって申し上げなければならぬことかなというふうに思うわけです。

その上で、現在、国が負担することができるといふふうに書いておられて、必ず負担するといふふうには書いてございません。こういうふうにしましたのは、あらかじめ負担ができないというスキームにしてしましますと、こういうかなりリスクを負う作業で、実際にはシュリンクをしてしまつて使えないようなことにも、この機構が機能しないというようなこともあり得る。しかし、全部国が負担をするということになりますと、どういう原因で負担が生ずるか、いろいろな場合がありまますから、あらかじめ国が全部負担をするというようなことはモラルハザードにつながるおそれがある、したがって、こういう表現にしているわけでございます。

○塩川鉄委員 リスクがあつて使えないんじや困るからということで、穴があいた場合についての担保としてこういう条文が入っているということですが、私、そう言うのであれば、もともとリスクがあるんですから、メーン寄せにならないように銀行間のごたごたを、押しつけ合いを整理するという立場で言うのであれば、あくまでも中立的な立場で、銀行間なりでそういった損失も担保するということをきちっと盛り込むということではないでしょうか。政府がわざわざできるということを書かなくても、それで対応

できるんじやないでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、今おっしゃったようなスキームでなしに、今我々の考えているようなスキームで行うということは、やはりスピード感が重要だといふふうに考えているからです。要するに、事業再生を行い、不良債権処理をしていくことを一気呵成にやっていくということからこういう仕組みをつくつたわけでありまして、三年後まで銀行にリスクを残しておくというのは、かつて今の状況を打開することにつながるというのが我々の判断でございます。

○塩川鉄委員 結局、機構というのが、中立的な調整者、中立的な立場とありますけれども、それはあくまでも銀行間でそういう立場であつて、国民にとつての立場で見れば、銀行の肩を持つて、銀行のリスクと負担を機構が肩がわりをする、いわば国民に押しつけるということにつながるんじやないかと率直に思うわけです。

その上で一つお聞きしますが、政府系金融機関での債権放棄の問題がありますが、政府系金融企業を主要な対象とする政府系金融機関の政策投資銀行において、過去に法的整理以外に債権放棄をしたことがあるかどうかをお聞きしたいと思うのです。債権放棄が相次いだのはこの二、三年です。二〇〇一年以降ぐらいで、企業再生に当たつて法的整理以外に債権放棄したことというのはあるのでしょうか。

○日野政府参考人 お答え申し上げます。

日本政策投資銀行におきまして、同行が設立されました平成十一年十月一日以来、法的整理に基づく債権放棄以外に債権放棄が行われたことはございません。

○塩川鉄委員 債権放棄をした前例はないと。極めて特別、異例のことを行うという話になってくるわけですが、法案では、政府系金融機関は債務の免除その他必要な協力をしなければならぬとあります。個別企業に政府系が債権放棄という形でいわば公的資金を投入する、こういうやり方はおかしいのじやないか、こういう声が国

民から出るのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 政府系金融機関の放棄のお話ですか。これは、こういう政府系金融機関の負担が合理的かつ妥当なものであるときは債権放棄を含んでいるもので、私は、委員の御判断の前提に、やはりそのことによつてなかなか企業再生等がうまくいかなつて、そして有効な経営資源が雇用や何かを失うような機会が余りふえては日本経済や国民のためによくない、そのために、いろいろ企業再生を円滑に行うためにはどうしたらいいかということであるというスキームが考えられたわけでございますので、委員のおっしゃるような御批判は必ずしも当たらないのではないかと思います。

○塩川鉄委員 過去のいろいろな問題で、債権放棄をめぐつて国民の批判があつたわけですが、例えばそここのときも実質的な債権放棄の話がありまして、担当大臣の方も大分苦労されたわけですが、そういう点で、大臣もおっしゃつたようなモラルハザードという側面でも、私、国民から厳しい批判が上がつてくるんじやないかと率直に思うわけです。

その点で、今述べましたように、国の損失補てんもありますし、政府系金融機関の債権放棄などとあわせて、銀行が本来果たすべき責任というのを棚上げして、国民に負担を転嫁する、そういうものになつていく、そういう機構について国民の皆さんは納得しないのじやないか。改めて大臣にお聞きしたいと思います。

○谷垣国務大臣 ある意味で、塩川委員は、論点を煮詰めた、いわば誇張した形でおっしゃっているのじやないかという気がするんですね。ですから、そういう論点を立てられるならば、では、これから、なかなか企業再生がうまくいかない、有効な経営資源を持ちながら、そして立派にその地域で雇用の確保の役割を果たしながら、今過

剩債務に足をとられているところが、そのまま経営資源を散逸させ、雇用を毀損させていつてしまつて本当に国民のためになるのかどうかと、やや極端な御議論に対しては、私もやや反対の方からの極端な答えで答えをしたいと思つております。

○塩川鉄委員 この企業再生、産業再生というのは不良債権処理策と一体で行われているわけですよ。特に加速策ですね。今どういう事態になっているのか。この間でもさんざん議論したように、中小企業つぶしと言われているほどさんざん議論になっているわけでしょう。貸しはがし、一方での金利の引き上げ。貸しはがしがひどくなるといふことは金融庁自身も認めていて、わざわざ貸し流し・貸し剥がしホットラインなんというものでつくつていっているじやないですか。私は、やはりこれと一体となつていっている機構のやり方では、本当の意味での産業再生につながるのじやないかというのを率直に思うわけです。

そこで、少し進めまして、機構が買い取る債権の件ですけれども、債権買い取りの期間が二年となつていられるわけですね。それはなぜなのかというのを確認したいと思ひます。

○江崎政府参考人 不良債権を削減する、集中期間として削減するというのが平成十六年度末に政府の方針となつております。それに合わせて、機構の債権の買い取りというものも大体二年、平成十六年度末ということに決めさせていただいた次第でございます。

○塩川鉄委員 不良債権処理を集中的にやつていく期間というのは今後二年間ということでしたから、大臣も、記者会見でしたか、債権の、可能性のあるものを二年で買い取るということなんだというをおっしゃつておられるとおりでないと思ひます。

これは、言いかえますと、機構の役割から考えると、銀行に対して、要管理先を中心に、期限を定めて、生かすところはどこなんだということを迫るという話になつてくるのじやないかと思ひ

んですね。どこを生かしているかということを選択していく。これは、逆な面からいうと、期限を切つて生かすところを選ばせるといことが、期限を切つて、もうこれは要らないと切つていく、つぶしていくということを決めるということに実質がつながってくるんじゃないでしょうか。

○谷垣国務大臣 二年以内にやるということは、これは、ミカン箱の中に腐ったミカンがありますと隣までうつつてしまふということと同じように、やはり早く、生かせるものは生かす、そういうことをしないと、全体が調子が悪くなつてくるわけですね。そこが私がスピード感が必要だと言うゆえんであつて、何も二年過ぎてだめなものは全部だめよなんて言っているわけじゃないのです。やはり、がんだつて早くに切開きませんとうまくいかないのと同じでございまして、二年間という目標を定めて、その間に病果を取り除き、早く健康にさせよう、こういうことでございまして、委員のように理解をされると、私は、ちよつとゆがんだ解釈になるのじゃないかな、失礼ながらそう思います。

○塩川(鉄)委員 腐ったミカンの話がありますけれども、まだ腐っていないんですよ、要管理先というのは、そういうところを持ち上げるということに最大の努力をするわけで、腐ったミカンの話というのは、さらに切り捨てろという話を大臣が率先して言っているという話になりますから、その点、決めつけないでいただきたいとぜひ思います。

その上で、私がこういうふうに申し上げるのも、この前、日本経済新聞を拜見してましたら、一月二十九日付に、「四大銀行 取引先四千七百社を健全化」「要管理先」軸に幅広く」という記事がありました。そういう意味では、要管理先の中に要管理先も含めて書かれているわけですから、銀行として、四大メガバンクとしてそういう企業再生を図るという記事として書かれているわけなんですけれども、その記事の中でこういうふうに言っているんですね。資産査定の強化で貸

倒引当金の積み増しを銀行が迫られており、取引を続けられるかどうか、企業の選別に動いていると、資産査定の強化で。どうしても自己資本比率の関係でどれを選ぶのかという話に迫られている。そういう中で、当面、四千七百社ということ健全化を図っていくという動きになっているんだという記事で、メガバンクは既に選別に入っている。腐ったミカンがどれかという話をしていくのじゃないでしょうか。

ここで紹介されているのも、リスクや経営再建の対象となつていのは全取引企業の一・二％ぐらいと。全部で取引先が四十万社ぐらいメガバンクであると言われてますから、四千七百社というのは一・二％ですね。他方、昨年の三ヶ月の主要銀行の要管理先がどれだけあるかという、要管理先の債権というのが一四・七％ですよ。要管理先全体は一四・七％なのに、このように健全化、企業再生を図るのは一・二％ですから、その残りの十数％というのは企業再生の対象にならない、切り捨てるという話になってくるんじゃないでしょうか。

ですから、私、今回十兆円の政府保証枠も要管理の非メインの部分ということで手当てをしているということとで、一気に要管理先について手当てをするということが、さらに整理を進めていく、選別を進めていく、中小企業つぶしと言われている事態をさらに加速するという方向にもつながらくるんじゃないか、機構が裏の面ではそういう中小企業つぶしを加速させるという役割を果たすことになるんじゃないか、そういうことを率直に疑念として思うわけです。その点について、ぜひお聞きしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 先ほど、性悪説、性善説という御議論がございましたけれども、機構について性悪説をおとりになれば、そういう解釈も可能だろうと思ひます。しかし、私は、今の経済状況、その中で企業経営が置かれてる環境から見ますと、やはり早いうちに問題点を整理して克服していく努力というのが、これは当該企業の努力も

もちろん必要でありますけれども、政策的にもそういうことを加速する努力が必要なんだろうと思ひます。

それで、ほつておきますと、先ほど申し上げた腐ったミカンという例えがよかったかどうかは、ちよつと私も、その後若干反省をしているんですが、やはりもつと調子は悪くなつていくということになるのではないかと今ふうに思ひますので、やや委員とは見解を異にしているというふうに残念ながら申し上げます。

○塩川(鉄)委員 同じではないのははっきりしている、その上での議論ですから。

私が、今回産業再生委員会の委員長として内定されていらつしやる高木新二郎先生の文章を雑誌で読んだ際にも、銀行の特別検査が進み、メイン以外の銀行がどんどん引き揚げ、メインにしわ寄せがいく、さらにメインがこれ以上つぎ込めないという状況になつてきている、そうおっしゃつた中で、この機構の役割があるんだ、メイン寄せを防止するという話として出てくるわけですね。何でそういうふうになつてくるかという前提として、この特別検査の話があるわけです。

私は、やはり不良債権処理の加速策の中で、銀行が本来果たすべき責任まで投げ捨てさせるような、そういうやり方自身に問題がある、銀行がきつと個々の企業の再生を支援する、そういう役割を本来果たさせるようなことこそ政府が行わねばきだ、このことを改めて訴えたいと思ひます。

そこで、もう一つ機構でお聞きしたいのが、先週の参考人質疑の際に、連合の成川参考人からもお話がありましたように、機構も、これは産業再生法もそうですけれども、雇用への配慮をぜひきちつとももらいたいということがあるわけですね。そういう点で、メインと債務企業が持つてくる再建計画の中には、例えば従業員数をこれだけ減らしますという計画も入れて持つてくるものなんでしょうか。(谷垣国務大臣「従業員数」と呼ぶ)従業員数。つまり、三年間でどれだけ減らすのか

という人員削減の計画も入れたものを持つてこさせるという話になるんでしょうか。それが条件なんでしょうか。

○谷垣国務大臣 それが条件ということは必ずしもないんだらうと思ひます。ただ、その問題となつていける企業が、どうすれば今後きちつと自前で活動していけるかという議論をしていただく、それは債権債務の関係もあると思ひますし、あるいは雇用の問題もあるかもしれません。多くの場合には、むしろ雇用の問題についてどうするかというようなことを、例えば労働組合と話をしながら計画を立てるというような場合が多いのではないかと思いますけれども、必ずしもそういうことが条件になるといふわけじゃなくて、問題は、それで後やつていけるのかどうか、こういうことだらうと思ひます。

○塩川(鉄)委員 そういいいますのも、基本指針の中に、「機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。」というふうな文言が入つていっているのですから、当然のことながら、今のリストラというのは、設備廃棄も当然入るでしょうけれども、人員削減というのはどこでも言われている話で、そういうことまで含めた計画をいわば認定する、機構としてそれを受け入れるということになると、いわば機構がこういうリストラにお墨つきを与えるような話になつてくるんじゃないか。私は、そういう点についての懸念というのは、当然のことながら、今失業時代の中、国民の皆さんから出されても当然ではないかなというふうに思つていられるわけです。国がリストラに直接手を下す、それに近いような話が生み出されてくるんじゃないかなというところを感じざるを得ません。それとの関係で、そういうことを思うのも、産業再生法の認定計画の中に、従業員の数について、始まつたときと終わりのときの数を書けというのがあるものだから、その差を引けば従業員を削減した数というのものもあるのですから、産業再生法と並びでの機構法の議論の中において、そ

の点がどうなのかというのが、今後また議論をしていきたいと思います。

そこで、時間もあれですけれども、産業再生法の改正案について何点かお聞きしたいと思っています。

もともと、九九年の十月にスタートした産業再生法ですから、これを改正してさらに継続する、さらにバージョンアップを図るということが行われたのかという総括をさちつとすることが必要じゃないかと思っています。

この産業再生法の改正案の議論の前提となっています産業構造審議会の新成長政策部会の中間取りまとめ、ここにも、産業再生法については一定の成果を上げていると書いているんですけども、この一定の成果というのはどんなものなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 現行の産業再生法というのは、企業の選択と集中を促進することによりまして生産性の向上を図って、我が国産業の活力を再生することを基本理念とした法律でございます。

御指摘のように、その制定から現時点まで三年間たったわけでございます。実績としては、百八十九件の事業再構築計画の認定実績がありました。例えば、具体的には日産でございますとかトヨタ、ソニー等の企業が、事業を再編成してその競争力を強化する際にこの法律を活用した、こういう事例でございます。

これまでに計画期間が終了した案件のうち当省が認定したものは、その中で十四件でございますけれども、その八割程度、十一件のケースで、認定基準となっております生産性に関する改善目標を達成しております、これまでのところ、今相当程度、こういう評価を読み上げていただきましたけれども、相当程度の成果を上げてきたもの、このように思っているところでございます。

○塩川(鉄)委員 事業再編成のお話がありました。いろいろなメニューを見ても、この産構審の中間取りまとめでも、営業の譲り受け、譲り渡し、

あるいは企業合併、それから共同事業会社設立とか持ち株会社設立とか子会社の設立とか、いわば企業の組織再編、そういう面で産業再生法が大きな役割、そういう意味での成果を果たした、企業の選択と集中を促すという大きな方向の中で、企業の組織再編という点でこの産業再生法が大いに役立ったという評価をされているということよろしいでしょうか。

○平沼国務大臣 これは、選択と集中の中で、先ほどの答弁にも触れさせていただきましたけれども、生産性も非常に向上している、こういうことも当然成果として上がっているところでございまして、成果として評価されていらっしゃるということを確認したいと思います。

○塩川(鉄)委員 企業の組織再編というのも当然成果として評価されていらっしゃるということを確認したいと思います。

○平沼国務大臣 組織再編、ここを塩川先生強調されますけれども、これが目標ではございませんで、あくまでも選択と集中の中で、そしてこの厳しい環境の中で、企業の再生そして活力向上をねらっている、ここが主眼でございます。

○塩川(鉄)委員 あと、引き続きまたお願いいたします。

○村田委員長 大島令子さん。

○大島(公)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

私は、まず、産業活力再生特別措置法の方から質問をいたします。

この法案の中で、経済産業省の雇用問題についての認識について、平沼大臣に伺いたいと思います。

長期不況の中で、しかも失業者の受け皿が不足する中で、産業だけ生き残るような政策だけで果たして景気の回復は成るのか、疑問に思っております。雇用に対する不安は消費意欲を減退させ、結局、物をつくっても買わない、売れない過剰供給、またリストラという悪循環に陥ることは、この産業活力再生特別措置法の成立時にも指摘され

たことであります。この法律が一九九九年に施行されて、失業率はついに五％台に突入し、この数字は現在も維持されております。今回の改正案を見ますと、労働者に関する内容については、第三条に規定されているものが全く改正されずにおります。

改めて、雇用の問題を景気問題として経済産業省はどのようにとらえているのか、お尋ねしたいと思っております。

○平沼国務大臣 御指摘のように、この長引く不況の中で、いわゆる失業率というのが戦後最高のマイナスイ・五、また完全失業者が約三百五十万人以上、こういう厳しい現実があることは事実でございます。

今般の産業再生法の改正その他の関連措置によりまして、やはり、我が国に存する経営資源の効率的な活用が進むことで我が国産業が活力を再生することを通じて、中長期的には経済の成長と雇用機会の確保、拡大が期待できるもの、このように考えているところでございます。

現時点で申し上げますと、産業再生法の計画を終了した事業者数は、限定的ではありましたが、数年前のうちに、徐々に効果があらわれてきた、数年のうちに、ここだけで終わるわけじゃございませんので、相應の効果が期待できるもの、こういうふうな考えでございます。

しかしながら、御指摘のように、今の状況は非常に厳しいわけでございまして、経済情勢は刻一刻変化をしております。また、認定事業者数も短期的にはマクロ経済に直接影響を与えるほどの規模には達していない、こういうことも考えられます。

このために、産業再生法等による対策に加えまして、平成十四年度の補正予算あるいは十五年度の当初予算に、デフレ対策の着実な実施、新規事業の創出の拡充等によりまして新規の雇用の増大を総合的に図っていくとともに、あるいは離職者を余儀なくされた労働者に対する円滑な労働移動や早期再就職の支援等、雇用のセーフティーネッ

ト対策をやる、こういうことにいたしております。具体的には、そういう短期的にやる手と、中長期にわたって雇用を創出することをやらなければいかぬ、こういうことで、私どもとしては、一昨年の十一月に産業競争力戦略会議というのを立ち上げまして、半年間かんかんがくが議論をさせていた中で、その中で、やはり日本の一つの産業の活力を向上させるためにはどうしたらいいかという形で、四本柱をつくらせていただき、これも産業競争力戦略会議の議を経まして、今、国の中心的な政策課題にさせていただいております。

さらには、これはもう皆様方に御協力をいただいて、新たに雇用を創出する、そういうものをつくらなければいかぬということで、例えば、今までは個人保証も第三者保証も土地担保も要る、それじゃないと新規事業が開業できない、こういうことでございましたけれども、事業計画だけで新しく事業を立ち上げられる、こういう新しい仕組みをつくりまして、これによりまして従前の十倍のスピードで新規雇用が立ち上がっているということは、やはりそれだけ新規雇用の創出に結びついていることだ、こういうふうにも思っております。

さらに、ベンチャー企業というものもどんどんつくらなければいかぬということで、大学発ベンチャーというものの一千社計画というのを二〇〇五年までにやろう、こういうことで進めまして、既に五百社に近い新しい企業も誕生してきております。

さらには、もうこれは大島先生もよく御承知の、地域の経済を活性化させなければいけない、地域で雇用を創出させなければいけないという形で、地域産業クラスター計画、こういうのを今どんどん拡大してきておりますけれども、全国の十九の拠点で、大学の数も二百に近い大学が入り、企業も五千社にふえる企業、そこから新しいベンチャーを含めて新しい雇用も生まれてくる。こういうことになっておりますので、やはり足元の対策、そして中長期的な対策、こういった形

で、雇用というのは非常に大切ですから、私どもはしっかりやっていかなければいけない、このように思っております。

○大島(全)委員 この法案の適用によりまして、希望退職者は実際のどのくらいの人数が出たのか、把握しておりますか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

これまで計画の認定を行いました案件の中に、もちろん、希望退職募集等を行ったものも含まれているのは事実でございます。この場合、当然のことながら、労働組合と必要協議を行うなど十分に話し合つてということを進めているという確認をしているところでございます。

そういった意味で、労働者の雇用の安定を図るという喫緊の課題でございますので、先ほど大臣から御説明を申し上げましたようなことも含めて対策をとつておるといふところでございます。

したがしまして、この計画の中に希望退職募集を行ったものは含まれておりますけれども、それが正確にどれだけかといふことはわかつておりません。

○大島(全)委員 私が質問に先立ちまして経済産業省から二月に、この計画期間が終了し、その後実施報告が行われた十四件を対象とした平均値といふところでは、ほとんど解雇はゼロになっております。しかし、この法案の改正に当たりまして、余りにも、雇用に対するデータがこれだけしか、この紙切れ一枚しか示されないといふのは、私は、今改正案にしましても、事業再構築計画の認定に關して、計画認定の要件として、「従業員の地位を不当に害するものでないこと」ということが一行定められていゝ。今回も、これだけ失業率が高いにもかかわらず、このところは、従業員の地位ですとか雇用の問題に關しては改正がなされていゝない。ですから、今大臣は、雇用に対していろいろな角度から配慮していると言われているけれども、実際にその失業率の高さが推移している中で、果たして効果があったのかないのか、そういう観点からも疑問に思つております。

もう少し、政府参考人の方ははっきりと述べてください。私は、希望退職者はどのように把握しているのかいゝのかといふことを質問しておりますので、どうなんでしょうか。

○林政府参考人 十四件の、今まで終了いたしました、事業再構築計画の認定を受けた案件がございゝます。それらの平均でございゝますけれども、計画申請時に二千三百三十名だったものが終了時に二千三百三十名と、二百名ほど減つております。この間、解雇はございゝません。したがしまして、この間、希望退職でありましてか定年退職でありますとか、いろいろな形で減つたものもございゝますが、他方、新規採用で八十人の方が採用されております。そのほかに、グループの中あるいは外等ございゝますけれども、平均二百八十名の方が何らかの形でそのグループ内外で職を得られていゝるといふことでございゝます。

○大島(全)委員 今の答弁は余りにも大ざっぱであると私は思ひます。

実は、二十六社、違つところから調べたのがありまして、例えば、事業が終つた住友金属工業といふのがありまして、ここは開始時期従業員数は、平成十一年九月ですが一万四千九百六十六人、そして終了した平成十三年三月は一萬一千六百五十二人で、三千三百十四人従業員数が減つております。二十六社調べたものがあるわけなんです、調べようと思へば調べられるわけなんです。この調べる根拠となつたものは、各社の有価証券報告書総覧または各社のホームページです。

そして、事業再構築に伴う労務に關する事項といふところでも従業員が減つております。これは、住友金属からダイエーまで二十六社、申し上げませんが、開始時期の従業員数がトータルが三十八万二千三百三十二人が、終了時期従業員数は三十七万人で、約一萬二千人の人が減つていゝるわけなんです。

これを調べたのは、経済産業省のホームページを参照して調べました。調べようと思へば、細かな

な数字の中で、この事業再構築の中で多くの労働者がいろいろな形で会社を去つていゝる現実にあるわけなんです。こういう現状認識のないまま、一九九九年に制定された特別措置法が今回一部改正として出てきていゝる。経済産業省はこの労働者の追跡調査、實際一萬二千人ぐらゐ減つていゝるわけですから、選んだわずかに二十六社でございゝますけれども、計画が終了しましたが、もつと眞摯に受けとめるべきだと私は思ふわけなんです。ですから、この法律は、片方の産業だけを見た法律であつて、産業再生のために労働者がどうなつていゝるかといふ視点が少し欠けていゝる、薄い法律だと私は思ふわけなんです。この点に対してもう一度、大臣なり政府参考人から答弁をお願いしたいと思ひます。

○平沼國務大臣 もちろん、産業再生に当たりましては、御指摘のように雇用の安定に十分配慮することは、御対応するといふことは重要であることは言をまたないところでございゝます。

こういゝつた観点から、産業再生法においては、雇用の安定への配慮を法目的に明記するとともに、事業再構築計画等の認定に当たつては、先ほどその文言もお読みいただきましたけれども、従業員の地位を不当に害するものではないこと、これを要件にしているところでございゝます。

また、事業再構築計画等の実施に当たりましては、認定事業者は、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ、こういうことにしているわけでありまして。

さらに、国におきましても、事業再構築等に伴う雇用面への影響を最小限にすべく、失業の予防でございゝますとか就職のあつせん、あるいは職業訓練の実施といゝつた所要の措置は講じていゝるところでございゝまして、御指摘のように、私どもとしては、この再生法については、十四件の中の十一件、そしてその中の雇用は、先ほど局長から答弁をしたとおり、實際、そういう意味では、従業

員を不当に首切つたといゝような事例はない、こういうことでございゝます。

ですから、そういう中で、御指摘のとおり非常に厳しい重要な問題ですので、今申し上げたとおり我々はしっかりやっていゝきたい、こういうふう

○大島(全)委員 今の大臣の答弁は、この法律の計画に呼応した雇用の維持につながるものではないんです。一般的な支援策なんですね。例えば、公共職業安定所による支援ですとか雇用調整助成金の支給ですとか、私はこの法律に關して質問をしていゝるわけなんです。

改めて申し上げます。では、労働組合との協議の義務づけを一九九五年の特定事業者の事業革新の円滑化に關する臨時措置法、いわゆる円滑化法から盛り込まなくなつたのは何か背景があるんでしょうか。

○林政府参考人 どのような事項をどのような性格の協議なり合意の対象とするかといゝのは、基本的に労働自治によつて定められていゝることとございゝます。したがつて、一律に協議を義務づけるといゝことは適切ではないと考えております。

それから、前の法律との関係で申し上げますと、前の一部の法律は設備廃棄を目的としたものでございゝました。それに対して、再生法その他は、一方で有用な経営資源を有用に生かしていゝ、そういう意味で積極的なサイド、そこもやつていゝといゝうトータルのものでございゝます。そういう意味で、少し性格が変わつておるといゝこともあわせて付言させていただきます。

○大島(全)委員 答弁になつていゝないです。産業再生政策の動向を調べましたところ、一九六三年の特定産業振興臨時措置法といゝのは三度国会に上程されましたけれども、支持を得られず廃案になりました。一九七八年、このときは特定不況産業安定臨時措置法といゝことで、五年間の時限立法で、一九七八年、一九八三年には特定産業構造改善臨時措置法、そして一九八七年には産

業構造転換円滑化臨時措置法、一九九五年には特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法、そして一九九九年にこの一部改正しようとする産業活力再生特別措置法ということで、一連の法律名と中身は違いますが、一連の流れの中でこの法案が提案されてきたわけです。

そして、一九八七年に制定されましたいわゆる円滑化法の中には、施策として事業提携計画、これらの計画の承認に際しては、企業に労働組合との協議、失業予防策の立案を義務づけるということとできちっと明確に法律の中に明記されているわけなんです。

今回はそういうことが触れられていない。特に、一九九五年の円滑化法から法文として明記されていない。そのことを私は質問しているわけですので、改めて明確に御答弁ください。

○林政府参考人 今御指摘ございましたように、過去の立法事例におきまして、設備廃棄を直接の目的とするような場合におきましてそういう条項が設けられておるわけでございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、この法案あるいはこれの前身となっております九九年の段階でも同様の議論がございましたけれども、この法律が事業再構築あるいは事業開拓支援、事業革新、あるいは技術の活性化といったような要素によりまして我が国産業の生産性を高めて、将来における経済発展の基盤を構築するというところで、むしろ新たな産業や雇用につなげていく、そういう目的でございますので、本質的に、設備廃棄を直接の目的とする場合に設けておりました労働組合との協議は、その段階から設けないということになって、立法例としてはそういうふうになつてございます。

その結果でございますけれども、先日の参考人の方の御議論にもございましたけれども、結果として労働組合と企業の間のお話し合いが円滑に進んでいるといった意味で、トラブルは聞いておられないということが連合の方のお話でございましたので、そういうふうに進んでいるのかなという

ふうに了知しているところでございます。
○大島(金)委員 歯切の悪い答弁で、私は理解できません。

一九九九年の民事再生法そして産業活力再生法、二〇〇〇年の会社分割制度の導入に伴いまして労働契約の承継法が制定されましたが、これはいわゆるリストラ型解雇促進法として専ら機能しており、一方の労働者側の権利を保障する法整備が行われてきておりません。このこと自体も問題ですが、今新たに整理解雇法理が改正されようというところになっているわけなんです。そういう中で、経産省として産業再生法に何ら労働者対策を盛り込まないということに対して、私はいけないんじゃないかということを質問しているわけなんです。

例えば、諮問機関の中でワークシエアリングなど研究しているわけですね、いろいろな手法があると思うんです。先ほど来、大臣が言われた、いろいろな助成金ですとか支援措置というのは、直接的な、解雇なり希望退職を募って職を離れてから後の措置であるわけなんです。私が質問しているのは、明らかに計画の段階で、解雇はないけれども、希望退職者を募っているわけなんです。

これは、国会図書館で数字を拾って調べてみましたが、本当に経産省は、この産業再生、事業を再生していくに当たりまして、これだけしか雇用に対する資料をこの法案の審議に対して出さなかったわけなんです。しかし、国会図書館は、各社のいろいろなホームページですとか経済産業省のホームページを見ながら、また電話一本で済まされるところから、いろいろな事業が終わっているところですから、こういう形で従業員が減っている、そういう数字を出してきているわけなんです。

こういう背景を経産省が認識しているならば、私は、今度の改正の中に、事業計画を認定するときに、全く現行法と何ら変わりがなく、触れていない、ましてや、先般から失業率が高い、五・五%をずっと維持している、こういう中で産業再生だ

けに偏ったものである。そして、産業再生というのは、やはり経済の立て直しに必要なわけですから、働く人が職を失えば需要も減ります、そして過剰供給という中で収入がなければ経済も回らないわけですから、やはり私としては、一面的な改正案ではないかということを疑問に思っているわけなんです。

このことに対する大臣の見解を聞かせてください。
○平沼国務大臣 私どもとしましては、局長の方から、省から出した数字というのは、産業再生法に基づいて、そしてその法律を利用してやったその実績として、実質的な解雇がなくて新たな就職がどうだという数字を示しました。

しかし、その間、日本の経済というのは全体的に非常に不況に入りまして、そしてその中で大きく失業率は上がった、こういうことでございますから、それは先生が持っておられる数字のとおり数字が全体的には出ているわけでありまして、それから、今度の改正産業再生法にそういうきめ細かなことを盛り込まないというのはおかしいんじゃないか、こういう御指摘ですけれども、しかし、先ほどの答弁でも申し上げたように、私どもとしては、雇用に対してちゃんと配慮をすること、こういうことがすべて代表的な文言として入っているわけでありまして、そしてそれを中心として、やはり雇用というものを確保するために、今、一般的な、一般論だとおっしゃいましたが、これは実際に動いている一つの手法でございまして、そういうことをこの産業再生法の中にも総合的な形でそれを盛り込んで雇用対策をしていく、こういう精神であるということとをひとつぜひ御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○大島(金)委員 それでは、大臣に聞きます。大臣は、労働者をどのように考えていらっしゃるのか。例えば、労働者というのは、弱く保護されるべき労働者なのか、強く主体的な労働者なのか、どちらだとお考えなんでしょうか。
○平沼国務大臣 大変難しい御設問だと私は思

ますけれども、それは状況によると思いますね。やはり、労働者が主体的に、技術力を持ち、知見を持ち、知識を持って、強い労働者として存在するということは非常に大切なことです。しかし、そういう知見とか知識とか経験があるにもかかわらず、非常に景気が不況の中で、いわゆる自発的じゃなくて非自発的に失業になる、こういうようなことになると、労働者というのはある意味では非常に弱い立場に相なると思います。

ですから、そういう弱い立場になった労働者の方々に対しては、私どもは、やはり失業という問題は非常に大きな問題でございまして、ここはしっかりと国としていろいろな面で支援をしていかなければならない、私はそういうふうに考えております。

○大島(金)委員 両方だというふうに受けとめておりますけれども、もし強く主体的な労働者であるということであれば、私は、雇用をめぐる法改正は間違った概念に従って行われてきていると思っているわけなんです。それが今の高い失業率となつて、数字であらわれているわけなんです。

また大臣は、弱く保護されるべき労働者でもあるということをおっしゃいましたが、あるならば、一九九五年の円滑化法からずっと、労働者の権利、計画を立てるときに外してきたわけなんです。

企業者、経営者は責任をとりません。会社が倒産しても家ががあります。しかし、労働者、いわゆる従業者は逃げ道がないわけなんです。このことについて、どう思いますか。

○平沼国務大臣 今、経営者もこういう厳しい中で大変苦勞されておられます、例えば、中小企業の経営者の方々というのは、約二万件ぐらいの倒産があります。そして、中小企業がそれだけ大きく倒産をしている。また自殺者も、三万人になんなんとする自殺者がおられます、法務省の統計によりますと、そのうち四千八百人が中小企業の経営者、こういうような実態もあります。そして、国としては、ただ単に、こういう厳し

い状況の中で失業された方々をすべて放り出して無責任に放置をしている、こういうことではございませんので、そこは、失業保険でありますとか再就職のあっせんでございますとか、あるいは新しく、新規の雇用を創出するための施策、そういった形で、私どもとしてはできるだけ限りの対策を講じているわけであります、一方面的に、経営者だけがぬくぬくとしている、こういうことではございません。

私どもとしては、総合的に、そういう非自発的に失業をせざるを得なくなった方々に対しては、ほかの国々に比べても相当高い水準で、失業手当等そういう支援を講じているということも私から言わせていただきます、このように思っています。

○西川副大臣 経済産業省が雇用政策に不熱心のような御注意があつたように、先ほど来伺っているんでございますけれども、私ども、実は企業行動課という課を中心に、本来厚生労働省のお仕事かと存じますけれども、潜在的に我が国にどれぐらいの求人があるか、それらを調べますと、大変多くの求人がございまして、これがもしミスマッチが除かれてフィッティングするならば、完全雇用に近いようなものもあるというようなデータもひつ提げながら、懸命に今、雇用の安定化、失業率の低下に努力をしているということも、ぜひ大島先生に御理解いただきたいと思つて、余分なことでございますが、申し上げたところでです。

○大島(令)委員 そうしたら、西川副大臣、そういう資料を出してください。

○西川副大臣 お届けいたします。

○大島(令)委員 私は、ここに内閣府が出ております月例経済報告の推移というのがありまして、この産業再生政策の法律が通つた時点の背景が書いてあるわけなんです。

まとめて見ましたけれども、やはり一九九五年の法改正のときから、雇用情勢を見ると製造業を中心に厳しさが見られる、内閣府がこういうことを言っているわけです。一九九九年の産業活力再生特措法のときには、雇用情勢は依然として厳し

い、雇用者数は下げどまりの兆しがあるものの、完全失業率はこれまでの最高水準で推移している。そして、今年二月、雇用情勢は、求人が増加傾向にあるものの、失業率がこれまでの最高水準となるなど依然として厳しいということで、月例経済報告でも言っているわけです。

そうしますと、先ほどの当局の答弁、私はなかなか納得できないわけなんです。では、今、この内閣府が出した月例経済報告の中から、大臣、雇用に対しては本当に万全なんですか、今の日本の社会は。

○平沼国務大臣 先ほど来、私申し上げておりますけれども、決して今の日本の雇用は状況はいいとは私は答弁をしておりません。そして、完全失業率もマイナス五・五という形で、戦後最悪のレベルであります。ですから、私どもとしては、非常に今の雇用の問題というのは深刻に受けとめておりまして、厚生労働省とも協力をしながら、今一生懸命やっております。

私どもは、全国に九カ所、いわゆる経済産業局というのを拠点として置いておりますけれども、地域の雇用というのも大切ですから、厚生労働省と地域においてもタイアップをして、お互いに情報交換をしながら雇用対策をきめ細かくやっていると、こういうこともひとつ御記憶にとどめておいていただきたい、こう思います。

○大島(令)委員 であるならば、一九九五年のときから、法律の中から外してきた背景をおっしゃってください。その回答がなかなかないんです。

○平沼国務大臣 これも先ほど来答弁させていただいておりますけれども、決して全部なくして白紙にしたわけではございませんで、そういういわゆる産業再生法を進めるに当たっては、雇用の面も、労働者の立場にも十分配慮すること、こういうことを明記してあるわけです。したがしまして、そのほかの、そこは細かく、労働組合と協議してですとかそういう細かい条文にはなっておりますけれども、基本的にそこですばつと打ち出してお

りまして、後は厚生労働省、我が省、すべて総合的に協力を合つて、やはり雇用をいかに拡大するか。そして、産業再生法というのは、産業を再生して、今の厳しい状態で活力をつくつて、そして、厳しいけれども、その先にやはり大きな道が開ける、こういう法のいわゆる立法趣旨がございまして、それに沿つて我々は努力をしていかなければいけない、このことも御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○大島(令)委員 それでは、一九七八年以降の産業再生政策について伺います。

この年には、特定不況産業安定臨時措置法の制定がされまして、時限で産業再生政策を繰り返してきました。例えば、特定不況産業安定臨時措置法は、対象を素材型製造業にするなど、そのときごとに対象が違つています。

質問でございますけれども、対象とされた産業界の再建は成つたのか、経産省としての評価を聞かせてください。

○平沼国務大臣 御指摘のように、一九七八年以降に制定された、例えば産業構造転換円滑化臨時措置法でございますとか、それから事業革新法として特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法、これは空洞化対応のための事業革新を支援する、こういったこともやらせていただきました、あるいは特定不況産業安定臨時措置法、あるいは特定産業構造改善臨時措置法、こういう一連のことをやらせていただいて、そして産業再生法、こういう形で流れてきております。

共通する特徴といたしましては、一つは、オイルショックでございますとか、あるいは円高の問題でございますとか、あるいは引き続いて起こつたバブル崩壊後の不況でございますとか、そして、それに続いて起こつた産業空洞化、それから今非常に大きな問題になっております不良債権の処理など、その時代時代における日本の経済の構造調整上重要な課題にそれぞれ臨機応変に対応をするものであつた、こういうことが言えると思います。必要となる構造調整を実現するために、個々の事

業者が行う望ましい取り組みを、課税でございましてとか商法等の特例措置を講ずることによって促進をいたしました。それぞれ、これは相当の成果を私どもは上げた、こういうふうに認識しております。

その一方で、いわゆる特安法ですとか産構法、あるいは円滑化法、あるいは事業革新法と今回の産業再生法の改正の大きな違い、これも一言申し上げさせていただきますのですが、円滑化法や事業革新法においては、施策の対象となる業種を行政が指定して、そして政策の展開を図るというスキームになつております。

かつて、我が国におきましては、成長産業と衰退産業が現時点よりも非常に明確な形で存在して縮小していく、いわば産業構造調整、これを行うことに政策的な意義があつた。こういうことで、一連のことを措置としてやってきました。

しかし、今の時代というのは、御承知のように、産業が高度に成長をし発展をし、市場もまた成熟をしているわけでございます。現在においては、自動車、家電に代表される既存産業が、じや前と比べて自動車とか家電というのは衰退産業かといつたら、そうじゃないわけですね。あるいは、低公害車やIT家電などが主力となる市場と業態を多様に変化させながら、今後もさらに発展をしていく、こういう可能性があるわけでございます。

私どもとしては、今までの手法と違つて、成長産業を伸ばして衰退産業を縮小するということがなくなつて、それぞれの産業の中で劣位にある、そういう企業において、不採算部門を解消しながら、いいところを伸ばしていこう、こういうことが必要だと思つておりました、この産業再生法と、この法を御覧いただいております。

したがしまして、総括をしろ、こういうお話ですけれども、今までの状況は、これまでお話ししたように、成長産業と衰退産業というのがもう明らかに分極化しております、そこに構造調整をするという形で一生懸命やってきました、その結果、

一連やってきたことが、世界の中でも日本のいわゆる産業力というものが非常に大きく評価をされた、そういう成果が十分に上がった、私はこういうふうに思っております。

今度は、大きく構造が変わった中で、さらにこのポテンシャルティを生かして、そして日本の得意な物づくりの分野ですとか、そういった分野をさらにしっかりと伸ばしていく、あるいは流通業もそれなりに体制を強化して競争力をつけていく、そういうことによって日本の経済の活力をよりさらに高めていく、こういうことで私どもはお願いをしている、こういうことでございます。

○大島(令)委員 時間が参りましたので、申し上げますけれども、一九七八年のこの一連の法律が制定されたときから、日経平均株価が五千五百三十七円、それから九千八百九十三円。そして、一番いいときで一万九千八百六十八円、それは一九九五年です。そして、この法案が制定されたとき、一九九九年の平均株価は一万八千九百三十四円。そして二〇〇二年、八千五百七十八円ということ、株価から検証しますと、大臣が言ったように、評価をされているというふうには、一面的な見方かもしれませんが、私は思っておりますので、きょうはこの辺で終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

平成十五年三月二十六日印刷

平成十五年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F